

令和2年度（2020年度）

統計法施行状況報告

令和3年7月30日

総務省

政策統括官
（統計制度担当）

はじめに

「令和2年度（2020年度）統計法施行状況報告」（以下「本報告」という。）は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第55条第2項の規定に基づき、令和2年度（2020年度）中の法の施行状況に関し、各府省等の報告を総務省において取りまとめ、その概要を記述したものであり、インターネットを通じて公表するとともに、統計委員会に報告するものである。

本報告は、経済財政諮問会議や統計改革推進会議が示した統計改革の方向性を踏まえ策定された現行の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年（2020年）6月2日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画」という。）^{*}が開始されて以降、3回目の取りまとめとなっている。

※ 「公的統計の整備に関する基本的な計画」は平成30年（2018年）3月6日に閣議決定を行ったが、平成31年（2019年）1月に明らかとなった統計の不適切事案を受けた新たな取組を盛り込むため、令和2年（2020年）6月2日に再度閣議決定を行った。

なお、構成は3部構成としており、それぞれの内容は以下のとおりである。

- 第1部：令和2年度（2020年度）における主な統計行政の動きを概括したもの
- 第2部：基本計画の内容や進捗状況について各府省の報告を取りまとめたもの
- 第3部：公的統計の作成状況、統計委員会の開催状況、調査票情報等の利用及び提供の状況等を取りまとめたもの

目 次

【本編】	1
第1部 令和2年度（2020年度）における統計行政の主な動き	1
1 統計調査における新型コロナウイルス感染症の影響	3
（1）新型コロナウイルス感染症への対応	3
（2）新型コロナウイルス感染症による統計調査への影響	3
2 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の一部変更について	4
3 毎月勤労統計調査への対応について	5
4 国勢調査の実施について	5
5 統計委員会統計作成プロセス部会の設置について	6
第2部 基本計画の推進状況	7
1 基本計画	9
（1）基本計画に関する法施行状況報告	9
（2）第Ⅲ期基本計画の概要	10
2 取組状況	10
（1）全体の状況	10
（2）令和2年度（2020年度）の主な取組実績	11
3 別編[基本計画 事項別推進状況]	15
「第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針」関係	16
「第2 公的統計の整備に関する事項」関係	16
「第3 公的統計の整備に必要な事項」関係	64
「第4 基本計画の推進」関係	100
第3部 統計法条文別実施状況	105
I 公的統計の作成	107
1 基幹統計	107
（1）基幹統計の指定、変更等の状況	107
（2）法定の基幹統計の状況	108
（3）基幹統計と基幹統計調査の関係	109
（4）基幹統計調査の実施又は変更等の承認状況	110
（5）統計調査以外の方法により作成する基幹統計に関する通知の状況	110
（6）基幹統計の公表の状況	111
2 一般統計調査	111
（1）一般統計調査の実施又は変更等の承認状況	111
（2）一般統計調査の結果の公表の状況	112
3 指定地方公共団体が行う統計調査	113

4	指定独立行政法人等が行う統計調査	114
5	事業所母集団データベース	114
	(1) 事業所母集団データベースの整備及び情報の利用状況	114
	(2) 重複是正及び調査履歴登録の実施状況	115
6	統計基準の設定	116
7	法に基づく協力要請	116
	(1) 国の行政機関に対する行政記録情報の提供の要請状況	116
	(2) 国の行政機関に対する調査、報告その他の協力の要請状況	117
	(3) 地方公共団体及びその他の関係者に対する協力の要請状況	117
	(4) 総務大臣が行う協力の要請状況	117
II	統計委員会	118
1	統計委員会及び部会の開催実績等	118
2	評価分科会の開催実績等	120
	(1) 統計技術評価の取組の根拠	120
	(2) 統計技術評価に資する報告	121
III	調査票情報等の利用及び提供	122
1	調査票情報の二次利用	122
2	調査票情報の提供	122
3	オーダーメイド集計の実施	125
4	匿名データの作成及び提供	126
5	調査票情報等の適正管理のための措置	127
IV	その他	129
1	統計情報の提供（e-Statの取組等）	129
	【資料編】	131
	[統計法・統計改革関連]	
	資料1 統計法の概要	133
	資料2 統計改革に係る統計法等改正状況	135
	資料3 統計委員会が軽微な事項と認めるもの	136
	資料4 統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供する ために～	138
	資料5 「公的統計基本計画」の変更について	139
	[基本計画関連]	
	資料6 民間企業等が保有するビッグデータ等を経常的に活用している統計の 概要	140
	資料7 行政記録情報等の統計作成への活用状況	141
	資料8 オンライン調査の推進状況	145
	資料9 統計関連業務の民間委託の状況	149

資料10	基幹統計、一般統計調査の結果及び加工統計のe-Statへの登録状況...	151
資料11	調査の概要等のe-Statへの登録状況	151
資料12	「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」第Ⅱ部 令和2年度フォローアップ	153
[公的統計の作成関連]		
資料13	基幹統計及び基幹統計調査一覧	160
資料14	基幹統計調査の承認一覧	161
資料15	基幹統計調査の年度別承認件数	162
資料16	基幹統計の公表までの期間	163
資料17	一般統計調査の承認一覧	164
資料18	一般統計調査の年度別承認件数	167
資料19	一般統計調査の結果の公表までの期間	168
資料20	都道府県別統計調査の届出件数	170
資料21	指定都市別統計調査の届出件数	170
[統計委員会関連]		
資料22	統計委員会委員名簿	171
資料23	統計委員会臨時委員名簿	172
資料24	統計委員会専門委員名簿	173
資料25	統計委員会開催状況（第148回～第162回）	174
資料26	統計委員会における諮問・答申実績	176
資料27	令和3年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議 （令和2年（2020年）7月31日）	177
[調査票情報等の利用及び提供関連]		
資料28	法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用（実績）	183
資料29	法第33条の規定に基づく調査票情報の提供（実績）	185
資料30	法第33条の2の規定に基づく調査票情報の提供（実績）	188
資料31	「調査票情報の二次利用及び提供」の活用事例	189
資料32	オーダーメイド集計及び匿名データの利用可能な統計調査	193
資料33	オーダーメイド集計及び匿名データの提供（実績）	194
[その他関連]		
資料34	国連アジア太平洋統計研修所 1970年からの研修事業参加者数	196
資料35	政府統計の総合窓口（e-Stat）について	199
資料36	政府統計共同利用システムについて	200

第 1 部

令和 2 年度（2020 年度）における

統計行政の主な動き

第1部 令和2年度（2020年度）における統計行政の主な動き

1 統計調査における新型コロナウイルス感染症の影響

（1）新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症は、令和元年（2019年）12月に中華人民共和国湖北省武漢市において確認されて以降、国際的に広がりを見せることとなった。

我が国においても、令和2年（2020年）1月に国内で新型コロナウイルス感染症への感染が判明した後、感染が全国に拡大したため、同年4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が発せられ、外出の自粛等が要請されることとなった（同年5月25日解除。その後、緊急事態宣言は、令和3年（2021年）1月7日にも発せられ、同年3月21日に解除となっている。）。

これらの状況を踏まえ、総務省政策統括官（統計基準担当）（当時）は、国の行政機関、指定地方公共団体及び指定独立行政法人等に対し、令和2年（2020年）2月26日、同年4月8日及び令和3年（2021年）1月8日の計3回にわたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から調査計画の変更を行う場合の承認手続等について弾力的な運用を行うこと及び調査結果の公表の際に適切な情報提供を行うべきこと等について通知を行った。

また、統計委員会は、令和2年（2020年）3月16日に「統計法第9条第4項ただし書きにおける『統計委員会が軽微な事項と認めるもの』の取扱いについて」（平成21年（2009年）3月9日統計委員会決定。資料3参照）の改正を行い、基幹統計調査において感染症等の発生に伴う調査地域からの除外、調査の延期又は調査方法の変更を行う場合、統計委員会への諮問を要しないこととされた。

さらに、令和2年（2020年）5月1日の北村統計委員会委員長談話においては、このような状況にあっても、社会・経済の実態を的確に捉えるための統計の重要性は変わるものではなく、現下の正確な状況把握のために、国民共通の情報基盤である統計の必要性は更に高まっていることが指摘されるとともに、政府に対し、調査が安全かつ円滑に行われ、報告者等の負担軽減はもとより、調査実施者における業務の見直しや実施体制の確保についても万全を期すことが求められた。

（2）新型コロナウイルス感染症による統計調査への影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和2年度（2020年度）に実施等を予定していた基幹統計調査及び一般統計調査の一部において、実施時期の繰下げ、調査票提出期限の延長、公表時期の繰下げ、調査の中止などの措置が採られた。

表1 新型コロナウイルス感染症に係る実査における措置状況

措置の種類	計	基幹統計調査	一般統計調査	主な内容
調査対象となる地域の変更又は除外	2	0	2	・ 集団感染を防止するために休業要請を行った地域の一部事業所を調査対象から除外した。
調査事項の一時的な追加	6	0	6	・ 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響に関する設問を追加した。
調査方法の変更	16	5	11	・ 調査員等による対面調査を郵送又は電話聞き取り等で実施した。 ・ 調査員調査を行うことが困難な場合には、郵送調査を可能とした。
統計調査の延期（提出期限の延長を含む。）又は一時停止	59	10	49	・ テレワーク勤務等の状況を踏まえ、報告者の回答期間及び経由機関の審査期間を十分に確保するため、調査票の提出期限を延長した。 ・ これまでの調査結果の傾向も踏まえつつ、報告者となる企業の負担を考慮し、令和2年度の調査実施を見送った。
公表期日の変更	37	9	28	・ 調査票回収期限等の延長に伴い公表期日を後ろ倒しした。 ・ 出勤抑制の影響で集計作業に時間を要することから、公表期日を後ろ倒しした。

また、新型コロナウイルス感染症に対応するため、調査員の感染予防対策の徹底、対面しないかたちでの調査関係書類の配布、インターネットや郵送による回収の一層の推進、感染拡大地域に所在する報告者に対する疑義照会や督促の見合せ等の措置が採られた。

2 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の一部変更について

「公的統計の整備に関する基本的な計画」は、経済財政諮問会議や統計改革推進会議が示した統計改革の方向性を踏まえ、平成30年（2018年）3月6日に閣議決定された。

しかしながら、「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）」における再発防止策や「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高

い品質の統計を提供するために～」における提言を踏まえ^(注1)、新たな取組を盛り込むため、第Ⅲ期基本計画の一部の変更が、令和2年(2020年)3月16日に統計委員会に諮問された^(注2)。

変更案については、統計委員会企画部会において、同日以降、計4回審議され、同年5月1日に、記載の趣旨を明確にする等の観点から一部修正を行った上で、適当との答申がなされた^(注3)。

この後、第Ⅲ期基本計画の一部変更については、同年6月2日に閣議決定された(詳細は資料5参照)。

3 毎月勤労統計調査への対応について

平成30年度(2018年度)に判明した毎月勤労統計調査における不適切事案については、統計委員会において主に遡及推計等に係る統計技術的・学術的観点からの審議が継続的に行われていたが、令和2年(2020年)7月31日に開催された第153回統計委員会において、厚生労働省から遡及推計作業がおおむね完了し、今後、段階的に公表するとの報告がなされた。

その後、厚生労働省から「時系列比較のための推計値」として、令和2年(2020年)8月11日に主要データ、同年10月12日に産業中分類・小分類等のデータ、季節調整済指数が、それぞれ、厚生労働省ホームページ及びe-Statに掲載された。

4 国勢調査の実施について

国勢調査は、国内の人及び世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする基幹統計調査である。

第1回調査は大正9年(1920年)に行われ、令和2年(2020年)調査は21回目に当たり、実施100年目の節目となっている。

令和2年(2020年)国勢調査は、令和2年(2020年)10月1日午前零時現在によって行われ、国内に常住している者を対象に、世帯員に関する事項や世帯に関する事項について調査を行った。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、報告者や統計調査員の安心・安全を確保するため、地域の実情に応じて、報告者と統計調査員ができる限り対面しない方法で調査書類の配布を行うとともに、インターネットで

(注1) 「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について(建議)」(令和元年9月30日)(https://www.soumu.go.jp/main_content/000647066.pdf) / 「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」(令和元年12月24日統計改革推進会議統計行政新生部会)(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/toukeikaikaku/pdf/20191224_shinsei_honbun.pdf)

(注2) 諮問第139号「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」(令和2年3月16日資料3-2)(https://www.soumu.go.jp/main_content/000675898.pdf)

(注3) 諮問第139号の答申「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」(令和2年5月1日)(https://www.soumu.go.jp/main_content/000686050.pdf)

の回答を依頼する等の対応を行った。さらに、調査期間（調査票の回収期間）の延長や市町村における調査票の審査期間の延長等の措置も講じた。

5 統計委員会統計作成プロセス部会の設置について

上記2のとおり、一部変更された第Ⅲ期基本計画においては、統計作成プロセス監査（第三者監査）の導入に向けた「要求事項」及び「方針」の検討・取りまとめが新たに統計委員会に求められた。

このため、令和2年（2020年）10月1日に、これまでの統計委員会点検検証部会を発展的に改組し、統計作成プロセス部会が設置された。

第2部 基本計画の推進状況

第2部 基本計画の推進状況

1 基本計画

(1) 基本計画に関する法施行状況報告

法第4条第1項において、政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めなければならないと規定されている。

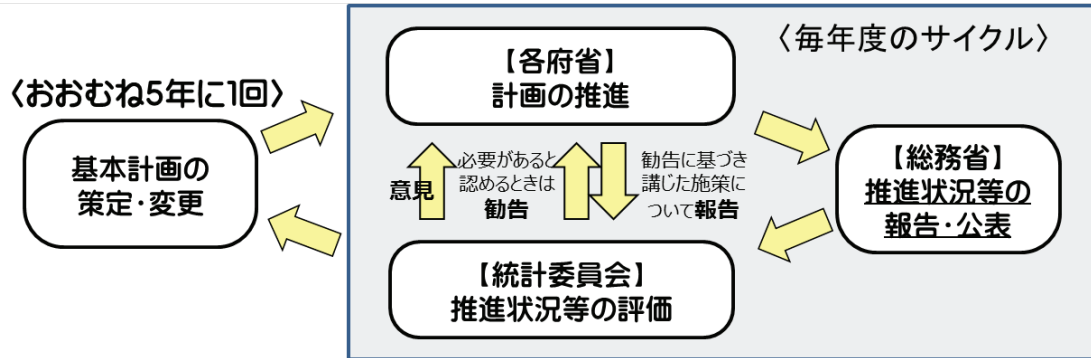
この基本計画については、法第4条第6項において、統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案し、及び公的統計の整備に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに変更することが定められているが、この「効果に関する評価」は、法第55条の規定に基づく総務大臣による法施行状況報告に対する統計委員会の審議によって実施される。また、法第4条第7項において、統計委員会は、基本計画の実施状況を調査審議し、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため必要があると認めるときは、総務大臣又は総務大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができることとされており、同条第8項において、総務大臣又は関係行政機関の長は、前項の規定による勧告に基づき講じた施策について統計委員会に報告しなければならないとされている。

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定。計画期間：平成21年度（2009年度）から平成25年度（2013年度）まで。以下「第Ⅰ期基本計画」という。）は、平成21年（2009年）3月に閣議決定されたが、その後、毎年度の法施行状況報告による評価を経て、第Ⅰ期基本計画を変更した計画として、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。計画期間：平成26年度（2014年度）から平成30年度（2018年度）まで。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）が、平成26年（2014年）3月に閣議決定された。

その後、経済財政諮問会議や統計改革推進会議が示した統計改革の方向性を確かなものとするため、第Ⅲ期基本計画（計画期間：平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）まで。）が、第Ⅱ期基本計画の終期を待たず、1年前倒しで策定された。

さらに、平成31年（2019年）1月に明らかとなった統計業務の不適切事案を発端として、統計委員会において「公的統計の総合的品质管理を目指した取組について（建議）」（令和元年（2019年）9月30日）が、統計改革推進会議統計行政新生部会において「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」（令和元年（2019年）12月24日）が取りまとめられたことを踏まえ、第Ⅲ期基本計画に新たな取組が追加された（令和2年（2020年）6月2日閣議決定）。

図1 統計法施行状況報告による基本計画の評価及び推進



(2) 第Ⅲ期基本計画の概要

第Ⅲ期基本計画（以下の記述において、単に「基本計画」という場合は、第Ⅲ期基本計画を指す。）は、公的統計の整備に関する基本的な方針や取組の方向性、継続的な取組事項等を示した「本文」と、平成30年度（2018年度）からおおむね5年間に各府省が講ずべき具体的な措置、方策、実施時期等を定めた「別表」で構成されており、別表には、国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進などの「公的統計の整備に関する事項」と行政記録情報等の活用などの「公的統計の整備に必要な事項」が掲げられている。

なお、令和2年度（2020年度）の基本計画の変更により、別表には品質確保に向けた取組の強化等に関する事項が追加され、現在は計202事項が掲げられている。

2 取組状況

(1) 全体の状況

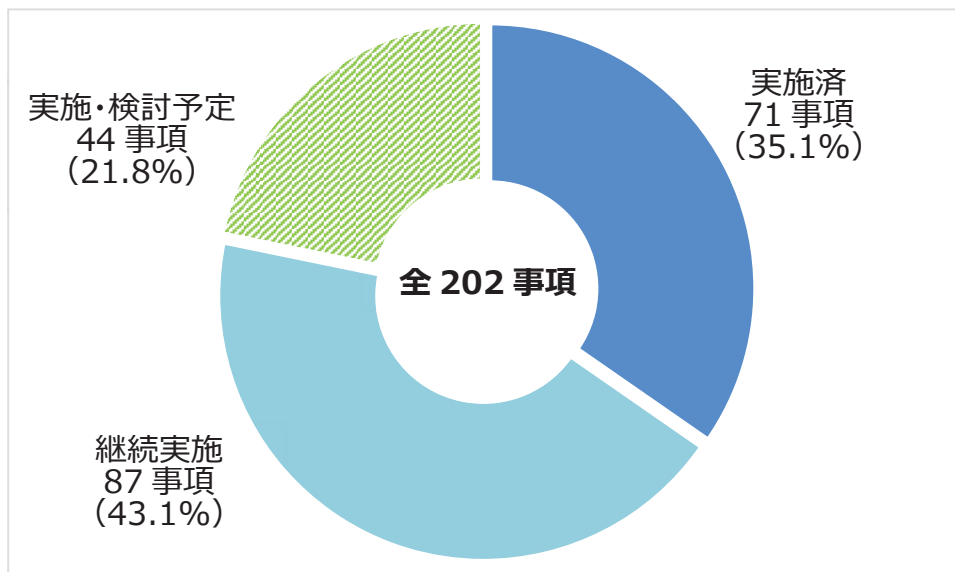
令和2年度（2020年度）は、基本計画の進捗状況を的確に把握するため、基本計画別表に掲げられた202事項について、各府省から自己評価を含む取組実績の報告を受けることとした。

その内容を見ると、令和2年度（2020年度）末までに実施済みの事項（実施済）は71事項（202事項のうち35.1%）、毎年度継続的な取組が必要な事項（継続実施）は87事項（同43.1%）となっており、実施済と継続実施を合わせると158事項（同78.2%）となっている（図2参照）。

また、令和2年度（2020年度）末までには実施に至らなかったものの、今後実施・検討予定の事項は44事項（同21.8%）となっており、引き続き令和3年度（2021年度）以降の進捗が見込まれる。

なお、本報告において、これまでの検討の結果、基本計画に沿った対応が困難な事項は報告されなかった。

図2 基本計画別表202事項の進捗状況（令和2年度（2020年度））



注1) 進捗状況は、各府省からの報告による。

2) 一つの事項の中で、複数の取組が求められており、取組によって進捗状況が異なる場合は、進捗度合いが最も高い区分に整理（実施済71事項のうち、実施済及び継続実施が3事項、実施済及び実施・検討予定が5事項）

（2）令和2年度（2020年度）の主な取組実績

基本計画別表記載事項に関する各府省の個別の取組実績のうち、主なものは、表2のとおりである。

なお、令和2年度（2020年度）における全事項の取組実績については、『3 別編[基本計画 事項別推進状況]』に掲載している。

表2 令和2年度（2020年度）における各府省の主な取組実績

基本計画の記載（概要）	主な取組実績
<p>【基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実】</p> <p>◇ 建設総合統計について、公共工事出来高と国・地方・公的企業等の決算書との整合性を確認した上で、不整合が確認された場合には必要な改善策を早期に検討する。</p>	<p>⇒ 検討の結果、補正率の見直しを行うこととし、国民経済計算体系的整備部会（第22回：令和2年（2020年）6月8日）へ報告の上、改善を実施（令和2年（2020年）6月17日公表）した。＜国土交通省＞</p>

<p>【経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等】</p> <p>◇ 企業を対象とした統計調査の結果を活用した地域別（事業所別）の付加価値等の推計手法を検討する。</p>	<p>⇒ 企業を対象とした統計調査の結果を活用した地域別（事業所別）の付加価値等の推計手法について、昨年度に引き続き、有識者を交えたかたちでその作成方法等に係る検討を実施し、令和2年度（2020年度）までに推計手法について一定の結論を得た。なお、推計結果はレジスター統計内で令和3年度（2021年度）初旬の公表を予定。＜総務省＞</p>
<p>【人口減少社会の実態をよりの確に捉える統計の整備】</p> <p>◇ 人口動態調査の外国人が一定規模以上居住する市区町村における市区町村別の外国人集計について、集計可能性を検討する。</p>	<p>⇒ 「外国人が一定規模以上居住する」との基準や秘匿措置の範囲等を検討した結果、都道府県別や市別に表章することに加え、各事象の発生件数について市区町村別に表章する見直し案を作成し、厚生労働省ホームページにおいて意見募集を実施した。頂いた意見を踏まえ、調査計画に反映し、令和3年（2021年）1月に総務大臣の承認を得た。今後、令和2年（2020年）人口動態統計（確定数）から適用する（令和3年（2021年）9月公表予定）。＜厚生労働省＞</p>
<p>【教育や就業等の実態をよりの確に捉える統計の整備】</p> <p>◇ 社会教育調査における関係主体ごとの収入・費用構造の把握について、地方公共団体における財務書類等の整備状況の進展を踏まえ、実施可能性を検討する。</p>	<p>⇒ 令和2年度（2020年度）中に委託事業「社会教育調査の改善に資する調査研究」において有識者による研究会を開催し、指摘事項について検討を行った。</p> <p>研究会において、社会教育施設における関係主体ごとの収入・費用構造の把握については、既に地方教育費調査において、一定程度の収支を把握していること、これを超えて更にレベルの細かい項目別の収入・費用について把握することについては、統計調査として詳細を一律に定義して的確に把握することは困難で</p>

	<p>あること、調査客体に新たな負担を課す一方で政策上の必要性が現段階において国及び地方において見いだされないことから、現段階では適当とは言えないとの結論を得た。＜文部科学省＞</p>
<p>【農林水産関連施策の推進を図るための統計整備】</p> <p>◇ 2015年農林業センサスのうち、法人形態の農林業経営体の調査結果について、平成28年（2016年）経済センサス - 活動調査の結果を利用し、他産業からの農業への参入状況や、農林業と農林業以外の産業との連携状況等を把握・分析するための統計作成に向けた検討を推進する。</p>	<p>⇒ 平成30年（2018年）11月27日に平成28年（2016年）経済センサス - 活動調査の個票の提供を受け、2015年農林業センサスにおける法人経営体との名寄せを行い、令和元年度（2019年度）に名寄せ結果の精査を行ったところである。</p> <p>その後、令和2年度（2020年度）に引き続き集計表の作成・分析を行い、令和2年（2020年）9月に結果の公表を行った。＜農林水産省＞</p>

3 別編[基本計画 事項別推進状況]

※ この「別編」には、原則として、基本計画別表「今後5年間に講ずる具体的施策」に掲げられた事項の令和2年度（2020年度）における推進状況（取組実績）を掲載しているが、その他、基本計画本文の記述で別表に具体的施策が記載されていないもののうち、特にフォローアップが必要と考えられる事項についても推進状況（取組実績）を掲載している。

※ 「具体的な措置、方策等」欄における「◎」は基幹統計に係る事項を、「○」はその他の公的統計に係る事項（基幹統計を含む公的統計全般に共通した事項を含む。）を示す。

※ 「実施済等の別」欄の各類型は、令和2年度（2020年度）末時点での検討状況及び進捗状況に対する各府省等の自己評価の結果を表す。各類型の内容は以下のとおりである。

- ・実施済 : 令和2年度（2020年度）末までに、基本計画の内容に沿った所要の措置を終えたもの
- ・継続実施 : 基本計画で求められている事柄の性質上、期限は設けられていないが継続的・段階的な措置・取組が必要なもの
- ・実施・検討予定 : 令和2年度（2020年度）末までに実施済には至らなかったものの、引き続き実施・検討が行われるもの

※ 「令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況」欄に担当府省名が【 】で記載されていない場合、当該取組の担当府省は、「担当府省」欄と同一である。

【基本計画 事項別推進状況】

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第1 3 国際比較可能性や統計相互の整合性の確保・向上	<p>【計画本文記載事項】</p> <p>○ 障害者統計については、平成29年度（2017年度）中に閣議決定を予定している第4次障害者基本計画に、その充実を図ることを盛り込むべく検討が進められている。また、障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）第31条は、締約国に統計資料等の収集を求めており、同条約の第1回日本政府報告では、データ・統計の充実を課題として掲げ、改善に努める旨を記載している。これらの施策上のニーズ等を踏まえ、障害者統計の充実を図る。</p>	(各府省)	-
第2 1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進 (1) 基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実 より正確な景気判断に資する基礎統計改善及び国民経済計算の加工・推計手法の改善等	◎ 家計調査について、報告者や都道府県職員・統計調査員の負担軽減にも配慮しつつ、オンライン家計簿の全面導入や機能拡充等に向け、段階的かつ円滑に取り組むを推進する。	総務省	令和元年(2019年)から実施する。
	◎ 家計統計について、調査結果の補正方法に係る研究を進めるとともに、調査手法の変更による影響の検証や情報提供等を充実する。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 消費動向指数（CTI）について、産官学連携の研究協議会を活用するなどして、景気指標として有用なものとなるよう、引き続き開発・精度向上に取り組む。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 法人企業統計調査における調査票の督促、欠測値の補完方法の改善方法について結論を得る。	財務省	平成30年度(2018年度)中に結論を得る。

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある者と障害のない者との比較を可能とするための障害者統計の充実に向けて、学識経験者及び関係府省の者を構成員とする検討チームの下、「令和元年度障害者統計の充実に係る調査研究事業」を行い、報告書を取りまとめた。 【内閣府、総務省及び厚生労働省】 ・ 令和3年（2021年）に実施する社会生活基本調査において、日常生活への支障の有無による生活時間の違いなどを把握することとし、調査実施の準備を進めている。【総務省】 ・ 令和4年（2022年）に実施する国民生活基礎調査において、障害者統計の充実に資する設問の追加の検討を進めている。【厚生労働省】 	-
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年（2018年）1月から段階的に、スマートフォン・タブレットでの回答も可能な、レシート読取機能を実装したオンライン家計簿を導入し、令和元年（2019年）12月に全ての地域に導入完了。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新旧家計簿別の家計収支の状況を集計するとともに、家計簿改正による集計値への影響を推計し、平成30年（2018年）1月分結果以降、対前年同月増減率等について当該変更の影響による変動を調整した「変動調整値」を公表している。なお、影響を調整した推計値と元の集計値との差である調整額も公表している。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費動向指数について、更なる速報性と精度向上に向けた課題を整理し、産官学連携の「消費動向指数研究協議会」（研究評議会）において検討を行った。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ （欠測値補完方法） 回答の値が「0」である場合と欠測値の場合の区別については、両者を区分して把握することとする。なお、データ記録の区別については、必要な予算措置やシステム改修の後に対応することとする。 また、欠測値補完に関して、EDINET等の外部情報の活用実績のある他統計の事例研究を行うとともに、EDINET情報の現状把握と体系的な活用について検討した。その結果、年次別調査の審査事務及び計数照会事務において、EDINET情報（有価証券報告書）等をより一層活用することにより、調査結果の精度向上に取り組むこととする。 さらに、学識経験者を交えた研究において、平成25年度（2013年度）から平成30年度（2018年度）の欠測企業に係る当該調査期以前に得られた過去データを利用することの有効性が認められたところであるが、実際の導入に当たっては、対象とする過去データの範囲など、更なる検討が必要とされた。そのため、令和2年度（2020年度）も引き続き学識経験者を交えた研究を行い、利用する過去データの範囲等について検討を行っているところである。 （調査票の督促方法） 平成30年度（2018年度）から外部委託督促において、企業が集中している一部地域の督促を1日長く実施している。また、回収率向上方策の1つとして掲げられている「国民に対する回答義務の周知」に関して、一部財務局の調査票発送用封筒に試行的に記載し、効果を検証することとした。 	実施・検討予定

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	◎ 法人企業統計調査について、オンライン調査システムにおける電子調査票の仕様を一般に公開するなどして、民間の会計ソフトとの連携を強化し、報告者負担の軽減を図ることにより、回収率の向上や集計事務の迅速化を推進する。	財務省	令和元年度(2019年度)から実施する。
	◎ 四半期別法人企業統計調査について、調査対象や項目を限定した調査を導入することにより、QEの1次速報に間に合うように一部早期化を図ること、早期化を前提に研究開発投資を調査項目に追加することについて、経済界の協力を得つつ試験的な調査を実施し、検証する。また、内閣府と協力し、この試験的な調査の結果を反映した場合におけるQE推計の試算を行い、年次推計との整合性を保ちつつ、報告者負担を含めた検証を行った上で、改善に向けた方針を検討し、結論を得る。	財務省、内閣府	令和元年度(2019年度)から試験的な調査を実施し、検証を開始する。 令和4年度(2022年度)末までのできるだけ早い時期に結論を得る。
	◎ 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの階層における標本の抽出方法について、速やかに母集団名簿を精査するとともに、売上高や雇用者数等による層化抽出を検討し、結論を得る。	財務省	令和4年度(2022年度)までに結論を得る。
	○ 建設総合統計について、公共工事出来高と国・地方・公的企業等の決算書との整合性を確認した上で、不整合が確認された場合には必要な改善策を早期に検討する。	国土交通省	必要な改善策の検討を行い、令和元年度(2019年度)中に結論を得る。
	◎ 公的固定資本形成について、QEと年次推計との乖離の原因について検証した上で、建設総合統計の出来高と決算書の整合性に係る確認及び検討状況を踏まえ、必要な改善策を早期に検討する。	内閣府	早期に結論を得る。

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 民間の会計ソフト会社に電子調査票の仕様を公開するとともに協力依頼を行った。また、電子調査票に会計ソフトから出力された回答データを自動で取り込む連携機能を追加することにより、報告者負担の軽減を図るとともに、回収率の向上や集計事務の迅速化を推進した。 （連携機能については年次別調査は平成30年度（2018年度）下期調査から、四半期別調査は平成31年（令和元年（2019年））4-6月期調査から実装） 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 試験的な調査について、内閣府と調整を行いつつ、学識経験者を交えた検討を踏まえ、調査計画を策定した。また、報告者負担などの観点から、調査計画案について、経済団体連合会に意見を求めるとともに協力要請を行った。平成30年（2018年）6月に「法人企業統計調査附帯調査（四半期別GDP速報（1次速報）のための一部項目早期調査）」として総務大臣から一般統計調査の承認を得て、令和元年（2019年）4-6月調査から調査を実施している。調査結果については、内閣府へ提供し、情報共有を行っている。令和2年度（2020年度）は、国民経済計算体系的整備部会QEタスクフォース会合にて中間報告を行った。 今後、令和4年度（2022年度）末までのできるだけ早い時期に、内閣府と協力し、附帯調査の結果を反映した場合におけるQE推計の試算を行い、年次推計との整合性を保ちつつ、報告者負担を含めた検証を行った上で、改善に向けた方針を検討し、結論を得る予定。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの標本抽出方法の見直しとして、売上高や雇用者数等による層化抽出を行なうためには、母集団名簿に売上高や雇用者数等に関する情報が含まれている必要があるが、法人企業統計で使用している母集団名簿には、これらの情報が含まれていない。層化抽出を行なうためには売上高や雇用者数等に関する情報を含む事業所母集団データベースの活用が前提となる。しかしながら、法人企業統計調査と事業所母集団データベースにはかい離が生じているため、総務省と協力して、令和3年度（2021年度）末までにかい離を改善するための方策を検討することとしている。令和2年度（2020年度）は、総務省において経済センサス-基礎調査結果を法人企業統計の母集団名簿と照合するなど、かい離の改善状況等についての分析を行っているところ。今後、総務省と協力してその結果を踏まえた検討を行う予定。 また、上記検討の後、学識経験者を交えた「法人企業統計研究会」において、具体的な標本抽出方法の見直しについて検討を行い、令和4年度（2022年度）までに結論を得る予定。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 検討の結果、補正率の見直しを行うこととし、国民経済計算体系的整備部会（第22回：令和2年（2020年）6月8日）へ報告の上、改善を実施（令和2年（2020年）6月17日公表）した。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年（2018年）3月の第10回国民経済計算体系的整備部会において、公的固定資本形成について、QEと年次推計とのかい離の原因について検証を実施し、基礎統計である建設総合統計と決算書の整合性が向上されれば、かい離の縮小に資することが期待されることを報告。 令和2年（2020年）7月の第23回国民経済計算体系的整備部会において、公的固定資本形成について検証結果を報告し、QEでは、見直しが進められた建設総合統計を用いて推計を行うこととされた。 	実施済

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 再投資収益について、内閣府の協力の下、国民経済計算との調和も考慮し、計上手法について検討する。また、「居住者間取引を挟む転売の対象となった財貨等」等の公表など財貨の輸出入部分についての通関統計との差の透明化について、検討する。	財務省、内閣府	令和元年度(2019年度)を目途に結論を得る。
	○ QE及び年次推計の精度向上には、一次統計から国民経済計算の推計におけるそれぞれの段階(QE、年次推計)において提供するデータの差異を縮小することが重要である。このため、平成27年度(2015年度)以降の第一次年次推計から第二次年次推計への改定状況等を踏まえた検証を行う。当該検証結果を踏まえた上で、国民経済計算に活用される一次統計(「経済産業省生産動態統計」、「サービス産業動向調査」等)及びその活用方法の改善余地について、一次統計を所管する関係府省と内閣府とが一体となり検討を進め、基本的な方策を取りまとめる。	内閣府、総務省、経済産業省、関係府省	財については令和元年(2019年)年央までに検証し、3年(2021年)末までに結論を得る。サービスについては令和2年(2020年)年央までに検証し、4年(2022年)末までに結論を得る。
	○ 消費者物価指数の次期基準改定に向け、冠婚葬祭サービスなどの把握の可否、インターネット販売価格の採用の可否を検討し、結論を得る。	総務省	平成30年度(2018年度)までに結論を得る。
	○ 消費者物価指数における家賃の品質調整について、次期基準改定で参考指数を公表することを目標に平成30年度(2018年度)以降も検討する。	総務省	次期基準改定までに結論を得る。

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 令和元年（2019年）6月の国民経済計算体系的整備部会において了承を得た新たな計上方法に沿って、令和2年（2020年）9月速報（同年11月10日公表）時から公表済み。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 財については、国民経済計算の2015年（平成27年）基準改定において、エアコン、電気照明器具及びパチンコについて、推計上の工夫によって工業統計調査の品目概念に近付けるなどの推計方法の変更を行い対応した。その他鋼船については、第二次年次推計を基準年（産業連関表）に合わせるよう、2020年度（令和2年度）国民経済計算年次推計において対応予定。肉加工品及び清涼飲料については、産業連関表（基準年）の推計方法に係る検討を待ち、その結論に合わせて第二次年次推計を合わせる予定（いずれも令和3年（2021年）3月の第26回国民経済計算体系整備部会において了承済）。 サービスについては、検証を行い、同改定差がGDPに与える影響が僅少であるため、財のような個別品目の検討は行わないとの結論となった（令和2年（2020年）11月の第24回国民経済計算体系整備部会において了承済）。 【内閣府】 統計委員会及び内閣府からの検討課題について検討し、令和元年（2019年）6月14日及び令和2年（2020年）3月17日に開催された国民経済計算体系的整備部会において、工業統計調査と経済産業省生産動態統計調査の精査等について説明し、関係府省と協議を実施した。今後も統計委員会及び内閣府等との調整に適切に対応する。【経済産業省】 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 冠婚葬祭サービスの把握の可否については、葬儀サービス及び結婚式場サービスについて、関係団体の協力を得て市場動向や、実査可能性等を検討するとともに、有識者の意見等を踏まえ、次期基準改定において、葬儀料を新たな品目として採用することとした。令和元年（2019年）8月に統計委員会（国民経済計算体系的整備部会）に報告。平成30年度（2018年度）統計法施行状況に関する審議結果報告書（令和元年（2019年）9月30日統計委員会）において、適当との結論を得た。 インターネット販売価格については、近年の消費者のインターネットを利用した購入割合の状況や有識者の意見を踏まえ、次期基準改定において、テレビなどの教養娯楽用耐久財及び旅行サービス（航空運賃、外国パック旅行費、宿泊料）についてインターネット販売価格を採用することとした。令和元年（2019年）8月に統計委員会（国民経済計算体系的整備部会）に報告。平成30年度（2018年度）統計法施行状況に関する審議結果報告書（令和元年（2019年）9月30日統計委員会）において、適当との結論を得た。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 有識者の意見を踏まえながら、国内外の情報収集や借家家賃の経年変化率に関する試算を含む研究分析を行い、平成30年（2018年）3月及び同年7月に統計委員会（国民経済計算体系的整備部会）に報告するとともに、同月にこれまでの研究成果を取りまとめて公表した。また、直近の住宅・土地統計調査を用いて借家家賃の経年変化率を試算し、令和3年（2021年）2月に統計委員会に報告し、適当との結論を得た。なお、本分析結果を取りまとめ、令和3年（2021年）の消費者物価指数2020年基準改定時に参考資料として公表予定。 	実施済

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>○ 医療・介護及び教育の質の変化を反映した価格の把握手法とその応用について、厚生労働省、文部科学省等と連携し、平成29年度（2017年度）に開始した包括的な研究を推進するとともに、建設（市場価格取引ベース）及び小売サービス（マージン）の価格の把握手法について、日本銀行が国土交通省の参画を得て行う共同研究の成果及び日本銀行が総務省・経済産業省等からデータ・関連情報の提供等の協力を得て行う研究成果も踏まえ、関係府省等と連携し、一連の研究成果の活用方法についても検討し、その結果を統計委員会に報告する。</p>	内閣府、関係府省	令和4年度（2022年度）までに実施する。
	<p>◎ 毎月勤労統計について、令和4年（2022年）1月のローテーション・サンプリングへの全面移行に向け、実査機関とも十分に連携し、着実かつ円滑に取り組むを推進する。また、その間の結果公表について、移行期間である旨の説明を入れる等、利用者の混乱を招かないよう配慮するとともに、継続標本による参考指標を平成30年度（2018年度）以降も継続して公表する。</p>	厚生労働省	令和4年（2022年）1月までに実施する。
	<p>◎ 毎月勤労統計について、本調査の母集団を事業所母集団データベースの年次フレームに変更するに当たって、標本抽出方法や復元方法を検討する。</p>	厚生労働省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	<p>◎ 家計統計、法人企業統計、個人企業経済統計、建設関連統計などの基礎統計の改善も踏まえつつ、QEの推計における需要側統計と供給側統計の統合比率を見直すなど、推計精度の確保・向上に不断に取り組む。</p>	内閣府	平成30年度（2018年度）から実施する。
	<p>◎ 家計の可処分所得及び貯蓄の速報値について、参考系列としての公表を目指して検討する。</p>	内閣府	平成30年度（2018年度）中に実施する。

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 医療・介護の分野は、令和元年度（2019年度）5月の統計委員会において医科レセプトのサンプルデータ等によるデフレーターを試算結果を報告した。その後同報告を踏まえ、推計精度の向上を目的に、厚生労働省に特別抽出形式のレセプトデータの提供を依頼し入手した。 教育の分野は、質変化を反映した価格の把握手法として、産出数量法（細分化アプローチ）を用いた試算結果について、令和3年（2021年）1月に統計委員会への中間報告を行った。今後は、当該報告における指摘事項も踏まえ、産出数量法による遡及推計や投入法による推計との比較などを行う。【内閣府】 建設物価については、総務省（統計委員会担当室）、日本銀行のほか、日本大学や一橋大学の学識者が参画する共同研究において検討を進めた。 建築については、北米・欧州での統計作成事例の調査結果を踏まえた価格指数の作成手法の比較・検討を行った上で、国土交通省から提供を受けた建築着工統計の個票データを用いて層別化アプローチ及びヘドニック・アプローチによる市場価格取引ベースの価格指数の試算を実施した。それらに係る一連の研究成果については、平成30年（2018年）12月の統計委員会企画部会主催ワークショップ及び平成31年（2019年）3月の統計委員会において報告を行った。 また、土木工事については、国土交通省から積算実績データベースの提供を受け、マージンを含む市場価格取引ベースの価格指数を試算した。その研究成果は、令和3年（2021年）2月の統計委員会企画部会に報告するとともに、同年3月にワーキングペーパーとして公表した。【総務省】 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 令和4年（2022年）1月のローテーション・サンプリングへの全面移行に向け、現在移行期間中である。また、入替え方法を変更したことについての説明資料をホームページに掲載するとともに、継続標本による参考指標も公表を続けている。 また、更なる精度向上に向けて、厚生労働統計の整備に関する検討会の下にワーキンググループを立ち上げ、今後検討を行う予定。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年（2018年）からローテーション・サンプリングを導入している（現在移行期間中）。これに伴い、調査の母集団として事業所母集団データベースを用い、毎年最新の母集団を用いるとともに、抽出率逆数を用いた復元処理を行っている。 また、毎月勤労統計調査においては、全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたが、令和元年（2019年）6月分調査から全数調査を実施するとともに、復元に必要なデータ等が存在しないため再集計を行うことができなかった平成16年（2004年）～平成23年（2011年）の結果について「時系列比較のための推計値」を作成して公表した。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 国民経済計算の2015年（平成27年）基準改定において、国内家計最終消費支出及び民間企業設備における統合比率について再推計を実施し、令和2年（2020年）11月の第24回国民経済計算体系的整備部会にて報告を行った。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 第Ⅲ期基本計画策定以降、国民経済計算体系的整備部会において推計方法や試算結果等の報告を行い、了承を得た。平成31年（2019年）1 - 3月期（令和元年（2019年）8月公表）より、家計可処分所得・家計貯蓄率四半期別速報を参考系列として公表している。 	実施済

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	◎ 生産面及び分配面の四半期別GDP速報の参考系列としての公表の取扱いについて、結論を得る。	内閣府	平成30年度(2018年度)末までに結論を得る。
イ 生産面を中心に見直した国民経済計算への整備	◎ 国民経済計算の精度向上に必要となる事項について、内閣府から平成30年度(2018年度)の可能な限り早期に具体的な要望の提示を受ける。その上で、令和3年(2021年)経済センサスの試験調査(令和元年度(2019年度)実施予定)やその後着手する投入調査の調査設計を念頭に、基礎統計の整備状況も踏まえつつ、基準年SUT・産業連関表の基本構成の大枠を決定する。	産業連関表作成府省庁	平成30年度(2018年度)末までに結論を得る。
	◎ 基準年SUTと中間年SUTを可能な限り同様な概念に基づくシームレスな設計となるよう、中間年SUTの基本構成を、基準年SUTと並行して検討し、大枠を固める。	内閣府	平成30年度(2018年度)末までに結論を得る。
	◎ 基準年SUT・産業連関表の部門について、部門分類概念の整合性を前提としつつ、国内生産・需要額の大きさ、産業における生産技術の類似性、生産物の用途の類似性、産業・生産物の成長性及び国際比較可能性について、一定の客観的ルールを設定して検討を行う。その際、調査技術の工夫、報告者負担の抑制及び限られた統計リソースの適切な配分にも十分配慮する。	産業連関表作成府省庁	平成30年度(2018年度)末までにルールを設定し、検討を継続する。
	◎ 生産物分類の構築について、財及びサービスの特性を踏まえて検討を推進し、平成30年度(2018年度)までにサービス分野について、令和5年度(2023年度)までに財分野を含めた全体について生産物分類を整備する。	総務省	平成30年度(2018年度)までにサービス分野について、令和5年度(2023年度)までに全体について生産物分類を整備する。

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 第Ⅲ期基本計画策定以降、生産側・分配側GDPの四半期速報の参考系列としての公表の取扱いについて、国民経済計算体系的整備部会において、推計結果や試算結果等の報告を行ってきた。 生産側GDPの四半期速報については、令和2年（2020年）10月に論文形式で公表し、令和2年（2020年）10月の第4回同部会QEタスクフォース会合にて報告を行った。令和3年（2021年）1月の第5回同部会QEタスクフォース会合では、令和3年度（2021年度）には、年央及び年次推計後の早い段階で年2回の論文形式等での公表を行うと同時に、業務の効率化及び公表系列の整理・合理化を行うことにより、令和4年度（2022年度）より年4回の参考系列として定期的に公表する体制を整えることを目指すとの結論を得た。 分配側GDPの四半期速報の取扱いについては、令和2年度（2020年度）に実施した生産・支出・分配の三面の整合性に関する研究会における議論等を踏まえながら、引き続き検討を進める。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年（2018年）8月31日に内閣府から「基準年SUT・産業連関表の基本構成の大枠に向けた内閣府要望」の提示を受けた。当該要望や、国民経済計算体系的整備部会SUTタスクフォース会合や産業連関技術会議における議論を踏まえ、「基準年SUT・産業連関表及び中間年SUTに係る基本構成の大枠」を取りまとめた（平成31年（2019年）3月22日国民経済計算体系的整備部会SUTタスクフォース会合資料、令和元年（2019年）6月20日産業連関表作成府省庁・内閣府決定）。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 国民経済計算体系的整備部会SUTタスクフォース会合や産業連関技術会議における議論を踏まえ、「基準年SUT・産業連関表及び中間年SUTに係る基本構成の大枠」を取りまとめた（平成31年（2019年）3月22日国民経済計算体系的整備部会SUTタスクフォース会合資料）。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 基準年SUT・産業連関表の部門について、一定の客観的ルールを設定して検討を行った（検討過程においては、国民経済計算体系的整備部会SUTタスクフォース会合や産業連関技術会議に提示）。これを踏まえ、基準年SUT・産業連関表の部門の考え方について、「基準年SUT・産業連関表及び中間年SUTに係る基本構成の大枠」（平成31年（2019年）3月22日国民経済計算体系的整備部会SUTタスクフォース会合資料、令和元年（2019年）6月20日産業連関表作成府省庁・内閣府決定）に盛り込んだ。現在、これに基づき検討を継続している。 	実施済（ルールの設定について）及び継続実施（検討について）
<ul style="list-style-type: none"> サービス分野の生産物分類（2019年設定）については、平成31年（2019年）3月までに取りまとめを行い、統計委員会に報告を行った上で、平成31年（2019年）4月25日に決定（総務省政策統括官（統計基準担当）決定）し、公表した。 令和2年度（2020年度）においては、前年度に引き続き、財分野の生産物分類を検討するため、学識経験者及び関係府省庁等から構成される「生産物分類策定研究会」を、令和2年（2020年）6月から令和3年（2021年）3月までに計6回開催した。 同研究会では、財分野の産業別に、国内の既存統計における品目や、北米や欧州などの海外の生産物分類などを参考にしながら、生産物分類の検討を進めるとともに、サービス分野と財分野の生産物分類を用途の類似性（需要側視点）に基づき体系化することについても検討を行った。 	実施済（サービス分野について）及び実施・検討予定（財分野を含めた全体について）

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	◎ 建築着工統計の補正調査について、統計委員会における精度検証結果も踏まえ、精度向上のための標本設計の変更や、調査名及び目的の見直しを検討し、改善に向けた結論を得るとともに、利用者の理解促進に向けた情報提供の充実を推進する。	国土交通省	平成30年度(2018年度)までに結論を得る。
	◎ 建築着工統計の工事費予定額により推計される工事実施額については、補正調査の見直しにより、精度向上を図る。工事の進捗率パターンについては、早期に建設工事進捗率調査を実施し、見直しを図る方向で検討する。これらの見直し結果を、できるだけ早期に出来高ベースの統計(建設総合統計)に反映させること、また、進捗パターンを機動的に見直すために補正調査を活用することを検討する。	国土交通省、関係府省	平成30年度(2018年度)から順次実施する。
	○ 建築物リフォーム・リニューアル調査について、令和元年度(2019年度)作成予定の平成27年(2015年)産業連関表に取り込んだ上で、令和2年度(2020年度)を目途に予定されている次回の国民経済計算の基準改定に反映できるよう、遡及期間、遡及推計方法等の具体的事項について関係府省間で調整する。同調査の公表時期については、少なくともQE(2次速報)に活用できるよう、公表を早期化する。	国土交通省、産業連関表作成府省庁、内閣府	次回産業連関表(令和元年度(2019年度))に取り込んだ上、次回基準改定に反映する。
	○ 建設工事施工統計について、精度向上に向けた見直しを検討する。	国土交通省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 非住宅の売買取引の仲介手数料について、登記情報等から得られる不動産取引件数や価格情報に関するデータなどを用いた推計を検討し、可能な部分については平成27年産業連関表における反映を目指す。	国土交通省	次回産業連関表作成時(令和元年度(2019年度))までに結論を得る。

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 統計委員会における精度検証結果や平成30年度（2018年度）に実施した試験調査の結果等を踏まえ、調査の名称を補正調査から建築工事費調査に変更するなど補正調査を全面的に変更する調査計画を申請し、令和2年（2020年）2月7日に総務大臣の承認を受け、令和3年（2021年）1月より建築工事費調査へ移行した。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 工事進捗率パターンについて、建設工事進捗率調査の結果を踏まえ、補正率の見直しを行い、国民経済計算体系的整備部会（第22回：令和2年（2020年）6月8日）へ報告の上、建設総合統計に反映（令和2年（2020年）6月17日公表）した。令和3年（2021年）1月から実施している建設工事費調査の結果を踏まえつつ、建設工事費進捗率調査への反映の方法について検討中。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 建築物リフォーム・リニューアル調査について、令和元年（2019年）6月公表の「平成27年（2015年）産業連関表」及び令和2年（2020年）8月公表の「平成17-23-27年接続産業連関表」に反映させた。 同調査の公表時期については、平成30年（2018年）4月25日に総務大臣から同調査（一般統計調査）の変更承認を受け、平成30年度（2018年度）調査からQEの公表周期に合わせて、従前の半期毎から四半期毎に変更して実施しているところであり、令和元年（2019年）9月10日公表の令和元年度（2019年度）第1四半期受注分の調査から公表時期の早期化を行った。 また、建築物リフォーム・リニューアル調査のQE（2次速報）への活用に関しては、令和3年（2021年）3月の第26回国民経済計算体系的整備部会において、国土交通省より、公表の早期化に代えて、回収率の状況把握等を目的として取りまとめている中間集計値の提供を試行した旨の報告を行った。【国土交通省】 平成27年（2015年）産業連関表に反映されたことを踏まえ、国土交通省の産業連関表のCT推計値及び推計方法を参考に、年次推計、供給側QE、固定資本マトリクス、それを踏まえた総固定デフレーター及び固定資本減耗の推計方法を検討し、国民経済計算の2015年（平成27年）基準改定において反映した。【内閣府】 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 建設工事施工統計の精度向上に向けた欠測値補完の見直しについては、令和2年（2020年）10月30日の第8回評価分科会において報告を行い、欠測値補完の見直し方法について妥当との評価を頂いたところ。 これを踏まえ、今後、令和2年度（2020年度）実績分の調査結果より、新たな推計方法による公表を行う予定。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 非住宅の売買取引の仲介手数料については、国土交通省が作成している不動産価格指数の推計に利用しているデータ等を用いて推計を行い、平成27年（2015年）産業連関表に反映した。 	実施済

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>○ 分譲住宅の販売マージンについて、「産業連関構造調査（不動産投入調査）」や企業決算データの活用、非住宅不動産の賃料収入については、よりカバレッジが広い「法人土地・建物基本調査」（賃貸面積比率、空室率等）などの活用によって、精度向上を図ることを検討する。</p>	国土交通省	次回産業連関表作成時（令和元年度(2019年度)）までに結論を得る。
	<p>○ 医療の中間投入構造の把握のため、検討を行う。具体的には、医療経済実態調査（医療機関等調査）の、基準年のみならず中間年推計における利活用に向けて、利用できない年次の補完について検討する。これを踏まえて、回収率の状況等も含めて、多角的に検証を進める。あわせて、必要に応じて年次統計の整備等について検討を行う。また、医療経済実態調査（医療機関等調査）の利活用に向けた検証及び内閣府から示された年次推計における医療分野の課題を踏まえ、当該調査の目的との整合性や調査項目が増えることによる回答率への影響を踏まえつつ、医療経済実態調査（医療機関等調査）、産業連関構造調査（投入調査）、ビジネスサーベイにおける調査項目見直しや拡充について検討する。病院・診療所は入院と入院外に区分したデータを保有しておらず、現在の部門分類に対応する投入調査は困難であるため、当面の対応としてレセプトデータ（社会医療診療行為別統計）などを活用した費用項目の推計見直しについて検討を進めるとともに、SUT体系への移行後における実測可能性のある部門分類の設定や、それに対応した費用項目の調査の在り方についても検討を行う。</p>	厚生労働省、内閣府、関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 分譲住宅の販売マージンについては、「産業連関構造調査（不動産投入調査）」を活用して分譲住宅の販売マージンの推計を行い、平成27年（2015年）産業連関表に反映した。 非住宅不動産の賃料収入については、「法人土地・建物基本調査」（賃貸床面積及び空室率）を活用し推計を行い、平成27年（2015年）産業連関表に反映した。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 平成27年（2015年）産業連関表の「医療（入院診療）」及び「医療（入院外診療）」の部門ごとの医薬品に係る投入係数について、推計方法の見直しの検討を行った。見直し後の推計方法による試算の結果、従前の推計方法を採用した場合と比較してアクティビティごとの特性に応じた投入係数の推計精度が一定程度向上する見込みと検証結果を得、第9回SUTタスクフォース会合（平成30年（2018年）6月18日）に報告を行い、同会合の了承を得た。平成27年（2015年）産業連関表については、見直し後の推計方法で作成し、第14回SUTタスクフォース会合（令和元年（2019年）7月29日）に推計結果を報告し、了承された。 また、令和2年（2020年）産業連関表における医療業・社会福祉事業等投入調査の企画に当たっては、SUT体系への移行も見据え、実測可能性のある部門について検討を行う。【厚生労働省】 医療の中間投入比率推計の基礎統計等について、現行推計と医療経済実態調査（医療機関等調査）を使用した場合を比較して、基準年間における中間投入比率の動きを検証し、国民経済計算体系的整備部会SUTタスクフォース会合にて検証結果を提示。さらに、この検証作業における前提条件を精緻化して行った検証結果を令和元年（2019年）7月の第14回同会合にて提示。中間年推計の更なる精度向上に向けて、引き続き検討を行う。【内閣府】 	実施済（レセプトデータ（社会医療診療行為別統計）などを活用した費用項目の推計見直し及び見直し後の推計方法による平成27年（2015年）産業連関表の作成について）及び実施・検討予定（SUT体系への移行後の部門設定・調査の在り方）

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>○ 社会福祉（国公立）についても社会福祉（非営利）と同程度の細かさで費用構造を把握できるよう、行政記録情報のさらなる活用の可能性を検証するとともに、報告者自身の計数把握状況や負担等に配慮しつつ、社会福祉（国公立）への投入調査の新規実施を検討する。また介護事業経営概況調査を用いて平成27年（2015年）産業連関表の推計を行い、その精度を検証する。さらに、同調査については、中間年推計における利活用に向けて、利用できない年次の補完について検討する。これを踏まえて、回収率の状況等も含めて、多角的に検証を進める。あわせて、必要に応じて年次統計の整備等について検討を行う。</p>	厚生労働省、内閣府、関係府省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	<p>○ 教育の中間投入構造の把握のため、地方教育費調査の項目拡充や調査対象サンプルを限定した特別調査（産業連関構造調査（投入調査）等）の実施等も含め、検討を行う。</p>	文部科学省	平成30年度（2018年度）から実施する。
ウ 国際比較可能性の向上等	<p>◎ 自社開発ソフトウェアや研究開発を固定資本として計上するなど、産業連関表と国民経済計算の整合性を図ることについて検討する。</p>	産業連関表作成府省庁	次回産業連関表作成時（令和元年度（2019年度））までに検討する。

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 平成27年（2015年）産業連関表の社会福祉（国公立）部門について、費用構造の把握に当たり、活用可能な行政記録情報等の探索を行い、地方財政状況調査の民生費に係るデータの活用について、推計方法の検討を行い、第8回SUTタスクフォース会合（平成30年（2018年）3月13日）に報告し、当該データの活用について、同会合の了承を得た。 また、平成27年（2015年）産業連関表において新設された「保育所」部門（従来、保育所については、「社会福祉（国公立）」「社会福祉（非営利）」「社会福祉（産業）」の3部門に含まれていた。）についても、社会福祉（国公立）部門についての指摘を踏まえ、費用構造の把握に当たり、活用可能な行政記録情報等の探索を行い、地方公共団体の決算書類のうち「歳入歳出決算事項別明細書」に係るデータの活用について、推計方法の検討を行い、同じく第8回SUTタスクフォース会合に報告し、当該データの活用について、同会合の了承を得た。 平成27年（2015年）産業連関表については、これら見直し後の推計方法で作成し、第14回SUTタスクフォース会合（令和元年（2019年）7月29日）に推計結果を報告し、了承された。 社会福祉（国公立）への投入調査の新規実施については、投入調査を実施せず行政記録情報等を更に活用して精度の向上を図ることを第25回国民経済計算体系的整備部会（令和3年（2021年）2月4日）に報告し、了承を得た。 平成27年（2015年）産業連関表の介護部門における投入係数の推計に当たり、介護事業経営実態調査結果に加え、新たに介護事業経営概況調査結果も用いることにより、産業連関表の作成対象期間前後の年度のデータを活用でき、投入係数の推計精度が一定程度向上する見込みと検証結果を得、第9回SUTタスクフォース会合（平成30年（2018年）6月18日）に報告を行い、同会合の了承を得た。平成27年（2015年）産業連関表については、見直し後の推計方法で作成し、第14回SUTタスクフォース会合（令和元年（2019年）7月29日）に推計結果を報告し、了承された。【厚生労働省】 介護の中間投入比率推計の基礎統計等について、現行推計と介護事業経営概況（実態）調査を使用した場合を比較して、基準年間における中間投入比率の動きを検証し、国民経済計算体系的整備部会SUTタスクフォース会合にて検証結果を提示。中間年推計のさらなる精度向上に向けて、引き続き検討を行う。【内閣府】 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 教育の中間投入構造の把握に資するため、報告者負担を鑑みつつ、地方自治体の行政記録情報等（歳入歳出決算事項別明細書等）を活用することにより、公立学校に係る費用の内訳項目を推計した。 標本の大きさについて、引き続き検討を行う。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 自社開発ソフトウェアや研究開発（R&D）への対応等、2008SNA関係等で想定される課題については、「平成27年（2015年）産業連関表作成基本要綱」（平成29年（2017年）8月24日産業連関部局長会議決定）において、国民経済計算との整合性及び国際的な動向への対応について記載した。また、この整理に基づき、研究開発（R&D）への対応等については令和元年（2019年）6月の「平成27年（2015年）産業連関表」に反映させるとともに、統計表の公表後、自社開発ソフトウェアについては参考表の作成に取り組んだ。 	実施済

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>○ 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを踏まえた基本価格表示による産業連関表の作成について、産業大分類より詳細な分類での次回表での実現を目指して検討する。国民経済計算作成の観点においても、産業連関表の作成作業における検討に積極的に関与しつつ、産業連関表の作成状況を踏まえ、次回基準改定での実現に向けた所要の検討を併せて実施する。</p>	産業連関表作成府省庁、内閣府	次回産業連関表作成時（令和元年度(2019年度)）までに結論を得る。国民経済計算の次回基準改定までに結論を得る。
	<p>◎ 国民経済計算における娯楽・文学・芸術作品の原本（映画等）について、次回基準改定において、総固定資本形成へ計上することを目指して検討を進める。</p>	内閣府	次回基準改定までに結論を得る。
	<p>◎ 国民経済計算に係る国際基準策定プロセスへの関与を強化するため、国際議論への積極的参画を図りつつ、理論的・実務的な研究を実施する。また、それらの研究を踏まえ、OECD等の国際会議において積極的な意見表明を実施する。このためにも、国際的な動向も踏まえた新分野の取り込み、生産・支出・分配の三面の整合性等に関する研究開発プロジェクトを推進する。</p>	内閣府	平成30年度(2018年度)から実施する。
	<p>◎ 国民経済計算におけるリースの区分については、国際的な基準と整合的になるよう、基礎統計の整備状況を踏まえ、引き続き、推計方法の検討を行う。</p>	内閣府	平成30年度(2018年度)から実施し、次回基準改定までに結論を得る。
(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等	<p>○ 経済センサス-活動調査を始めとする事業所・企業を対象とした統計調査におけるKAU概念の導入の適否を含めた調査単位の在り方や、アクティビティベースでの事業活動の把握可能性等について、プロファイリング活動等により得られた情報も活用し、関係府省が一体となって検討する。</p>	総務省、関係府省	令和4年度(2022年度)までに一定の結論を得る。
	<p>◎ 関連基幹統計の指定の解除・見直しと合わせ、商業統計調査、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び特定サービス産業実態調査を統合し、中間年経済構造統計を作成するための基幹統計調査として、経済構造実態調査を創設する。</p>	総務省、経済産業省	令和元年度(2019年度)から実施する。

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 基本価格表示による産業連関表については、「平成27年（2015年）産業連関表作成基本要綱」（平成29年（2017年）8月24日産業連関部局長会議決定）において、「平成27年表では、（中略）基本価格表示の参考表を公表する」と整理した。この整理に基づき令和元年（2019年）6月の「平成27年（2015年）産業連関表」の公表後、基本価格表示の参考表の作成に取り組んだ。【産業連関表作成府省庁】 産業連関表における参考表の作成方法を踏まえ、国民経済計算における所要の検討を引き続き実施する。【内閣府】 	実施済（産業連関表について）及び実施・検討予定（国民経済計算について）
<ul style="list-style-type: none"> 国民経済計算の2015年（平成27年）基準改定において、映画作品、テレビ番組、音楽作品及び書籍の4種類の娯楽・文学・芸術作品の原本を推計し、「娯楽作品原本」という名称で総固定資本形成への計上を行った。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 国民経済計算に係る国際的な議論に積極的に参画し、経済社会のデジタル化を反映した新分野の一例として、平成27年（2015年）を対象とするデジタル供給・使用表（SUT）を作成・公表し、国際会議においてその成果を共有することを通じて、国際基準策定プロセスへの関与の強化を図った。 生産・支出・分配の三面の整合性に関する研究会を令和2年度（2020年度）に開催し、①生産・支出・分配の三面の調整手法に関する整理、②分配側各推計（雇用者報酬、営業余剰・混合所得）の精度向上に向けた課題整理等を行った。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 国際的な基準に沿って、リースをフィナンシャルリース（FL）とオペレーティングリース（OL）に区別して記録するよう、リース資産の帰属や、それに整合的な生産物別、経済活動別及び制度部門別の推計方法について検討を行い、国民経済計算の2015年（平成27年）基準改定において反映した。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 今後のビジネスサーベイの枠組みの推進に係る検討に必要な資料を得るため実施した調査研究（「ビジネスサーベイの枠組みの推進に関する調査研究」。委託研究）において、諸外国（米国、英国、カナダ）における調査単位の設定方法、調査単位と法的単位等の関係、調査単位の分割の有無などの実態を把握し、平成31年（2019年）3月に報告書を取りまとめた。 今後、令和元年（2019年）11月に設置した経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループにおいて検討を進めることとしており、現在、その準備を進めているところである。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 商業統計調査、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び特定サービス産業実態調査を統合し、中間年経済構造統計を作成するための基幹統計調査として、経済構造実態調査を創設し、令和2年度（2020年度）に2回目の調査を実施した。 	実施済

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	◎ 経済センサス - 基礎調査について、一時点で把握する統計調査から経常的なプロファイリング活動及びローリング調査に移行する。	総務省	令和元年度(2019年度)から実施する。
	◎ 工業統計調査について、経済構造実態調査と同時・一体的に実施し、可能な限り早期に経済構造実態調査に包摂することに向けて結論を得る。	総務省、 経済産業省	令和元年度(2019年度)から同時実施し、令和4年(2022年)調査の企画時までに結論を得る。
	◎ 経済構造実態調査を中心に工業統計調査、見直し後の経済センサス - 基礎調査等の結果から、中間年経済構造統計の作成・提供を開始する。	総務省、 経済産業省	令和2年度(2020年度)から実施する。
	◎ 建設工事施工統計調査など事業所母集団データベースに格納する業種別統計調査について、共通的な調査事項等を整理・検討した上で、中間年経済構造統計の作成に活用する。	総務省、 関係府省	令和元年度(2019年度)から実施する。
	◎ 中間年経済構造統計において、統計調査での把握が困難な業種については、行政記録情報の活用を検討する。	総務省、 関係府省	令和元年度(2019年度)以降の可能な限り早期に実施する。

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 一時点で把握する統計調査から、全国の事業所の開業・廃業状況等を順次調査する手法に移行する経済センサス - 基礎調査について、平成30年（2018年）12月21日付けで総務大臣から承認され、令和元年（2019年）6月から令和2年（2020年）3月までの間で順次調査を実施し、令和2年度（2020年度）中に全ての結果の公表を完了した。 プロファイリング活動については、統計調査への報告負担が大きく経済統計への影響度が高い大企業等をプロファイリング対象企業として選定し、統計センターの職員を専任の担当者（プロファイラー）として配置の上、事業所母集団データベースに必要な情報について経常的な把握を開始した。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 工業統計調査（令和元年度（2019年度）から経済構造実態調査と同時・一体的に実施）の経済構造実態調査への包摂について、令和2年（2020年）3月に立ち上げた有識者を交えた「経済構造実態調査検討会」や都道府県との意見交換を実施の上、令和4年（2022年）調査から経済構造実態調査の製造業事業所調査として実施するといった整理をし、令和3年（2021年）3月に総務大臣への承認申請を行った。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 中間年経済構造統計の中心となる経済構造実態調査については令和2年（2020年）3月から、同時・一体的に実施した工業統計調査については令和2年（2020年）2月から順次令和元年（2019年）調査結果を公表し、いずれも令和2年度（2020年度）中には全ての公表を完了したところ。【総務省及び経済産業省】 経済センサス - 基礎調査については、令和元年（2019年）調査結果を令和2年度（2020年度）6月及び12月に公表し、令和2年度（2020年度）中に全ての公表を完了した。【総務省】 レジスター統計（仮称）について、有識者を交えたかたちでその作成方法等に係る検討を実施しており、初回公表は令和3年度（2021年度）初旬を予定。【総務省】 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 今後のビジネスサーベイの枠組みの推進に係る検討に必要な資料を得るため実施した調査研究（「ビジネスサーベイの枠組みの推進に関する調査研究」。委託研究）において、諸外国（米国、英国、カナダ）におけるビジネスレジスターの整備方法、整備に利用されている統計調査等の種類、収録情報の種類・更新頻度などの実態を把握し、平成31年（2019年）3月に報告書を取りまとめた。 今後、令和元年（2019年）11月に設置した経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループにおいて検討を進めることとしており、現在、その準備を進めているところである。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 今後のビジネスサーベイの枠組みの推進に係る検討に必要な資料を得るため実施した調査研究（「ビジネスサーベイの枠組みの推進に関する調査研究」。委託研究）において、諸外国（米国、英国、カナダ）における統計作成やビジネスレジスターの整備に利用している行政記録情報の種類、内容、調査単位との関連付けなどの実態を把握し、平成31年（2019年）3月に報告書を取りまとめた。 今後、令和元年（2019年）11月に設置した経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループにおいて検討を進めることとしており、現在、その準備を進めているところである。 	実施・検討予定

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 企業を対象とした統計調査の結果を活用した地域別（事業所別）の付加価値等の推計手法を検討する。	総務省	令和2年度（2020年度）までに結論を得る。
	◎ 令和3年（2021年）経済センサス-活動調査や中間年SUTの検討動向を踏まえつつ、経済構造実態調査の調査事項等の見直しを検討する。	総務省、経済産業省、関係府省	令和4年（2022年）調査の企画時まで一定の結論を得る。
	○ サービス産業動向調査（月次調査部分）及び特定サービス産業動態統計調査の整理・統合に向け、経済構造実態調査の実施状況も踏まえつつ、可能な限り速やかに検討を開始する。	総務省、経済産業省、関係府省	遅くとも令和4年（2022年）末までに結論を得る。
	○ 経済構造実態調査と、経済産業省企業活動基本調査、法人企業統計調査、建設工事施工統計調査、情報通信業基本調査、中小企業実態基本調査等との役割分担、重複是正等を検討する。	総務省、関係府省	令和4年度（2022年度）までに一定の結論を得る。
	○ 事業所母集団データベースに格納される企業対象の統計調査結果における収録事項の定義の統一・共通的に把握すべき調査事項を設定した上で、同データベースを活用した企業統計の提供を推進するとともに、大規模企業の活動実態を横断的に把握する統計整備を検討する。	総務省、関係府省	令和4年度（2022年度）までに一定の結論を得る。
	○ 第3次産業活動指数について、作成の基礎となる関連統計の整備、改善状況等を踏まえつつ行政記録情報や民間データの活用も図り、更なる有用性の向上に努める。	経済産業省	平成30年度（2018年度）から実施する。

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 企業を対象とした統計調査の結果を活用した地域別（事業所別）の付加価値等の推計手法について、昨年度に引き続き、有識者を交えたかたちでその作成方法等に係る検討を実施し、令和2年度（2020年度）までに推計手法について一定の結論を得た。なお、推計結果はレジスター統計内で令和3年度（2021年度）初旬の公表を予定。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 経済構造実態調査については、統計委員会における答申（諮問第113号の答申：中間年における経済構造統計の整備について）において、SUT体系への移行に係る検討状況を踏まえつつ、令和4年（2022年）以降の調査の調査範囲や調査事項等の見直しなどについて検討することとされたことから、令和2年（2020年）3月に立ち上げた有識者も交えた「経済構造実態調査検討会」において、令和3年（2021年）経済センサス-活動調査の承認状況も踏まえつつ、令和4年（2022年）以降の調査のあり方について検討を行った上で、調査事項の変更や、調査対象範囲の全産業化等を含む調査計画案を整理し、令和3年（2021年）3月に総務大臣への承認申請を行った。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 統計委員会国民経済計算体系的整備部会QEタスクフォース会合や関係府省における検討状況を踏まえつつ、特定サービス産業動態統計調査との関係整理に向けた方向性について、引き続き検討する。【総務省】 サービス産業動向調査（月次）との意見交換を実施するとともに、特定サービス産業動態統計調査の利活用状況をもとに利用者と意見交換を行った。【経済産業省】 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 令和元年（2019年）11月に設置した経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループの第2回会合（令和3年（2021年）2月）において、事務局からこれまでの取組状況や今後の検討の方向性について、総務省・経済産業省から令和4年（2022年）以降の経済構造実態調査の実施方針（案）について、それぞれ報告と情報共有が行われた。また、第3回会合（同年2月）において、総務省・経済産業省から経済構造実態調査、科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の一体的実施に係る現時点の検討状況について報告と情報共有が行われた。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 今後のビジネスサーベイの枠組みの推進に係る検討に必要な資料を得るため実施した調査研究（「ビジネスサーベイの枠組みの推進に関する調査研究」。委託研究）において、諸外国（米国、英国、カナダ）におけるビジネスレジスターの整備方法、整備に利用されている統計調査等の種類、収録情報の種類・更新頻度などの実態を把握し、平成31年（2019年）3月に報告書を取りまとめた。 今後、令和元年（2019年）11月に設置した経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループにおいて検討を進めることとしており、現在、その準備を進めているところである。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 第3次産業活動指数では、令和2年（2020年）4月の2015年基準への切り替えにおいて、サービス産業動向調査から9業種（拡充3、切替6）を採用し、指数精度向上等、有用性を高める対策を講じた。 	実施済

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(3) 国民経済計算及び経済統計の改善に向けた基盤整備・連携強化	<p>◎ 経済センサス-基礎調査をローリング調査や独立行政法人統計センターにおけるプロファイリング活動に移行し、事業所・企業や各種法人等に係る母集団情報の更なる整備促進を図る。また、令和3年(2021年)経済センサス-活動調査の円滑・効率的な実施に向け、行政記録情報等により新たに捕捉した事業所等も含めた確認作業を早期に完了するとともに、プロファイリング活動において把握する情報や把握方法等に関する具体的な検討を推進し、その内容を事前周知する。</p>	総務省	令和元年度(2019年度)から実施(初回のローリング調査は2年(2020年)年央までに実施)する。
	<p>○ 事業所・企業や各種法人等に係る統計調査を実施するに当たり、引き続き法人番号の把握に努め、これを事業所母集団データベースに登録するとともに、法人番号を活用した欠測値の補完や集計の充実等を検討する。</p>	各府省、総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	<p>○ 農林業センサスにおける一戸一法人・非法人の組織経営体や、建設業許可事業者名簿に掲載された企業情報を、事業所母集団データベースに登録する方向で検討する。</p>	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)末までに結論を得る。
	<p>○ 事業所母集団データベースに格納する統計調査の範囲拡充、法人番号公表サイトの変更情報や決算等に関する企業の公表情報等の活用、行政記録情報や民間データの活用及びレジスター統計(注)の作成内容について検討を行い、結論が得られた取組から順次実施する。 (注)事業所母集団データベースに格納されたデータを基に、ある時点で集計したもの</p>	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)から順次実施する。
	<p>○ 法人企業統計の母集団名簿と事業所母集団データベースの企業数等のかい離について、産業や資本金階級別などの企業属性ごとにかい離の状況を明らかにするとともに、その要因を把握した上で、かい離を改善するための方策を検討する。</p>	総務省、財務省	令和3年度(2021年度)末までに結論を得る。

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 一時点で把握する統計調査から、全国の事業所の開業・廃業状況等を順次調査する手法に移行する経済センサス - 基礎調査について、平成30年（2018年）12月21日付けで総務大臣から承認され、令和元年（2019年）6月から令和2年（2020年）3月までの間で順次調査を実施し、令和2年度（2020年度）中に全ての結果の公表を完了した。 プロファイリング活動については、統計調査への報告負担が大きく経済統計への影響度が高い大企業等をプロファイリング対象企業として選定し、統計センターの職員を専任の担当者（プロファイラー）として配置の上、事業所母集団データベースに必要な情報について経常的な把握を行っている。 これらを踏まえて整備した母集団情報（令和元年（2019年）次フレーム）の提供を令和3年（2021年）3月から開始した。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 民間企業における役員報酬（給与）調査において、令和2年（2020年）の調査票から調査対象企業の法人番号の記載欄を設け、法人番号の把握に努めることとした。【人事院】 経済構造実態調査、工業統計調査、経済センサス - 基礎調査（新規把握事業所）等において法人番号を把握。【総務省】 法人企業統計調査において、調査票に法人番号欄を追加し、調査対象法人の法人番号の把握を行っている。【財務省】 各種調査について、調査計画の変更を行う際、法人番号の把握が可能となるよう調査票の設計を変更している。【経済産業省】 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 農林業センサスにおける一戸一法人・非法人の組織経営体情報については、平成30年度（2018年度）において、事業所母集団データベースへの登録方法等の検討を行った。2020年農林業センサスの結果から事業所母集団データベースに登録する予定。 建設業許可事業者名簿に掲載された企業情報については、平成30年度（2018年度）において、事業所母集団データベースへの登録方法等の検討を行った。令和元年度（2019年度）からデータ提供を受け事業所母集団データベースに登録する予定。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 事業所母集団データベースに格納する統計調査については、令和元年（2019年）から実施している経済構造実態調査の結果を格納するなどの範囲拡充を行った。 法人番号公表サイトの変更情報や企業の公表情報等の活用については、統計調査への報告負担が大きく経済統計への影響度が高い企業（プロファイリング対象企業）に統計センターの職員を専任の担当者（プロファイラー）として配置し、これらの情報を活用した企業情報の整備（合併・分割等による企業の開廃、名称・所在地変更等の把握など）を実施しており、これを継続的に行っていくものとした。 レジスター統計（仮称）については、有識者を交えたかたちでその作成方法等に係る検討を実施しており、初回公表は令和3年度（2021年度）初旬を予定。 【総務省】 総務省主催の研究会に参画・協力の上、情報収集・検討等を実施。今後、結論を得られた取組から、各統計調査への具体的な適用について検討の上で実施する。【経済産業省】 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 法人番号公表サイト情報から約160万法人を加え、かい離を包含した約350万法人を収録した母集団情報を名簿として経済センサス - 基礎調査を実施し、その結果を法人企業統計の母集団名簿と照合するなど、かい離の改善状況等についての分析を行っている。 	実施・検討予定

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 専従の役員・労働者等が存在しない法人等を含めた事業所母集団データベースに登録する法人・事業所等の情報について、事業所母集団データベースへの格納方法や、具体的な母集団情報としての提供を検討する。	総務省	平成30年度(2018年度)末までに結論を得る。
	○ 月次・年次調査の標本抽出に資するため、事業所の活動状態を随時更新した母集団情報の提供を検討する。	総務省	平成30年度(2018年度)末までに結論を得る。
	○ 事業所・企業や各種法人等に係る統計調査を実施する府省と連携して、年次フレームの更なる活用に向けた課題等を整理した上で、統一共通名簿として一層の有用性を高めるために必要な情報の充実等を検討する。	総務省	令和3年度(2021年度)末までに結論を得る。
	○ 改定した「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」について、令和元年(2019年)10月の消費税率変更及び軽減税率実施後に集計時期を迎える調査から順次導入・適用に向けた検討に着手し、引き続き取組の推進・拡大を図る。	関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度（2019年度）経済センサス - 基礎調査及び令和3年（2021年）経済センサス - 活動調査の名簿となる母集団情報にこれまでデータベースに登録していなかった約160万法人を法人番号公表サイト情報から追加するなど、専従の役員・労働者等が存在しない法人も事業所母集団データベースに登録・提供する予定。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 月次で更新される労働保険情報及び法人登記情報の更なる有効活用を踏まえ、事業所に直接照会して活動状態等を把握する業務をより効率的・効果的に行うことで、事業所母集団情報の精度向上を図ることとする。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 令和元年（2019年）11月に設置した経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループにおいて検討を進めることとしており、現在、その準備を進めているところである。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 本事項については、平成30年度統計法施行状況に関する審議において、以下の措置を採ることが望まれると指摘された。 <ul style="list-style-type: none"> ① 関係府省においては、主要構造統計調査だけでなく、短い周期で行われる統計調査も含め、改定後のガイドラインの適用に向けた検討を引き続き行い、審議の際に示された時期から適用を図ること。 ② 関係府省においては、消費税率変更前後の集計値の段差を回避するための情報提供等、報告者だけでなく、利用者にも混乱が生じないような対応を実施すること。 ③ 総務省においては、ガイドラインの適用状況等について適時フォローアップするとともに、関係府省におけるガイドライン適用に係る経験の蓄積も踏まえ、精度が確保される集計方法について、関係府省との間において、継続的に検討すること。 これらの指摘事項については、令和元年（2019年）11月に設置した経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループ等の場を通じて、今後、検討していく予定。【総務省（政策統括官）】 経済センサス - 活動調査について、改定後のガイドラインについては、令和3年（2021年）調査から適用予定。 経済構造実態調査及び工業統計調査について、改定後のガイドラインについては、軽減税率が導入された令和元年（2019年）を対象年とする令和2年（2020年）調査から適用したところ。【総務省（統計局）及び経済産業省】 サービス産業動向調査について、改定後のガイドラインについては、令和元年（2019年）10月分速報結果（12月27日公表）から対応しているところ。【総務省（統計局）】 薬事工業生産動態統計調査については、生産金額、出荷金額、月末在庫金額について、従前から消費税額込みの金額を集計しているが、消費税率変更に伴い、令和元年（2019年）10月以降の月報は消費税率10%込みの金額を計上し、集計している。【厚生労働省】 経済産業省企業活動基本調査については、平成30年（2018年）調査及び平成31年（令和元年・2019年）調査を活用して、税込み集計について一定の条件により集計の可能性を検討し、令和2年（2020年）調査の速報公表（令和3年（2021年）3月31日）から改定後のガイドラインを適用した集計を実施、併せて平成30年（2018年）調査及び平成31年（令和元年・2019年）調査についても同様に実施した。 中小企業実態基本調査については、令和2年（2020年）調査の速報公表（令和3年（2021年）3月30日）から改定後のガイドラインを適用した集計を実施。【経済産業省】 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 一次統計調査における税抜額記入の導入について、その導入可否や統一的な取扱い方針を、令和8年(2026年)経済センサス-活動調査を見据えつつ検討する。	総務省、 関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 事業所系調査で把握していない事項について、企業系調査等を用いて推計する手法を、関係府省が一体となって検討し、一定の対応方針を策定することにより、地域別集計の充実や報告者の負担軽減を図る。	総務省、 関係府省	令和4年度(2022年度)までに実施する。
	○ 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」について、労働者数を把握している事業所・企業を対象とする統計調査全般に適用を拡大するとともに、令和3年(2021年)経済センサス-活動調査の試験調査や企業ヒアリング等を通じ、雇用契約期間(無期・有期)の更なる実査可能性に係る検証・検討を実施した上で、ガイドライン改正イメージに沿った改定を図る。	総務省、 関係府省	令和3年(2021年)経済センサス-活動調査の企画時期までに実施する。
2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備 (1) 人口減少社会の実態をより的確に捉える統計の整備	◎ 国勢調査の調査方法について、平成27年(2015年)調査における実施状況の検証結果を踏まえ、若年者層を中心とする不在世帯等への対応やオンライン調査の更なる利用促進方策を円滑な調査の実施にも留意しつつ検討し、令和2年(2020年)調査の調査計画に反映する。また、調査票回収方法の多様化に伴い事務量が増加した地方公共団体の事務の負担軽減方策について、試験調査における検証結果も踏まえて検討する。	総務省	令和2年(2020年)調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 国勢調査の広報について、開始から100年を経過する令和2年(2020年)調査を契機に一層の充実を図り、オンライン回答率の向上等に対する理解増進に努める。	総務省	令和元年度(2019年度)から実施する。

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 令和元年（2019年）11月に設置した経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループにおいて検討を進めることとしており、現在、その準備を進めているところである。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 本事項については、項目第2-1-(2)の「企業を対象とした統計調査の結果を活用した地域別（事業所別）の付加価値等の推計手法」の検討状況を踏まえ、検討を行う予定。 今後、令和元年（2019年）11月に設置した経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループにおいて検討を進めることとしており、現在、その準備を進めているところである。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 令和元年（2019年）11月に設置した経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループにおいて検討を進めることとしており、現在、その準備を進めているところである。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度（2019年度）においては、広報効果をより高めるため、訴求対象及び訴求内容についての検証を行った。令和2年度（2020年度）では、検証結果を踏まえ、若年層を対象とした広報媒体を活用の上、調査の周知及びオンライン調査への誘導を図るための効果的な広報を実施した。 オンライン調査の利用促進方策に当たっては、平成27年（2015年）調査時に地方公共団体で実施されたオンライン推進のための取組事例を収集し、全ての地方公共団体と共有することで、地域の創意工夫を活かした取組の実施を支援した。 地方公共団体の事務の負担軽減方策に当たっては、平成27年（2015年）調査から行っている、民間事業者に郵送提出された調査票の一括処理の迅速化を図るなど、負担軽減方策の更なる拡充を行った。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 国勢調査の広報については、国勢調査100年に関する取組の一環として、100年記念ロゴマーク、広報用パンフレット「国勢調査100年のあゆみ」等を作成し、国勢調査の重要性・歴史的価値を伝え、調査への関心を高めるとともに、オンライン回答への理解を求めていく取組を実施した。また、マンション関係団体及び高齢者福祉施設関係団体に対する協力依頼を令和元年（2019年）から開始し、より一層の調査の正確かつ円滑な実施を図った。 	実施済

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	◎ 国民生活基礎調査の非標本誤差の縮小に向けた更なる取組として、本調査及び国勢調査の調査対象世帯に係る属性等の比較・検証に加え、本調査結果及び国勢調査結果の乖離縮小に向けた検討や、回収率向上方策の検討を推進する。	厚生労働省	令和元年(2019年)調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 国民生活基礎調査における調査単位区の設定に係る準備調査等の在り方等について、調査業務全般の効率化や調査方法の改善を図る観点から検討する。	厚生労働省	令和元年(2019年)調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 国民生活基礎調査のオンライン調査について、非標本誤差の縮小に向けた取組結果等も踏まえつつ、その導入可能性を引き続き検討する。	厚生労働省	令和元年(2019年)調査の企画終了後に実施する。
	◎ 国民生活基礎調査における推計方法の検討状況や結果精度等について、情報提供の一層の充実を図る。	厚生労働省	平成30年度(2018年度)から実施する。

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> ・ 回収率の向上方策として、令和元年（2019年）調査において回収率の比較的低い地域を中心に郵送回収を導入し、令和2年（2020年）調査では全面導入予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から令和2年（2020年）調査を中止したため、全国的な効果の検証は、令和3年（2021年）調査において行う予定。 また、結果精度向上に向けた推計方法の見直しのため、「厚生労働統計の整備に関する検討会」の下に「国民生活基礎調査の改善に関するワーキンググループ」を設置し、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の世帯数の将来推計」を用いた層別の拡大乗数に基づく推計方法について検討を行った。本ワーキンググループにおいて、「世帯票」、「健康票」及び「介護票」については、現行の推計方法に変えて新たな推計方法を採用することについて、検討の余地があるとされたが、一方、「所得票」及び「貯蓄票」については、現行の推計方法を変えてまで新たな推計方法を採用すべきという積極的な根拠を得られなかった。 ※ただし、新型コロナウイルス感染症による社会情勢の変化等が調査結果に影響を与えるものと考えられること、また、政策への影響等も考慮する必要があることから、世帯票、健康票及び介護票の推計方法の見直しについては、実施時期等を含め慎重に検討する必要がある。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査業務の効率化を図る観点から、以下の対策を講じることとする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 実務説明動画DVDの作成（令和3年（2021年）調査から実施） 調査員の実務に関する動画DVDを作成し、保健所等へ配布することにより、従来、保健所等において調査員を対象に開催している説明会について当該DVDを活用することが可能となり、効率化・負担軽減が図られる。 ② コールセンターの設置（令和3年（2021年）調査から実施） 4月中旬の準備調査開始から調査期間中、コールセンターを設置し、従来、保健所等が実施していた調査員や対象世帯の照会対応等をコールセンターで実施することにより、保健所等における調査事務の効率化・負担軽減を図る。 ③ オンライン回収の導入（令和4年（2022年）調査から実施） 政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを活用したオンライン回収を導入し、従来からの調査員回収と併用して調査を実施する。 オンラインによる回答は直接国に送信されるため、オンラインによる回答が増えれば増えるほど、保健所等における調査事務や調査員業務の効率化・負担軽減が図られる。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン調査の導入については、「厚生労働統計の整備に関する検討会」の下に「国民生活基礎調査の改善に関するワーキンググループ」を設置し、調査系統及び調査時期との関係や現行の5種類ある調査票の再編など調査計画全体の見直しも含め検討を行った結果、現行の調査方法を基本としつつ令和4年（2022年）からオンライン調査を導入する予定。 ただし、5種類の調査票を用いて、年2回、保健所又は福祉事務所と異なる機関を経由して調査を実施するという本調査の特殊性を考慮すると、予見できない要素によるリスクも考えられるため、令和4年（2022年）調査は、一部の調査地区から先行的に導入し、課題等を整理しながら令和5年（2023年）調査から全国導入予定。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページにおいて、「国民生活基礎調査の改善に関するワーキンググループ」における結果精度向上に向けた推計方法の見直しの検討状況として、会議資料や議事録を公開した。 また、引き続き、標本設計に関する情報として層化抽出に関する情報を、非標本誤差に関する情報として、非回答を減じるための対応、集計上の対応、誤差の説明、誤差を減じるための対応に関する情報を公開している。 さらに、令和2年度（2020年度）においては、令和元年（2019年）調査結果の世帯票について地域ブロック別及び市郡別による回収率を公開した。 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	◎ 人口動態調査の外国人が一定規模以上居住する市区町村における市区町村別の外国人集計について、集計可能性を検討する。	厚生労働省	可能な限り早期に結論を得る。
	◎ 人口動態統計における調査票情報の提供について、テキスト形式による提供を開始する。	厚生労働省	平成30年(2018年)調査から実施する。
	◎ 人口動態調査について、作成事務の更なる効率化に向けたオンライン報告システムの機能追加・改修に引き続き取り組む。	厚生労働省	令和元年度(2019年度)中に実施する。
(2) 教育や就業等の実態をより的確に捉える統計の整備	◎ 学校基本調査の幼保連携型認定こども園における非常勤職員の把握について、厚生労働省の協力を得て、社会福祉施設等調査の調査結果を活用した統計を作成・提供するとともに、それに伴う把握時期等の留意事項も併せて提供する。	文部科学省	平成30年度(2018年度)調査から実施する。
	◎ 学校基本調査の休職等教員数における休職等理由区分の結核を削除する。	文部科学省	平成30年度(2018年度)調査から実施する。
	◎ 学校基本調査の休職等教員数における休職等理由区分に介護休業の追加等の見直しを実施する。	文部科学省	令和元年度(2019年度)調査から実施する。
	◎ 学校基本調査における中学校卒業者の就業状況について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」との整合性にも留意した上で、雇用契約期間(無期・有期)別に把握する。	文部科学省	平成30年度(2018年度)調査から実施する。
	◎ 学校基本調査における中学校以外の学校種の就業状況について、順次調査項目を見直し、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」との整合性・学校種間の一体性を確保する。	文部科学省	令和元年度(2019年度)調査から順次実施し、遅くとも令和2年度(2020年度)調査までに実施する。

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 「外国人が一定規模以上居住する」の基準、秘匿措置の範囲等を検討したところであるが、市区町村別によると客体数が少なく、数値のない表が多くなってしまったため、都道府県別や市別に表章することに加え、各事象の発生件数について市区町村別に表章する見直し案を作成した。あわせて、様々な方面から幅広い意見を聴取するため、令和2年（2020年）1月8日から2月10日までの約1か月間、厚生労働省ホームページにおいて見直し案について意見募集を行った。いただいた意見を踏まえ調査計画に反映し、令和3年（2021年）1月26日（火）付け総務大臣の承認を得た。令和2年（2020年）人口動態統計（確定数）から適用する（令和3年（2021年）9月公表予定）。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 紙の調査票で報告された場合はパンチ入力によりテキスト化しており、平成30年（2018年）データからテキスト形式による提供を開始している。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度（2019年度）は、オンライン報告システムの利便性向上及びセキュリティ強化を図るため、次の取組を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ① J A V A（J R E）インストールを必要としない簡易な起動プログラムを実装した。 ②操作方法、障害発生時に必要となる情報を入手しやすいようにオンライン報告システム専用ホームページの構成を見直した。 令和2年度（2020年度）は、作成事務の更なる効率化を図るため、調査票の送信漏れ防止等の改修を行った。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度（2018年度）調査から社会福祉施設等調査の調査結果を活用した統計を作成・提供、把握時期等の留意事項を提供開始。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度（2018年度）調査から休職等理由区分の結核を削除。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園票及び幼保連携型認定こども園票について、令和元年度（2019年度）調査から実施。小学校については令和2年度（2020年度）調査から実施。残りの調査票についても令和3年度（2021年度）調査から実施し、すべての学校種について対応が完了した。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度（2018年度）調査から雇用契約期間別に把握を開始。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度（2020年度）調査から「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」との整合性・学校種間の一体性を確保した統計を提供。 	実施済

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	◎ 学校基本調査における幼保連携型認定こども園に係る調査事項について、厚生労働省が実施している社会福祉施設等調査との重複是正を検討する。	文部科学省	遅くとも令和2年度(2020年度)調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 学校基本調査の調査統計システムについては、次期システム更新に向けて、調査項目の追加等があった場合に柔軟に改修可能なシステムへの変更を検討する。	文部科学省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)について、学校教育や奨学金等の施策ニーズを踏まえた調査事項を検討するとともに、報告者規模の維持、代表性の検証、回答精度の向上等に努める。	文部科学省、厚生労働省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 学校保健統計調査について、報告者の負担抑制や政策ニーズとユーザーニーズにも配慮しつつ、調査方法、標本設計や統計作成の対象とする調査項目を改善するとともに、基礎データの収集・保管等を含めた調査計画の積極的な改善を図るため、教育・医学関係の有識者や調査関係者等から構成される研究会を立ち上げ、現場の意見を反映した検討を実施し、本調査の改善を実現する。	文部科学省	可能な限り早期に実施する。

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 調査項目の重複が確認された職種別従事者数については、学校基本調査の調査項目を維持し、社会福祉施設等調査の調査項目を削除するという方針で厚生労働省と合意し、調査項目の重複が解消した。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度（2018年度）は、要件定義に向けた事前調査を実施するとともに、令和元年度（2019年度）予算案において関連経費を計上。今後、段階的に作業を進め令和3年度（2021年度）までに改修を完了し、令和4年度（2022年度）調査から新システムへ移行予定。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> （施策ニーズを踏まえた調査事項） 調査項目検討の際、省内に調査を希望する項目を照会するとともに、短大や4年制大学2年次の客体が多数であることから、「就職活動の状況」に関する問を追加するとともに、「新型コロナウイルスによる影響」を加え、施策検討に資するデータの整備を図った。 （報告者規模の維持） 調査対象者の大部分が高校を卒業し、進学や就職によって親元を離れる場合が多くなること等から、回答機会の確保を目的として、昨年度に引き続きオンライン調査と郵送調査を併用実施した。また、特に親元を離れた対象者の住所を確実に把握するため、複数回に亘り、住所変更に係る注意喚起を行うことに加え、未回答者に対して一定期間経過後に調査票の再送を行い、脱落率の低減を図った。 （代表性の検証） 令和2年度（2020年度）に委託研究を行い「脱落サンプルと残存サンプルの比較分析」等を行い、脱落者の傾向やバイアスの状況について整理するとともに、今後の過度な脱落発生防止についての示唆を得た。 （回答精度の向上） オンライン調査においては前回に引き続き、スクロールなしで画面全体を確認することが可能な設計とする等、回答しやすい画面設計とした。また「平成31年（2019年）」「令和元年（2019年）」「令和2年（2020年）」など、和暦と西暦の併記を行い、回答者が（時期に関する）記入誤りを行わないよう工夫した。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度（2019年度）中に委託事業「学校保健統計の改善に関する調査研究」において有識者による研究会を開催し、指摘事項について検討を行った。研究会において対応することが望ましいと整理された調査方法のうち、身長・体重の転記方法及び回答期限の見直しについては、令和4年度（2022年度）調査より対応予定。 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	◎ 社会教育調査における関係主体ごとの収入・費用構造の把握について、地方公共団体における財務書類等の整備状況の進展を踏まえ、実施可能性を検討する。	文部科学省	令和3年度(2021年度)調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 社会教育調査における社会教育施設の利用者側の状況を把握する調査項目の追加について、調査負担に対する社会教育関係者の理解を得るよう努めるとともに、検討を促進する。	文部科学省	令和3年度(2021年度)調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について、更なる客観性及び比較可能性の向上を目指し、引き続き調査の改善に取り組む。	文部科学省	平成30年度(2018年度)から実施する。
(3) 働き方の変化等をよりの確に捉える統計の整備	◎ 労働力調査の「従業上の地位」に係る選択肢の変更前後に生じる差異等に関する情報について、ウェブサイト等における提供の充実を図る。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 労働力調査の未活用労働に関する各指標に関する情報について、国際比較の観点にも留意し、諸外国の状況と比較・分析した情報と合わせて、ウェブサイト等において提供する。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 労働力調査及び毎月勤労統計調査について、両調査の調査方法や調査事項の相違点を整理した上で、集計表における労働者区分や用語の対応関係等を両調査のウェブサイト等において明確にするとともに、利用者の利便性向上に向け、両統計の活用を資する有用性の高い情報の提供等に関して具体的な方策を検討し、情報提供の充実に努める。	総務省、厚生労働省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 就業構造基本調査について、平成29年(2017年)調査の検証結果も踏まえ、就業に与える育児・介護の影響をよりの確に把握するための調査事項の在り方を検討する。	総務省	令和4年(2022年)調査の企画時期までに結論を得る。

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度（2020年度）中に委託事業「社会教育調査の改善に資する調査研究」において有識者による研究会を開催し、指摘事項について検討を行った。 研究会において、社会教育施設における関係主体ごとの収入・費用構造の把握については、すでに地方教育費調査において、一定程度の収支を把握しているところであり、これを超えてさらにレベルの細かい項目別の収入・費用について把握しようとする事については、統計調査として詳細を一律に定義して的確に把握することは困難であること、また、現状把握している以上に細かな項目について調査することについては、調査客体に新たな負担を課す一方で、それを超えて把握する政策上の必要性は、現段階において国及び地方において見出されないことから、社会教育調査において関係主体ごとの収入・費用構造に関する調査項目を追加して実施することについては、現段階では適当とは言えないとの結論を得た。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度（2020年度）中に委託事業「社会教育調査の改善に資する調査研究」において有識者による研究会を開催し、指摘事項について検討を行った。 研究会において、社会教育施設の利用者側の状況の把握については、すでに社会教育調査で男女別の学級・講座の学級生数や受講者数を把握しているところであり、現状把握している以上に細かな属性について社会教育調査を通じて調査することについては、調査客体に新たな負担を課すこととなる一方で、それを超えて把握する政策上の必要性は、現段階において国及び地方において見出されないことから、社会教育調査において社会教育施設の利用者側の状況の把握に関する調査項目を追加して実施することについては、現段階では適当とは言えないとの結論を得た。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度（2017年度）調査（平成30年度（2018年度）実施）、平成30年度（2018年度）調査（令和元年度（2019年度）実施）、令和元年度（2019年度）調査（令和2年度（2020年度）実施）において、客観性及び比較可能性の担保のため、調査票における注記や調査依頼に添付する「回答に当たっての留意事項」の記載の改善を継続的に行っている。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年（2018年）1月調査分から雇用契約期間別に詳細把握するよう変更した「従業上の地位」について、変更前後で単純に時系列比較することができない旨、調査結果を用いて解説した資料を統計局ホームページに掲載した。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年（2018年）1～3月期平均の公表から、未活用労働の概念などを解説した資料や各指標の国際比較を行った資料を提供した。 未活用労働指標について、日本の雇用の特徴と欧州4か国の状況を比較した資料を統計局ホームページに掲載した。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 労働力調査と毎月勤労統計調査の調査方法や調査事項、労働者区分の対応関係等を比較した資料を、統計局ホームページに掲載した。【総務省】 平成30年度（2018年度）に毎月勤労統計調査のウェブサイトにおいて、両調査の調査方法や調査事項の相違点、就業者・常用労働者などの用語の定義の対応関係を整理し掲載した。また、両調査の労働時間の算出方法や比較を行う際の留意点を掲載した。【厚生労働省】 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 令和4年（2022年）調査の企画に向け、平成29年（2017年）調査の結果や実施状況を踏まえ、検討している。 	実施・検討予定

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	◎ 就業構造基本調査について、平成29年（2017年）調査におけるオンライン調査拡大による効果等を検証した上で、更なるオンライン調査の促進に向けて検討する。	総務省	令和4年（2022年）調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 賃金構造基本統計について、毎月勤労統計との比較に関する技術的な検討や、その検討結果を踏まえた試算及び非回答の事業所の偏りによる非標本誤差の分析等を実施し、統計利用者に本調査の特徴を含めた情報を提供する。	厚生労働省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	◎ 賃金構造基本統計調査における匿名データの提供について、政府全体での検討状況も踏まえ、匿名データ化の手法が確立している世帯調査の手法を準用できる可能性のある個人票の提供を優先的に検討する。	厚生労働省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	◎ 賃金構造基本統計調査について、調査の効率化に向けた調査方法の見直し及び公表の更なる早期化、回収率の向上策、調査対象職種の見直しや学歴区分「大学・大学院卒」、「高専・短大卒」の細分化について、試験調査の実施等により見直しの影響を検証しつつ検討する。また、回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更や、オンライン調査導入に合わせ、抽出された事業所内の全労働者を調査することについての検討を進める。	厚生労働省	令和2年（2020年）調査の企画時期までに結論を得る。

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 令和4年（2022年）調査の企画に向け、平成29年（2017年）調査の結果や実施状況を踏まえ、検討している。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 毎月勤労統計調査との比較では、総務省による令和2年度（2020年度）委託研究において同一事業所の個票を用いた比較の方法について検討し、令和3年（2021年）3月の統計委員会企画部会にてその結果が報告された。結果は総務省ホームページで公表されている。 また、非回答の事業所に関する対応として、賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループにおける検討及び統計委員会での審議を踏まえ、令和2年（2020年）調査から、母集団となる事業所数に対して有効回答事業所数の割合の逆数を乗じる推計方法に変更した。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 本課題については、統計委員会企画部会において、「事業所票の匿名データ化についてはこれまで前例がなく、課題が多いとともに、事業所を対象とする他の統計調査とも共通の横断的な課題も想定され、丁寧かつ慎重に検討すべきである。このため、事業所のデータに係る匿名化等については、調査票情報の利用制度において必要な分析に応じられるよう、総務省統計研究研修所の支援を受けつつ、統計委員会において一定の結論を得ることとする。厚生労働省においては、この検討に積極的に参画するとともに、その結論が得られた後、改めて本調査における匿名データの作成・提供について検討することが望まれる。」とされたところ。現在、賃金構造基本統計調査の匿名データの作成について、匿名データ作成方法ワーキンググループ及び匿名データ有識者会議にて検討いただいております。当省もメンバーとして参加している。 	実施・検討予定
<p>① 調査の効率化に向けた調査方法の見直し及び公表の更なる早期化 令和2年（2020年）調査からは、郵送調査を基本としつつ、政府統計共同利用システムを利用したオンライン調査を実施するとともに、事業所単位での電子媒体による調査票の提出を可能とした。また、審査業務等の一部民間委託や従来の事業所票と個人票の統合により、調査業務の効率化を図ったところ。 令和2年（2020年）調査の公表時期は、上記の変更を行った初年度であったため早期化できなかったが、上記の取り組み等を更に推進することにより、1か月程度の公表の早期化に向けて引き続き取り組んでいく。</p> <p>② 調査対象職種の見直し、学歴区分の細分化について 令和2年（2020年）調査から、日本標準職業分類と整合性のある職種区分に変更するとともに、学歴区分の選択肢について、「大学・大学院」を「大学」及び「大学院」に、「高専・短大」を「高専・短大」及び「専門学校」に細分化するよう変更した。</p> <p>③ 回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更 令和2年（2020年）調査からは、母集団となる事業所数に対して有効回答事業所数の割合の逆数を乗じる推計方法に変更を行った。また、過去の調査結果との接続性の観点から、平成18年（2006年）まで遡り、新たな推計方法による結果を公表・提供することとしており、準備が整い次第、順次、厚生労働省ホームページへ掲載する予定である。</p> <p>④ 抽出された事業所内の全労働者を調査することについて 令和2年（2020年）調査から、報告者が希望する場合に、労働者個人に係る調査事項に関し、事業所内の全労働者について回答できるよう変更した。</p>	実施済

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	◎ 船員労働統計調査（第一号調査）について、平成30年度（2018年度）調査から適用する標本設計の改善効果も踏まえ、事業所を単位とした標本設計の採用を含めた抜本的な見直しを検討する。	国土交通省	令和2年度（2020年度）までに結論を得る。
	◎ 船員労働統計調査について、陸上労働者との比較可能性、労働市場の構造的変化や統計利活用ニーズを踏まえ、報告者の負担軽減にも配慮した行政記録情報の活用、他統計との統合や一般統計調査化を含め、基幹統計・基幹統計調査の在り方に関する抜本的な検討を早期に開始する。また、この結論を得るまでの間も、①調査対象者及び調査項目追加の実現可能性、②集計事項の充実、③既存調査項目の在り方、④調査体系の見直しなど、現行調査の改善を実施する。	国土交通省	基幹統計・基幹統計調査の在り方に関する抜本的な検討は、令和2年度（2020年度）までに結論を得る。この結論を得るまでの間も、現行調査の改善を順次実施する。
(4) 農林水産関連施策の推進を図るための統計整備	◎ 農林業センサスについて、組織経営体の労働力を家族経営体と統一的に把握することに加え、農業生産関連事業に関する労働力や青色申告の実施状況の把握などを検討する。	農林水産省	2020年農林業センサスの企画時期までに結論を得る。
	◎ 農業経営統計調査について、担い手層の経営収支等のデータの充実を図るため、家族経営体の小規模層の標本数を削減し、家族経営体の大規模層及び組織経営体へ重点化することや、家族経営体において「営業利益」等企業会計と同様に捉えることなどを検討する。	農林水産省	令和元年（2019年）調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 漁業経営調査について、担い手層の経営収支等のデータの充実を図るため、個人経営体の小規模層の標本数を削減し、個人経営体の大規模層及び会社経営体へ重点化することや、個人経営体において「営業利益」等企業会計と同様に捉えることなどを検討する。	農林水産省	令和元年（2019年）調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 食品流通段階別価格形成調査について、青果物及び水産物の多様な価格形成の実態を明らかにするため、（産地）卸売市場を経由しない流通の把握などを検討する。	農林水産省	次回調査（平成30年度（2018年度）予定）の企画時期までに結論を得る。

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 船員労働統計調査（第一号調査）について、令和元年（2019年）6月に実施した「船員労働統計予備調査（一般統計調査）」において把握した基礎資料を踏まえて、事業所を単位とした標本設計と船舶を単位とした標本設計との比較検証を行った結果、資本金や船員数など事業所の規模を表す指標が層化基準として不適當であると考えられること、また、船員の報酬は、船舶の用途や総トン数に依ることを確認したため、船舶を単位とした標本設計による調査を引き続き実施することが適當であるとの結論を得た。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 船員労働統計調査について、令和元年（2019年）6月に実施した「船員労働統計予備調査（一般統計調査）」において把握した基礎資料を踏まえて、調査項目の追加や既存調査項目の在り方等について検討を行い、第1号調査の「特別に支払われた報酬」について、報酬の正確な実態把握に資するため、6月に支払われた特別な報酬から「昨年1年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬」へと調査計画の変更を行った。 なお、本調査については、利活用ニーズを踏まえ、令和5年度（2023年度）又は6年度（2024年度）に予定される次回の母集団調査の企画時期までに引き続き改善を検討することとした。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 新たに団体経営体（これまでの組織経営体に一戸一法人を加えたもの）の労働力を個人経営体（これまでの家族経営体から一戸一法人を除いたもの）と統一的に把握することに加え、農業生産関連事業に関する労働力や青色申告の実施状況の項目を追加し、令和2年（2020年）2月1日現在で2020年農林業センサスを実施し、令和2年（2020年）11月に結果の概数値を公表した。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 令和元年（2019年）調査から、担い手層のデータを充実させ、経営政策に活用できるよう、規模階層別の区切りを大規模層で増加させ（個人経営体と法人経営体とで区切りを基本的に共通化させ）、個人経営体の小規模階層の標本数を縮減する一方で、個人経営体の大規模階層と法人経営体の標本数を拡充するとともに、個人経営体についても、法人経営体の企業会計と同様に、農業以外の農業生産関連事業等を含めた事業全体の「営業利益」を取りまとめることとした。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 令和元年（2019年）の調査から、担い手層のデータを充実させるため、個人経営体の小規模階層の標本数を縮減する一方で、個人経営体の大規模階層等と会社経営体の標本数を拡充するとともに、個人経営体についても、会社経営体の企業会計と同様、加工、民宿、遊漁等を含めた事業全体の「営業利益」を取りまとめることとした。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度（2018年度）の調査において、青果物及び水産物の多様な価格形成の実態を明らかにするため、①（産地）卸売市場を経由しない流通について、生産者、漁業者に対する調査を実施することにより、流通経路別（販売形態別）（直売、小売業への直接販売等）に、生産者受取価格の割合を把握。②小売段階調査においては、個人店だけでなく量販店等を加えることにより調査対象を大幅に拡充することで、より正確な実態を把握した。 	実施済

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 木材流通構造調査について、木材の流通段階別の入荷先ごと及び出荷先ごとの状況等のデータに関して、数量だけでなく、新たに金額を把握することなどを検討する。	農林水産省	次回調査（平成30年度（2018年度）予定）の企画時期までに結論を得る。
	◎ 2015年農林業センサスのうち、法人形態の農林業経営体の調査結果について、平成28年（2016年）経済センサス-活動調査の結果を利用し、他産業からの農業への参入状況や、農林業と農林業以外の産業との連携状況等を把握・分析するための統計作成に向けた検討を推進する。	農林水産省	令和元年度（2019年度）までに結論を得る。
	◎ 農業経営統計調査の調査対象区分について、様々な形態の経営体における農業構造の実態をより正確かつ的確に把握するため、有識者へのヒアリングや他調査の結果等を活用して多方面から見直しに向けた検討を行う。	農林水産省	令和4年（2022年）調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 農業経営統計調査の調査事項である「ほ場間の距離」及び「団地への平均距離」について、平成30年度（2018年度）に取りまとめる「平成29年産」以降の調査結果と生産コストとの関係性を分析・精査した上で、本調査事項の見直しの必要性を検討する。	農林水産省	令和4年（2022年）調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 作物統計調査の主産県調査対象品目について、主産県と非主産県の作付面積と収穫量の増減割合の比較等の検証・検討を実施した上で、主産県と非主産県の動向が著しく異なる検証結果が得られた場合、他の推計方法の採用を検討するなど推定値の精度向上を図る。	農林水産省	全国調査を実施したものから順次実施する。
	◎ 木材統計調査については、燃料用チップ等を含めた木材の消費・生産から流通・加工までの一貫した情報の提供に向け、木材流通統計調査や他の木材関連調査等から得られる結果を含めた総合的な統計表の作成・提供について、森林・林業施策の利活用及びユーザーニーズを踏まえつつ、検討に着手する。	農林水産省	平成30年度（2018年度）から実施する。

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度（2018年度）の調査において、各段階における流通経費等を把握するため、各流通段階での取引金額等を調査項目に追加した。 また、近年拡大傾向にある集成材について、その材料となるラミナの入手方法の細分化、国産材の新たな建築方法であるツー・バイ・フォーの現状を把握するため、枠組壁工法住宅用部材組立工場の流通、木質バイオマスエネルギー燃料となる端材の処理方法などの項目を新たに追加し、実査を行った。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年（2018年）11月27日に平成28年（2016年）経済センサス - 活動調査の個票の提供を受け、2015年農林業センサスにおける法人経営体との名寄せを行い、令和元年度（2019年度）に名寄せ結果の精査を行ったところである。 令和元年度（2019年度）中に集計表を作成・分析し、結果の公表を行う予定であったものの、名寄せ結果の精査に時間を要し、集計表の作成に至らなかった。 このため、令和2年度（2020年度）に平成28年（2016年）経済センサス - 活動調査の個票の利用について延長申請を行い、引き続き集計表の作成・分析を行い、令和2年（2020年）9月に結果の公表を行った。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 営農類型別経営統計を作成する経営統計調査については、令和元年（2019年）調査から、調査対象区分を従前の世帯又は組織の別による「個別経営体」及び「組織法人経営体」から、法人格の有無による「個人経営体」及び「法人経営体」に見直して調査を実施したところである。 農畜産物生産費統計を作成する生産費調査については、令和4年（2022年）調査見直しにおいて、利活用上の支障も考慮しつつ、調査対象区分等について検討を行う。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 令和4年（2022年）調査見直しに向けて、平成29年（2017年）産結果からデータを蓄積するとともに、調査結果と生産コストとの関連性を分析・精査し、本調査事項の見直しの必要性を検討する。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 全国調査を実施したものから順次、主産県と非主産県の収穫量と作付面積の増減割合の比較・検討を実施しているところである。これまで、全国調査を実施した品目については、主産県と非主産県の動向が著しくことなるものはなかったところ、引き続き、全国調査を行った品目については検証を行い、動向が著しく異なる場合は他の推計方法を検討するなどの精度向上を図る。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 木材統計調査結果に加え、木材流通統計調査結果、特用林産基礎資料、木質バイオマスエネルギー利用動向調査結果等の情報を一体的に提供出来るようにするため、木材需給報告書の作成に向け、政策担当部局と検討しているところ。 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(5) 環境・エネルギー関連施策の展開を図るための統計整備	○ 廃棄物等循環利用量実態調査については、更なる精度向上に向け、廃棄物等の把握方法の精緻化について引き続き検討する。	環境省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ エネルギー消費統計について、時系列安定化やデータの精緻化のための各種見直しの効果の持続性等の検証を行うとともに、基幹統計化についての結論を得ることをはじめとして、産業・業務部門のエネルギー消費に関する統計の体系的な整備の促進を図る。	資源エネルギー庁	令和4年度(2022年度)までに結論を得る。
(6) 交通関連施策に必要な統計の改善	◎ 自動車輸送統計調査について、精度向上を図る観点から、平成29年度(2017年度)に実施する予備的調査、他の輸送統計及び行政記録情報の活用も含めて分析・検討を促進し、新たな調査手法による調査を開始する。また、公表の早期化やニーズに応じた公表事項の充実、品目別輸送量の数値の安定化方策等について検討し、早期に結論を得る。	国土交通省	令和2年度(2020年度)から実施する。
	◎ 港湾調査について、オンライン調査や行政記録情報の活用等を一層推進し、主要港湾等に限定した速報値を公表することも含め、公表時期の更なる早期化に努める。また、NACCS(注)データのデータ項目の追加等の整備状況を踏まえつつ、その更なる利活用について検討を促進するとともに、ニーズに即した集計事項の充実についても検討に着手する。 (注) 輸出入・港湾関連情報処理システム(Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System)	国土交通省	平成30年度(2018年度)から実施する。

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> <p>廃棄物等に関するデータの精度向上及び公表の迅速化について、「循環利用量調査改善検討会」を開催し、検討を行ってきた。迅速化については、一部の廃棄物等について発生量を推計することなどにより、一定の成果を得たことから、近年では精度向上に主眼を置いて検討を行っている。</p> <p>平成30年度（2018年度）は検討会を3回開催、作業部会を2回開催し、これまで廃棄物等の「等」の発生量の算出のために活用してきた「産業分類別の副産物（産業廃棄物・有価発生物）発生状況等に関する調査」（経済産業省）の休止を受けて、平成28年度（2016年度）から行なっていた業界団体統計資料等を利用した算出方法の検討を引き続き行い、平成30年度（2018年度）において新たな算出方法として確立した。また、新算出方法を用いて、平成27年度（2015年度）実績値に遡って発生量の再算出を行った。</p> <p>令和元年度（2019年度）は基礎的審査導入計画を策定し、審査等の内容を示すドキュメントを整備した。</p> <p>令和2年度（2020年度）は検討会を3回実施し、一般廃棄物の品目別案分比率の見直し、産業廃棄物の循環利用量案分比率の見直しを行った。また、精度向上に向けた未把握量等に関する課題の整理を行った。</p> 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> <p>エネルギー消費統計は、平成27年度（2015年度）実績調査から、委託研究により得られた方策（(i)標本を半数ずつ入れ替えるローテーション・サンプリングの導入、(ii)差推定の導入、(iii)時系列での外れ値排除処理の導入など）を採用し実施している。これらの効果の検証は委託研究によって継続的に行っており、安定的な時系列変動に一定の効果をもたらしていることを確認している。一方で、これまでの検証によって浮彫となった課題への対応及び基幹統計とする場合の状況として足り得るかといった視点も含め、精緻な総合エネルギー統計への組み込みに資するため、令和2年度（2020年度）は、特に時系列変動の大きな層の検証を行い、変動の一因となっている回答数の有効性や、これらを考慮した層区分の見直しの可能性、原単位と従業者数の相関分析等の検討を実施した。</p> 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> <p>自動車輸送統計調査について、貨物営業用自動車については、①事業所票の廃止、②自動車登録ファイル(車検データ)等を用いた報告者の選定方法及び推計方法(比推定の導入)の見直し、旅客営業用自動車については、③乗合バスの調査区分の細分化、④報告者の選定方法(車両単位で抽出→事業所単位で抽出後当該事業所が車両を選定)及び輸送人キロの推計方法の見直し、全体として、⑤品目別、都道府県別輸送量等の集計事項の充実、⑥速報の公表、⑦政府統計オンライン調査総合窓口(e-Survey)の導入等、調査計画を変更し、令和2年(2020年)4月から変更後の計画に基づく新調査を開始した。</p> 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> <p>港湾調査について、①貨物形態別集計等の集計事項の充実、②政府統計オンライン調査総合窓口(e-Survey)の導入、③主要港に限定した速報値の公表及び④調査対象港湾等、調査計画を変更し、令和2年(2020年)1月から変更後の計画に基づく新調査を開始した。</p> <p>また、毎年開催している基幹統計調査「港湾調査」に関する打合せ会議等において、行政記録情報の活用について一層の推進を図っている。</p> 	実施済

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(7) 不動産関連統計の改善・体系的整備	◎ 5年ごとに実施する法人土地・建物基本調査とその中間年に実施する土地動態調査について、不動産登記情報の公開の在り方などの検討動向を注視しつつ、不動産登記情報の活用の可能性や、フローとストックの情報を地域別に把握することも含め、法人における土地の所有・利用構造をよりの確に把握する調査を効率的に実施する方向で検討を促進する。	国土交通省	令和5年(2023年)法人土地・建物基本調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するため、土地基本調査の作成方法の充実に向け、関係府省とも連携し、解決すべき課題を整理・検討する。	国土交通省	平成30年度(2018年度)から実施する。
(8) 観光施策の推進に必要な統計の改善・充実	○ 既存の観光統計を用いて作成している地域観光統計について、観光統計を体系的に整備する観点から、平成30年(2018年)1-3月期分から公表する都道府県別の旅行者数・旅行消費額の推計結果を検証した上で、推計手法の改善に取り組む。また、地域観光統計の精度向上に向け、民間データ等の活用の可能性も含め、関連統計の改善を図るとともに、クルーズ船利用の拡大等旅行者の旅行形態の変化に対応した統計の改善について検討する。	観光庁	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査について、上記観光統計の体系的整備の進捗状況も踏まえ、基幹統計化に係る結論を得る。	観光庁	令和4年度(2022年度)までに結論を得る。
	○ 訪日外国人消費動向調査の都道府県別表章結果について、精度検証を実施した上で、必要な改善についての結論を得る。	観光庁	令和4年度(2022年度)までに結論を得る。
3 グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進	○ SDDSプラスについて、未対応となっている四半期の部門別バランスシート、一般政府収支及び一般政府債務の公表に向け、引き続き関係省庁等の協力を得つつ検討し、対応可能な全項目での公表を実現する。	財務省、内閣府	令和3年(2021年)4月までに実施する。

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 土地基本調査に関する研究会において、土地基本調査の作成方法の充実に向け、不動産登記情報の活用やフローとストックの情報を地域別に把握することも含め、法人の土地の所有・利用構造の全体像をよりの確に把握する調査を効率的に実施するための課題を整理・検討した結果、平成30年度（2018年度）に中間年に実施していた土地動態調査と土地保有移動調査を統合し、令和元年度（2019年度）から土地保有・動態調査を実施することについて総務大臣から承認を受け、令和元年度（2019年度）に第1回調査、令和2年度（2020年度）に第2回調査を実施し、それぞれ令和2年（2020年）3月及び令和3年（2021年）3月に集計結果を公表した。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 土地基本調査に関する研究会において、土地基本調査の作成方法の充実に向け、不動産登記情報の活用やフローとストックの情報を地域別に把握することも含め、法人の土地の所有・利用構造の全体像をよりの確に把握する調査を効率的に実施するための課題を整理・検討した結果、平成30年度（2018年度）に中間年に実施していた土地動態調査と土地保有移動調査を統合し、令和元年度（2019年度）から土地保有・動態調査を実施することについて総務大臣から承認を受け、令和元年度（2019年度）に第1回調査、令和2年度（2020年度）に第2回調査を実施し、それぞれ令和2年（2020年）3月及び令和3年（2021年）3月に集計結果を公表した。引き続き、関係府省とも連携し、解決すべき課題を整理・検討する。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 従来、供給側統計である「宿泊旅行統計調査」を用いて推計していた地域観光統計について、需要側統計である「訪日外国人消費動向調査」及び「旅行・観光消費動向調査」を柱とする新たな推計手法の開発を行った。平成30年（2018年）から、訪日外国人消費動向調査及び旅行・観光消費動向調査において、都道府県別の旅行者数及び旅行消費額のより正確な把握のため、サンプルの拡充や調査票の改善等を行っており、それらを反映した調査結果を用いて新たに地域観光統計の試算を行い、そのデータの精度等を検証した上で、推計手法を確定させた。また、訪日外国人消費動向調査では、平成30年（2018年）からクルーズ船利用客を調査の対象に加え、調査結果を旅行消費額の公表値に反映している。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 宿泊旅行統計調査については、新たな層化基準の検討やデータの検証等を行い、推計方法の確立に向けた課題について検討を行った。今後も、データの検証等を含め、統計の安定性や精度の向上に向けた検討を引き続き進める。 旅行・観光消費動向調査については、都道府県別集計の精度を上げるために回収率を向上させる方策として、オンライン調査においてスマートフォンによる回答も可能となるよう電子調査票を開発した。引き続き、回収率向上や精度確保の可否について検証した上で、現行の統計法上の位置付けについて検討を行う。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人消費動向調査については、平成30年（2018年）からサンプルを大幅に拡充した地域調査を開始し、都道府県別の訪問率、平均泊数、1人当たり旅行中支出等の調査結果の精度向上を実現した。また、地域調査の結果の精度については、地域観光統計の新たな推計と合わせ、検証を行った。この検証結果を踏まえ、今後、調査地点やサンプルの拡充等、更なる精度向上に向けた取組の検討を進めていく。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 平成28年（2016年）4月にSDDSプラスに参加した後、毎年6月に関係省庁で連絡会議を開催するなど、関係省庁等で協力しつつ対応を進めている。四半期の部門別バランスシート及び一般政府債務については、平成30年（2018年）4月に公表を開始済み。なお、一般政府収支は、令和3年（2021年）4月16日に公表予定。 	実施済（四半期の部門別バランスシート及び一般政府債務について）及び実施・検討予定（一般政府収支について）

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 統計委員会や各府省との連携を図り、SDGsのグローバル指標の対応拡大に取り組む。この際、既存の統計調査では算出困難なものもあることから、知見を有する第三者の協力も得ながら、新しい情報源の活用可能性の検討を進める。	内閣官房、総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。新しい情報源の活用可能性の検討については、令和2年度(2020年度)から実施する。
	◎ 社会保障費用統計について、OECD基準に加え、財源の国際比較が可能となるEU(ESSPROS)基準に準拠した統計の作成について、EU統計局及び関係府省の協力を得て検討し、提供を開始する。	厚生労働省	令和4年度(2022年度)までに実施する。
	◎ 社会保障費用統計について、国際基準に準拠した地方公共団体の社会保障支出の総合的な把握に向け、社会保障関係費用に関する調査結果の活用や、単価に基づく推計等を検討し、改善を図る。	厚生労働省	令和4年度(2022年度)までに実施する。
	○ 輸出入行動を当該企業の企業特性(外資比率等)と関連付けた新たな統計の作成について、事業所母集団データベースと貿易統計データベースにおける法人番号の登録状況を踏まえた収録情報の接続の可能性や、個別企業の情報が識別されることがないか等といった観点の検討も含め、その作成可能性を検証・検討する。また、貿易統計について、ユーザーニーズも踏まえつつ、情報提供を充実するなど、引き続き利便向上に努める。	財務省、総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 海外事業活動基本調査について、政府における行政記録情報の提供環境を整えるための方策の検討状況を踏まえ、その母集団名簿の適切な作成に向け、行政記録情報である外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)の届出情報(企業名、住所等)等の活用方策について検討し、可能な限り早期に結論を得る。	経済産業省	平成30年度(2018年度)から実施する。

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年（2020年）3月に国連統計委員会で承認されたSDGグローバル指標の包括的見直しによる新たな枠組みに基づき、令和2年（2020年）12月のSDGs推進本部幹事会において、新たに11指標の作成方法等を決定した。これら11指標を含め、算出値の更新等があった指標のデータは、令和3年（2021年）4月に日本政府共通のウェブサイトにおいて公表予定としている。これにより、全247指標のうち138指標のデータが公表可能となった。 また、地球環境や気象等の観測データを活用した統計作成や分析を促進することを目的として、2020年（令和2年）9月、ビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議の下に、観測データ利活用検証WGを設置し、衛星データを活用したSDG指標15.4.2に関する検証を実施した。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> EU（ESSPROS）基準に準拠した単年度（平成30年度（2018年度））の試行集計を行い、集計方法等について有識者の意見を聴取して検討を進めた。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 地方単独事業のうち主要な事業は総務省から提供を受けた「社会保障施策に要する経費に関する調査」の活用により決算値の計上が可能となったが、地方単独事業として実施される公営住宅家賃対策補助、災害救助費、救急業務費、学校保健等については、上記調査において把握されないために未計上又は決算値ではない地方交付税の単位費用に基づく推計値を使用している。これらについて、総務省へのヒアリングを行うなど情報収集・検討を進めた。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 当該措置については、貿易統計データの既存情報にある項目と事業所母集団データベースの既存情報の項目に共通キーが存在しておらず、両データベースの収録情報の接続が極めて困難な状況。今後、接続に必要な共通キーとなり得る、例えば、法人番号が導入される等の進展によっては、引き続き検討する余地があるものと考えられる。 ただし、仮に共通キーの課題が解決したとしても、本来の行政手続の円滑な実施に支障が出ないよう、また個別企業の情報が識別されないよう処理が行われる必要があり、統計情報の機密性が担保された環境において作業が実施されることが前提となる。 貿易統計については、これまでもユーザーニーズを踏まえ提供情報の充実に努めてきたところ、更に利便性を向上させるため、令和元年（2019年）6月に貿易統計ホームページのリニューアルを実施し、また令和元年度（2019年度）中にe-StatのDB化を実施・完了した。 	実施済（貿易統計について）及び実施・検討予定（事業所母集団データベースと貿易統計データベースにおける法人番号の登録状況を踏まえた収録情報の接続の可能性について）
<ul style="list-style-type: none"> 外国為替及び外国貿易法の届出情報である行政記録情報の活用については、財務省から個別企業情報守秘の観点から提供は困難である旨の回答があり、引き続き、行政記録情報の活用に向け、総務省をはじめ関係省庁と協議の上で今後の対応策について検討していきたい。 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>○ 統計委員会の知見も活用しつつ、①国際会議・専門家会合等への積極的な参加・情報発信、②国際機関等への統計専門家の経常的な派遣、③発展途上国等を中心とする諸外国からの統計に関する政府職員の受入れ、④国際連合アジア太平洋統計研修所（S I A P）の運営に対する協力等の取組を一層充実し、国際貢献の強化を図る。</p>	各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	<p>○ 統計に関する国際比較可能性の更なる向上を図る観点から、統計委員会を中心に各府省間の連携を図り、国際機関への情報発信や国際機関における統計関係の議論・調整状況などに関する情報共有を強化する。</p>	総務省、各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。
<p>第3 1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減 (1) 行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の活用</p>	<p>○ POSデータ、人流データ、SNSデータなど民間データの活用に係る先行事例があるデータ又は優先度の高いデータ等（行政記録情報等を含む。）を選定して、各府省の協力により集中的に協議することにより、利活用上の各種課題の解決や、優良事例等を積み上げて公表するための産官学連携による会議を開催し、及び政府内における検討の場を設け、データの保護や取得等の課題について集中的に検討し、各府省と地方公共団体・民間企業等の間における統計的分析や統計作成目的によるデータ等の相互利活用を推進するとともに、可能性の高いものから、速やかに試行的な活用等を行う。</p>	総務省、各府省	令和4年度（2022年度）末までに一定の結論を得る。
	<p>○ 統計的分析や統計作成目的によるビッグデータ等の利活用を推進するため、各府省におけるビッグデータ等の統計への活用実態を把握するとともに、可能な限り地方公共団体・民間企業等における国の統計データやビッグデータ等の効果的な利用状況の把握に努め、定期的にこれらの情報を各府省に提供することで各府省による利活用の横展開を促すとともに、上記の会議に報告する。</p>	総務省、各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。
<p>ア 行政記録情報等の活用</p>	<p>○ 各府省と連携し、行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査の更なる充実を図った上で、定期的実施し、その結果をホームページに掲載するとともに、府省間の情報共有の充実を図る。また、業務統計を作成する府省においては、原則として当該統計をe - S t a t等で公表するとともに、ユーザーニーズを踏まえつつ、提供情報の充実に努める。</p>	総務省、各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> ①新型コロナウイルス感染症の影響により国際会議の中止等が多くあったものの、8府省から延べ109人の職員が41の国際会議に出席し、議論への参加、発表等を行った（Web会合含む。）。 ②新型コロナウイルス感染症の影響により国際機関等への職員の派遣が困難な状況であったものの、4府省が6の国際機関・国等に延べ54人の職員を派遣した（テレワークによる派遣を含む。）。 ③新型コロナウイルス感染症の影響により諸外国からの政府職員の派遣が困難な状況であったものの、1府省が1か国から延べ30人の研修生を受け入れた（テレワークによる受入を含む。）。 ④S I A P に対して、昭和45年（1970年）の設立以来、現金及び現物の寄与を通じた研修への協力を行っており、令和2年度（2020年度）については新型コロナウイルス感染症の影響により対面研修は実施できなかったものの、オンラインでの研修を実施し、59か国（地域）、3,335名に対して研修を実施した。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 各種の統計に関する国際会議、国際機関及び諸国の諸情報を府省等間において緊密に報告・連絡し合うとともに、国際協力の推進に関する事項について、政府部内の連絡及び調整並びに検討を行うため、随時の情報共有に加え、各府省等の課長補佐級の会議を定期的で開催しており、令和2年度（2020年度）は2回開催した。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年（2018年）5月に設置した「ビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議」（以下「ビッグデータ連携会議」という。）を3回開催し、同会議におけるこれまでの事例整理を行うとともに、観測衛星データや労働ビッグデータの統計的利活用の事例について、同会議の構成員や府省庁間で情報共有を行い、意見交換を行った。また、流動人口データの公的統計への活用可能性に関する研究も行った。 「統計改革推進会議」（官房長官・関係閣僚等で構成。平成29年（2017年）設置）の下の「統計改革調査部会」（各府省等の統計幹事・EBPM統括責任者等で構成。令和元年（2019年）設置）の下に設置した「統計技術・データソースの多様化等検討会」（令和2年（2020年）3月設置）を2回開催した。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 各府省におけるビッグデータ等の統計への活用実態を把握するため、平成30年（2018年）1月から「民間企業等が保有するビッグデータ等の統計作成への活用に係る調査」を実施している。 令和2年度（2020年度）に関しては、1月に各府省からの調査結果をとりまとめており、今後、総務省統計委員会のホームページに掲載予定（資料編 資料6参照）。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 毎年度、「行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の統計作成への活用に係る実態調査」を実施し、その結果を府省間で共有するとともに、総務省ホームページに掲載している。（当該調査のうち、行政記録情報等の統計作成への活用状況の概要については、資料編 資料7参照） 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 行政記録情報の活用を図ることにより、より正確な景気動向把握や長期的な経済動向の分析に努める。特に、所得に関する税情報については、賃金動向等の把握のための補完的な情報として活用を図ることを視野に本格的に研究を行う。	内閣府、財務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 統計委員会を中心に情報の共有や府省間の連携を強化しつつ、行政記録情報等の統計作成への活用を通じた研究・検討を推進する。行政記録情報等の統計作成への活用の推進に当たっては、報告者の同意を得た行政記録情報の転用事例、企業等内の既存データの提供を求める事例等を把握し、報告者側の実態や意見も勘案しつつ、各府省への展開を図る。	総務省、各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
イ 民間企業等が保有するビッグデータの活用	○ ビッグデータを用いた新たな景気動向の把握のため、POSデータをきめ細かく分析に利用する手法の開発に向けた検討を行う。また、物流データを活用した地域間の移出入の動向把握に向けて、調査機関と連携して研究を進める。	内閣府	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ ビッグデータを活用した経済指標の開発に当たっては、景気動向把握の向上に資するよう考慮するとともに、POSデータ、人流データ、SNSデータ等を用いて、既存統計で把握できていない経済活動の把握に努める。また、各府省におけるビッグデータの効率的な活用を推進するため、関係府省の取組状況や企業等からのデータ提供の在り方、データの品質確保、専門人材の育成等について、統計委員会を中心に定期的な情報共有を図る。	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
(2) オンライン調査の推進	○ 「オンライン調査の推進に関する行動指針」に基づき、統計調査の企画に当たっては、オンライン調査の導入を検討するとともに、導入後も、モバイル機器携帯型端末の活用を含めた改善や回答率の向上を図る。	各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ ICTの普及状況を踏まえつつ、「政府統計オンライン調査総合窓口」の機能改善・拡充等を推進する。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 行政記録情報のデータの特徴や利活用方法等について分析を行っているところ。税情報については、財務省の協力の下、賃金動向等との関係について分析しているが、制度要因等による影響も大きく、引き続き検討中。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 毎年実施している「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」により、「報告者の同意を得て行政記録情報を転用している事例」の項目を設け、行政記録情報等の統計作成への活用の実態を把握している。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> POSデータの約220品目の価格・数量データの双方を用いて、価格変動が需要要因と供給要因のどちらに起因するのかの要因分解を行った指標を開発した。POSデータ等の速報性の高いデータから、機械学習により小売業販売額全体の動きをナウキャストする分析を実施した。これらの結果については、令和2年（2020年）1月に統計委員会委員懇談会において説明を行った。物流データの活用については、検討を継続中。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 「消費動向指数研究協議会」に参画する企業の一部から提供を受けた消費関連データを用いた試算を実施し、同結果については学会において報告を行った。また、消費動向指数研究協議会（研究評議会）において検討を行い、更なる検討が必要とされた。【総務省（統計局）】 商業動態統計調査の丁2調査の回答方法について、POS等ビッグデータの提供を可能とする方法を令和2年度（2020年度）から導入した。【経済産業省】 第11回ビッグデータ連携会議において、「公的統計へのビッグデータの更なる活用に向けて」（これまで同会議で紹介した事例の整理を行ったもの）を作成し、同会議のHPに掲載を行った。【総務省（政策統括官）】 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> （資料編 資料8参照） 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 各府省からの機能改修要望に基づき、利用機関APIの性能の向上、受付状況確認のレスポンス改善、問合せフォームの充実など、機能改善・拡充等を実施した。 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(3) 報告者の負担軽減・統計ニーズの把握	<p>○ EBPM推進委員会が実施する統計ニーズの提案募集の取組と連携しつつ、統計作成に関する報告者の負担等に関する声（提案）を定期的に募集する。また、当該募集により把握した提案や統計調査の実施等に当たり各府省が収集した報告者の声（提案）や統計ニーズについて、各府省と連携して対応方策を作成・公表するとともに、統計委員会を中心に毎年定期的にその対応状況のフォローアップを実施する。なお、地方公共団体、独立行政法人等や民間企業等による各種調査やアンケート調査等との重複等に係る内容については、必要に応じて総務省において、統計委員会の意見も踏まえつつ当該関係者への情報提供や連絡等を行う。</p>	総務省、各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	<p>○ 所管統計調査の設計に当たっては、報告者の声、府省内外の統計ニーズを別途把握するとともに、これまでに募集・把握した報告者の声や統計ニーズも踏まえることにより、報告者の負担軽減や統計ニーズへの的確な対応を図ることに加え、各府省の政策立案過程総括審議官等に、必要なデータの有無や所在を確認し、報告者の負担軽減及び調査事務の簡素化を図る。</p>	各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> • 国の統計に関する提案を経常的に把握する仕組みを構築するため、平成29年度（2017年度）末から、報告者の声の把握を開始した。 これまでに計135件の意見を受け付け、対応方策について関係府省と協力して検討し、調整の整ったものから順次統計委員会に報告の上、公表している（平成30年度（2018年度）13件、令和元年度（2019年度）122件をそれぞれ公表）。 令和2年度（2020年度）は、21件の意見を受け付け、対応方策について関係府省と協力して検討しており、調整が整い次第統計委員会に報告の上、公表予定。 また、過去の意見受付分の対応状況のフォローアップについても関係府省との調整が整い次第統計委員会に報告の上、公表予定。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> • 職種別民間給与実態調査において、府省内外の統計ニーズも含め調査項目の必要性を改めて精査し、報告者の負担軽減等の観点も踏まえ、調査項目の削減等の見直しを行うとともに、令和2年（2020年）調査から、一部の調査項目について、オンライン調査システムの活用を希望する事業所が同システムを活用できる仕組みを導入することとした。 民間企業における役員報酬（給与）調査において、報告者の声等を踏まえ、作成要領等の整理・統合を行い、参照資料の削減を図ると共に、オンライン調査の導入を行う（予定）など、引き続き、報告者の負担軽減及び調査事務の簡素化に向けた取組を行っている。 民間企業の勤務条件制度等調査において、平成30年（2018年）調査から、企業の情報等の共通事項についてプレプリントを実施した。また、令和元年（2019年）調査から、一部の調査項目について、オンライン調査システムの活用を希望する事業所が同システムを活用できる仕組みを導入した。【人事院】 • 所管統計調査における有識者による企画分析会議等での統計の基本的な考え方を踏まえ、検討実施。【内閣府】 • 総務省が所管する各種統計調査の企画・見直しに当たっては、総務省統計委員会担当室が実施する「国が実施する統計調査に関する提案募集」はもちろん、関係府省や地方公共団体、有識者や報告者等へのヒアリングなどを個別に実施することで統計ニーズを把握し、可能な限りの対応を図っているところ。【総務省】 • 平成30年度（2018年度）における調査の実施に当たり、外部有識者等による委員会からの意見聴取、犯罪被害者支援団体からのヒアリングなどにより、統計ニーズの把握に努めた。【法務省】 • 総務省が実施した「国が実施する統計調査に関する提案募集」において、経団連から提出された改善要望のうち、文部科学省対応分について対応を行った。【文部科学省】 • 統計調査の見直しに当たっては、利活用リストを活用し省内外の関係課室への確認を行ったほか、パブリックコメントの実施や業界団体、利活用者等へのヒアリングにより、国民の意見やニーズを把握した上で、記入者負担の軽減にも配慮した計画案を策定し、総務大臣へ変更申請を行った。【経済産業省】 • 統計を利用した結果の検討会等において、ニーズの把握に努めている。【環境省】 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計の品質確保 (1) 統計基準の整備及び統計間の比較可能性向上 ア 統計基準の整備	○ 日本標準産業分類の次期改定と併せて、法人番号と事業所母集団データベースとの照合により追加される企業等の確認結果や、企業等の活動実態や実査可能性等を踏まえつつ、専従の役員・労働者等が存在しない法人等に関する日本標準産業分類上の整理に取り組む。	総務省	日本標準産業分類の次期改定（令和5年度（2023年度））に向けて実施する。
イ 統計間の比較可能性向上	○ 統計間の比較可能性や再集計機能の向上を図るため、各府省と連携し、地域ブロックの結果表章に係る標準的な区分の在り方について検討を進め結論を得るとともに、年齢、事業所規模などの結果表章に係る標準的な区分の在り方についても現状の更なる精査を行った上で検討を進め結論を得る。また、各府省は、個々の調査の特性や精度に留意しつつ、この結論にのっとった対応に努める。	総務省、各府省	地域ブロックについては平成30年度（2018年度）末までに、それ以外については令和元年度（2019年度）以降順次、結論を得て、それを踏まえ順次実施する。
(2) 民間委託された統計調査の品質確保・向上	○ 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づき、委託業務仕様書の見直しや、プロセス管理の徹底を図るとともに、事後的な検証を含めた情報共有を通じ、民間委託された業務の更なる品質確保・向上に着実に取り組む。	各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	○ 統計調査の民間委託について、関係府省の協力を得て、複数年契約の推進等について検討するとともに、民間委託における優良事例等を取りまとめ、情報共有する。	総務省、関係府省	平成30年度（2018年度）から実施する。
(3) 統計に共通する課題の研究・各府省等への支援	○ 「各府省統計研究情報フォーラム」を活用した情報共有について、各府省における調査研究の実施予定も対象にするなど、統計委員会を中心に取組の充実・強化を図る。	総務省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	○ 各府省及び地方公共団体からのニーズを踏まえ、引き続き統計技術的な課題解決に向けた研究に取り組み、その研究成果を統計業務に活用することにより、各府省及び地方公共団体を支援する。	総務省	平成30年度（2018年度）から実施する。

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 法人番号の把握・活用の推進による事業所母集団データベースの整備・充実の状況を踏まえつつ、令和5年度（2023年度）の日本標準産業分類の次期改定に向けて結論が得られるよう今後検討予定。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 地域ブロックについては、公的統計の結果を地域別に表章する際の指針として、平成31年（2019年）3月28日に「地域別表章に関するガイドライン」を決定（総務省政策統括官（統計基準担当）決定）した。 年齢、事業所規模などの結果表章に係る標準的な区分の在り方については、前年度に実施した我が国の公的統計や諸外国の主要統計における表章状況を把握するための調査研究（委託研究）結果を基本資料としながら、現状の精査を行いつつ、検討を進めている。 	実施済（地域ブロックについて）及び継続実施（それ以外について）
<ul style="list-style-type: none"> （資料編 資料9参照） 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年（2018年）7～8月に、民間事業者に委託した統計調査業務の履行状況・範囲・規模などの情報を関係各府省から収集し、整理した上で各府省間で情報共有した。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度（2018年度）は、「各府省統計研究情報フォーラム」を活用した情報共有について、各府省における調査研究の実施予定も対象にするなど、統計委員会を中心に取組の充実・強化を図る方策について検討を行った。これらを踏まえ、令和元年度（2019年度）以降、総務省から各府省に従来照会していた研究成果に加え、調査研究の実施予定についても照会し、「各府省統計研究情報フォーラム」に掲載することで、各府省で情報共有を行うと共に、研究予定、成果などを統計委員会企画部会に報告することとしている。直近では、令和2年（2020年）7月の統計委員会企画部会に報告した。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省からの要請により行った「生産動態統計調査」の欠測値補完方法の検証結果について、令和元年（2019年）6月、評価分科会に報告した。 その結果、課題解決に向けた今後の取組の方向性が示され、必要に応じて引き続き経済産業省を支援することとなった。 さらに、令和2年度（2020年度）において、サンプルサイズが大きいなどの条件を満たす分類・品目に対して追加検証を行った。 なお、追加検証の結果については、令和3年（2021年）4月に開催される第10回評価分科会において、報告予定である。 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ ビッグデータの特性把握や偏り是正等ビッグデータの利用に関する高度な統計技術の研究開発に引き続き取り組む。また、匿名化などの適切なデータの補正、データ保管・利用に関する信頼性の確保、データの品質確保などについて、各府省に対する技術的な支援の充実に努めるとともに、ビッグデータの分析事例や活用事例に関する研修を実施する。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 時々の技術動向を踏まえつつ、情報収集方法の高度化に関する研究に引き続き取り組む中で、無作為抽出により行った調査員調査の結果とモニター調査など別の手法により行った調査の結果との統合推計などの研究を推進し、統計調査員業務の重点化に活用する。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
(4) 品質確保に向けた取組の強化 ア PDCAサイクルの確立等	○ 調査実施後において、各府省の幹事の下、回収率等の結果精度に関する事項を含めた調査計画の履行状況、調査結果の利活用状況等の観点から事後検証を行い、その結果を次回以降の調査計画の見直し等に反映する仕組みをルール化し、調査を不断に改善する。	関係府省、総務省	令和2年度(2020年度)から実施する。
	○ 統計調査の承認審査の重点化を図り、事後検証の徹底した取組を前提として、簡素化・迅速化する。	総務省	令和2年度(2020年度)から実施する。
	○ ①誤りが発生している統計、②公表の遅れが継続している統計、③情報システムに問題がある統計などについては、BPRの手法も活用しつつ、外部の統計専門家の参加も得て、原因分析等を行い、統計作成プロセスやシステムの改修等を行う。	関係府省、内閣官房、総務省	令和2年度(2020年度)から実施する。
	○ 統計委員会が取りまとめる一般的な要求事項及び方針に基づき、総務省から派遣された統計監理官等が行う第三者監査も活用し、実査、集計等個々の統計作成プロセスの水準を段階的に向上させる。	関係府省、総務省	令和3年度(2021年度)から実施する。
	○ 統計作成に関する標準的な業務マニュアルを作成し、BPR等の状況も踏まえ、定期的に見直す。また、当該マニュアルを踏まえ、統計ごとの業務マニュアルを作成し、定期的を確認する。	総務省、関係府省	令和2年度(2020年度)から実施する。

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 統計研究研修所で令和2年度（2020年度）に実施を予定していたビッグデータに関する研修は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う「緊急事態宣言」が発出されたことから中止としたが、令和元年度（2019年度）に実施した「ビッグデータ利活用－基礎から応用まで－」の研修動画をオンライン統計研修ポータルサイト「統計研修ひろば」に自主学習用教材として掲載し、希望する職員が視聴できるようにした。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 無作為抽出により行った調査員調査の結果とモニター調査など別の手法により行った調査の結果との統合推計を行った全国家計構造調査の集計に関して、第159回統計委員会において、調査実施者から報告がなされた。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）」（令和元年（2019年）9月30日統計委員会。以下「統計委員会建議」という。）及び「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」（令和元年（2019年）12月24日統計改革推進会議統計行政新生部会）を踏まえ、PDCAサイクルの確立を図るため、「PDCAサイクル確立に向けた点検・評価ガイドライン」（令和2年（2020年）7月30日統計行政推進会議申合せ。以下「点検・評価ガイドライン」という。）を策定し、令和2年（2020年）10月から、各府省において、所管の統計調査について、調査計画の履行状況等に関する計画的な点検・評価を実施するとともに、その結果を踏まえた不断の改善を通じ、品質の確保に取り組んでいる。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 承認申請等に関する事務マニュアルを全面改正し、承認審査の基本的方針や視点ごとの考え方、重点化による迅速化の方法を具体化するとともに、PDCAサイクルの一環として、所管する統計調査について、各府省が自ら行う事後点検結果の承認審査への活用についても明記した。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 各府省所管の統計調査に関し、中央統計機構の職員が助言するなど、統計作成プロセスの見直し等の支援を実施した。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 第三者監査の導入に向け、統計委員会における審議を効率的かつ集中的に実施するため、令和2年（2020年）10月に「点検検証部会」が「統計作成プロセス部会」に発展的に改組されるとともに、同部会の下に「要求事項等検討タスクフォース」が設置され、これらの部会等において、統計作成プロセスに関する要求事項及び実施方針の検討が進められている。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度（2020年度）に設置された各府省で構成された「統計作成プロセスにおける品質管理に関するWG」において、統計ごとの業務マニュアル作成に資する「標準マニュアル」の整備に向けた議論を進めているところ。令和3年度（2021年度）中には当該マニュアルの試行的運用を予定。 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>○ 各府省と連携して、個別統計に関し、必要に応じ統計研究研修所も活用しつつ、統計精度検査を計画的に実施するとともに、平成29年度（2017年度）に実施した統計精度検査結果への対応状況も含めフォローアップする。</p>	総務省、各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	<p>○ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえ、統計の品質保証活動に引き続き取り組み、所管統計・統計調査の改善を図るとともに、公的統計への理解と活用を一層推進するため、作成過程の更なる透明化に努める。その一環として、統計調査の調査計画を一元的に閲覧できるようホームページに掲載するとともに、事後検証の結果についても併せてホームページ上で閲覧できるようにする。</p>	各府省、総務省	平成30年度（2018年度）から実施する。調査計画及び事後検証結果のホームページ掲載については、令和2年度（2020年度）から実施する。

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 評価分科会において、平成28年度（2016年度）統計法施行状況に関する審議結果報告書（統計精度検査関連分）（平成30年（2018年）3月）において実施すべきとされた事項のうち、「社会教育調査（民間体育施設）の母集団の明確化及び欠測値補完の見直し」、「建設工事統計調査（施工調査）の欠測値補完の見直し」について、各府省による対応状況に関する審議を行った。 各府省のホームページにおける統計に関する情報提供を充実させるため、基幹統計の統計精度に関する情報提供度をスコアリングしている「見える化状況検査」の継続的なフォローアップを前回の同一のスコアリング基準を用いて実施し、一般統計調査についても、見える化状況検査を基幹統計調査に準じたスコアリング基準を用いて実施した。 基幹統計及び一般統計調査の見える化状況検査の結果は、令和元年（2019年）8月の点検検証部会で報告を行い、基幹統計調査については、54調査中11調査で改善が見られた。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえ、毎年度、関係府省における統計の品質保証活動に関する取組状況等について情報共有を行っている。 また、統計委員会建議等を踏まえ、統計調査の調査計画及び点検・評価ガイドラインに基づき各府省が実施した点検・評価結果を、e-Statにおいて一元的に閲覧できるよう整備を行い、順次掲載作業を実施している。【総務省（政策統括官）】 基幹統計（国民経済計算）及び一般統計調査について、平成25年（2013年）9月に品質表示及び品質評価に係る実施計画を定め、当該計画に基づき、調査実施部局において、品質保証活動に関する取組を実施している。また、大臣官房において、部局ごとの取組結果を確認し、府内の取組状況について適宜部局と情報共有し、取組内容の改善等を促している。【内閣府】 品質表示及び品質評価について、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」等に準じて可能な範囲で実施する体制を維持している。【警察庁】 総務省統計局実施の統計調査について、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、表示の見直し及び自己評価を実施し、評価結果の概要を統計局ホームページ上で公開した。引き続き、所管する統計について、自己評価を計画的に実施する。 また、実施過程の質の評価については、委任・委託先の協力を得て平成30年度（2018年度）から自己評価を実施した。今後も所管する統計について、自己評価を計画的に実施する。【総務省（統計局）】 法務総合研究所においては、一般統計調査である第5回犯罪被害実態（暗数）調査の承認申請に当たり、平成30年度（2018年度）にガイドラインに基づく品質評価事項チェックリストを活用した自己評価を行った。【法務省】 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、財務省が所管する基幹統計及び一般統計調査について統計作成部局による自己評価及び総括部局における二次チェックを実施した。【財務省】 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、文部科学省が所管する基幹統計において自己評価を実施した。【文部科学省】 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
イ 統計の重要度に応じた管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ システムを用いたエラーチェック等、データの審査を適切に実施する。また、統計に誤りが判明した場合には、あらかじめ策定した対応ルールに基づき、ユーザーに及ぼす影響も含め、ユーザーに対する迅速な周知を行うとともに、効果的な再発防止策を検討・整理して、府省内及び政府全体で共有する。 ○ 統計調査の担当者から独立した統計分析審査官による分析的審査を順次導入する。 ○ 公的統計でカバーしきれない分野について、政府関係法人等が作成する統計を利用しやすくするため、これら統計の品質等を評価するためのガイドラインを策定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係府省、内閣官房、総務省 関係府省、内閣官房 総務省 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度(2020年度)から実施する。 令和2年度(2020年度)から実施する。 令和2年度(2020年度)から実施する。

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> ・ 品質表示については、所管する統計について、各調査の公表の都度見直しを行い、品質表示についての周知や項目内容の充実を図った。品質評価については、予算の概算要求の前に実施予定の統計調査について、自己評価を実施した。 「P D C Aサイクル確立に向けた点検・評価ガイドライン」に基づき、点検・評価計画を作成し、計画に沿って、点検・評価を実施した。【厚生労働省】 ・ 調査担当課室から独立した部署として、令和2年（2020年）4月に統計品質向上室を設置し、農林水産省が実施する基幹統計及び一般統計調査の公表資料について、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づく品質表示となるよう一元的な審査を実施した。 品質評価については、実施規程を整備した。また、施策担当局庁を構成員とする「農林水産統計の見直し検討会」を開催して、ニーズの適合性、調査の効率性等を踏まえた調査の改善に努めた。 また、「P D C Aサイクル確立に向けた点検・評価ガイドライン」に基づき実施規程を整備し、令和2年（2020年）10月から点検・評価を実施するとともに、調査計画及び事後検証結果のホームページ掲載の準備を進めた。 【農林水産省】 ・ 平成29年（2017年）から各統計調査の調査計画を経済産業省ホームページで一元的に公表しているが、e - S t a tでの公表についても対応を行った。【経済産業省】 ・ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、国土交通省が所管する統計について、品質表示の評価及び品質評価を実施した。【国土交通省】 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公表数値等の誤りが発生した場合の対応について、令和2年度（2020年度）に各府省においてルールを策定し、運用を開始した。誤り発生に係る情報は、内閣官房の統計分析審査官総括担当から、各府省に配置された統計分析審査官に定期的に共有を行っている。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各府省に配置された統計分析審査官の下、分析的審査が導入されていない基幹統計調査及び特定一般統計調査を優先しつつ、段階的に導入可能性の検討を行っている。導入状況については、年1回、フォローアップを行うこととしている。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府関係法人等が作成する統計の品質等を評価するためのガイドラインの策定に向けて、実態把握方法や品質等を評価するための方法等について検討を進めている。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般統計調査の重要度に応じた区分について、「統計改革調査部会 統計体系の整理等検討会」において区分けの基準を検討し、統計行政推進会議において「特定一般統計調査の指定について」（令和2年（2020年）7月30日統計行政推進会議申合せ）の申合せを行った。 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 基幹統計について、社会経済情勢の変化に対応した不断の見直しを行い、重要な一般統計調査についても、これに準じて対応する。その際、統計分析審査官が中心となって実施する分析的審査等の統計の管理の仕組みについて、統計の区分に応じたメリハリのある対応を行う。それ以外の一般統計調査については、効率化を徹底するとともに、統計作成の継続を含めた必要性について検証を行う。	関係府省、総務省	令和2年度(2020年度)から実施する。
	○ 統計に関する官民のコストの削減計画を策定することにより、統計に関する官民コスト(作業等に要する時間コストの合計。追加的に発生するコストは対象外)を、3年間で2割削減するとともに、その取組状況を毎年フォローアップし、その結果を公表する。	各府省、総務省	令和2年度(2020年度)末までに実施する。
3 統計の利活用促進・環境改善 (1) 調査票情報等の提供及び活用の推進	○ 調査票情報等の管理に当たり、調査票情報等のデータ形式や調査票情報等を活用する上で必要な情報(メタデータ)の保存・管理の在り方を検討した上で、調査票情報等の管理等の委託に関するガイドラインを定める。	総務省	平成30年度(2018年度)末までに実施する。
	○ 調査票情報等の提供及び活用に関するポータルサイトについて、独立行政法人統計センターと協力して整備を進める。全ての基幹統計及び一般統計調査に係る調査票情報、作成に活用した統計、行政記録情報及びメタデータについて、独立行政法人統計センターにおいて、一元的な永年保管を段階的に進めるための検討を行う。また、総務省において、各府省の協力を得て、基幹統計以外の加工統計及び業務統計についても、重要なものから、作成に使用した情報等について、独立行政法人統計センターにおける一元的な永年保管に向けて必要な検討を行う。	総務省、各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。一元的な保管の検討については、令和2年度(2020年度)から実施する。
	○ 調査票情報の提供についてオンサイト利用を中心とした利用形態への移行を視野に、独立行政法人統計センターと協力し、オンサイト利用の全国的な展開に向け、利用拠点及び利用可能な統計調査の段階的な拡充を図るとともに、これらの取組状況を踏まえて調査票情報等の利用形態の在り方について検討する。加えて、利用可能な行政記録情報について、統計的な利活用を行うために必要なシステム基盤について整備を進める。	総務省、各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 各府省においては、所管の統計調査について、点検・評価ガイドラインに基づき、統計調査の区分に応じ、計画的な点検・評価を実施するとともに、その結果を踏まえた不断の改善に取り組んでいる。 分析的審査については、各府省に配置された統計分析審査官の下、分析的審査が導入されていない基幹統計調査及び特定一般統計調査を優先しつつ、段階的に導入可能性の検討を行っている。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 各府省において、平成30年度（2018年度）に策定した統計に関する官民のコストの削減計画に記載された取組を実施することにより、コストの削減に取り組んでいるところ。 各府省における令和元年度（2019年度）の取組状況については、令和2年度（2020年度）にフォローアップを実施し、令和2年（2020年）12月に統計委員会に結果を報告・公表した。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成30年法律第34号。以下「改正法」という。）の全面施行に合わせ、調査票情報の二次的利用等関連ガイドラインを改正（平成31年（2019年）4月）し、調査票情報のデータ形式のCSV化やドキュメントの定義の明確化等を図った。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 政府共通の基盤としての中央データ管理施設及びポータルサイトの整備について、平成30年度（2018年度）に引き続き、独立行政法人統計センターの年度目標及び年度計画に盛り込み取組を推進することとし、政府統計の総合窓口（e-Stat）内に調査票情報の利用手続や提供対象の統計調査一覧などを掲載する「マイクロデータ利用ポータルサイト（miripō）」を令和元年（2019年）5月1日に開設した。 	実施済（ポータルサイトの整備について）及び継続実施（一元保管について）
<ul style="list-style-type: none"> オンサイト利用の全国的な展開に向け、大学、研究機関等の協力を得て全国に13のオンサイト施設を整備するとともに、関係府省と連携して利用可能な統計調査を9府省が所管する計73調査まで拡充を図った。引き続き、オンサイト施設及び利用可能な統計調査について、ユーザーニーズ等を踏まえつつ、順次拡充を図る予定。【総務省（政策統括官）】 オンサイト利用可能な統計調査の拡充に向け、調整を進めている。【内閣府】 オンサイト利用に係るシステム基盤の整備として、独立行政法人統計センターへの委託により、令和2年（2020年）1月からオンサイト中央データ管理センターを整備するとともに、オンサイト利用者向け集計システムの開発及びデータ整備を実施。【総務省（統計局）】 統計センターと調査票情報等の取扱いについて調整を行い、一部の統計調査において、オンサイト利用による調査票情報の提供を可能とした。【文部科学省】 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>○ 総務省におけるオンサイト利用の運用状況を踏まえつつ、所管統計調査の調査票情報等のデータ提供等について、独立行政法人統計センターへの調査票情報等の提供事務や管理事務の委託を進めるなど、オンサイト利用の推進に向けた取組を行う。</p>	各府省、総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年（2019年）5月1日からオンサイトの本格運用に参画し、6調査（賃金構造基本統計調査、人口動態調査、就労条件総合調査、薬事工業生産動態統計調査、医薬品・医療機器産業実態調査、国民健康・栄養調査）について登録し、随時、年次追加を行った。【厚生労働省】 ・ 平成29年度（2017年度）の基幹統計調査の登録に続き、平成30年度（2018年度）は一般統計調査への拡充を図るため、一般統計調査の登録を開始。令和2年度（2020年度）は登録している統計調査の提供年次の拡充を行うとともに、新たに統計調査を登録し、利用可能な統計調査を拡充した。【経済産業省】 ・ 一部の統計調査において、オンサイト利用による調査票情報の提供を可能とした。【環境省】 ・ 令和2年度（2020年度）において、基幹統計調査を含む5調査でオンサイト利用による調査票情報の提供を可能とするとともに、他20調査についても、利用に向けて独立行政法人統計センターに寄託を行った。【農林水産省】 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正法の全面施行により、調査票情報の提供対象が拡大されたことを踏まえ、オンサイト利用に係る独立行政法人統計センターへの調査票情報の提供等に係る事務の委託を進め、オンサイト利用が可能な統計調査を9府省が所管する計73調査まで拡充を図った。【総務省（政策統括官）】 ・ 令和2年度（2020年度）から、独立行政法人統計センターへ調査票情報の提供に係る事務の全部委託を実施し、オンサイト利用可能な統計調査の拡充に向けて検討を進めている。【内閣府】 ・ 調査票情報のオンサイト利用に係る事務については、改正統計法の施行による調査票情報の提供範囲の拡大に併せて独立行政法人統計センターに改めて委託。【総務省（統計局）】 ・ 法人企業統計調査について、独立行政法人統計センターへの調査票情報等の提供事務や管理事務の委託を実施した。【財務省】 ・ 所管統計調査の調査票情報等のデータ提供等について、独立行政法人統計センターへの調査票情報等の提供事務や管理事務の委託の準備を進めるなど、オンサイト利用の推進に向けた取組を行い、一部の統計調査において、オンサイト利用による調査票情報の提供を可能とした。【文部科学省】 ・ 令和元年（2019年）5月1日の統計法第33条の2の施行に合わせて、独立行政法人統計センターへの調査票情報の提供等に係る事務の委託を行った。【厚生労働省】 ・ 令和元年度（2019年度）に独立行政法人統計センターへの調査票情報等の提供事務や管理事務の委託を行い、令和2年度（2020年度）は統計調査の提供年次の拡充を行うとともに、新たに統計調査を登録し、オンサイト利用の推進に向けた取組を行った。【経済産業省】 ・ 環境省で所管している統計調査について、独立行政法人統計センターへの調査票情報等の提供事務や管理事務の委託を行った。【環境省】 ・ 所管する統計調査について、独立行政法人統計センターへの調査票情報等の提供事務や管理事務の委託を行った。【農林水産省】 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 統計法令の改正状況を踏まえつつ、オーダーメイド集計及び匿名データの提供に関する利用要件の緩和を進めるため、ガイドラインの改正など必要な環境整備を行う。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ オーダーメイド集計について、利用者の利便性等の向上のため、利用に当たっての要件、作成可能な集計表、費用等に関する情報について、具体例を示しつつホームページに掲載するなど利用に関する更なる情報提供に取り組む。	各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ オーダーメイド集計に関し、より利便性の高い提供方式であるオンデマンド集計の導入について検討を行い、結論を得る。	総務省	令和元年度(2019年度)末までに実施する。
	○ 匿名データについて、統計研究研修所の支援を受け、より広い範囲の者が利用できるような形での提供に向け、必要な法制面、技術面からの検討を踏まえ、早期の提供を検討する。	総務省	令和元年度(2019年度)末までに実施する。
	○ 匿名データやオーダーメイド集計について、ユーザーニーズ等を考慮しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。	各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 統計法施行規則（平成21年総務省令第145号）を改正し、オーダーメイド集計及び匿名データの利用要件について、新たに官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）により指定された重点分野に係る統計の作成等を追加するとともに、教育目的の利用を高等学校相当まで拡大した。これを踏まえ、オーダーメイド集計及び匿名データに係るガイドラインの改正（平成31年（2019年）4月）を行った。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 利用者の利便性等の向上のため、令和元年（2019年）5月に「マイクロデータ利用ポータルサイト（miripō）」を開設し、オーダーメイド集計の利用に当たっての要件、作成可能な集計表、費用、利用実績等に関する情報を掲載するなど情報提供の充実を図った。【総務省】 厚生労働省ホームページに「オーダーメイド集計について」として、利用要件、手数料、対象となる調査の概要及び集計の仕様等を掲載し、情報提供に取り組んでいる。【厚生労働省】 経済産業省がオーダーメイド集計の提供対象としている経済産業省企業活動基本調査について、対象年次の拡充更新を行った（現在、平成20年（2008年）調査（平成19年度（2007年度）実績）～2019年調査（平成30年度（2018年度）実績））。【経済産業省】 オーダーメイド集計の利用に関する情報を環境省のホームページに掲載し、情報提供に取り組んでいる。【環境省】 農林水産省ホームページに「委託による統計の作成等（オーダーメイド集計）利用に当たって」として、利用の手引きや契約約款を掲載し、情報提供に取り組んでいる。【農林水産省】 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 諸外国におけるオンデマンド集計の導入状況等に関する調査研究を実施し、有識者の意見も聴取した上で、今後は、我が国におけるオンデマンド型サービスの導入を進めることを前提に、どのような形態が望ましいか、また、どのようなシステムを構築するべきであるかといった点について、具体的な検討を進めていくこととする結論を得た。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 統計法施行規則を改正し、匿名データの利用要件について、新たに官民データ活用推進基本法の規定により指定された重点分野に係る統計の作成等を追加するとともに、教育目的の利用を高等学校相当まで拡大した。 また、匿名データの提供早期化に向け、統計研究研修所が支援する仕組みを構築し、平成31年（2019年）2月の統計委員会において「統計法第35条第2項の規定に基づく審議について」（平成27年（2015年）9月統計委員会決定）を改正した。 平成30年度（2018年度）の取組を踏まえ、令和元年度（2019年度）から、匿名化処理基準に基づく匿名データ作成の効率化及び統計研究研修所による技術的な支援を得ている。その支援により、令和元年度（2019年度）には国勢調査（平成22年及び27年）の、令和2年度（2020年度）には労働力調査（平成25年から29年まで）の匿名データの提供を開始した。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 行政機関が提供する匿名データは、令和2年度（2020年度）末時点で2省所管の7調査（58年次分）であり、令和2年度（2020年度）において6年次分のデータの追加を行った。 また、行政機関及び日本銀行が提供するオーダーメイド集計は、令和2年度（2020年度）末時点で10府省等所管の31調査（381年次分）であり、令和2年度（2020年度）において47年次分のデータの追加を行った。 引き続き、ユーザーニーズ等を踏まえつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加を行う予定。 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 調査票情報を利用した研究成果について、各府省及び研究者からの報告を受け、e-Statとの連携を図りつつ、一元的に閲覧可能な環境を整備するとともに、研究成果の一覧表示や検索機能などの閲覧者の利便性を図る取組を行う。	総務省	平成30年度(2018年度)末までに実施する。
(2) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進	○ 一般統計調査の結果、業務統計及び加工統計を含め、所管する統計データをe-Statに登録する。また、機械判読可能な形式でのデータ提供の拡充、統計表の集約的な公表、API機能でのデータ利用が可能となる統計情報データベースへのデータ登録を計画的に実施する。なお、総務省は、各府省への統計データ登録に係る周知の徹底や、各府省による統計データ登録業務を引き続き支援することに加え、各府省と連携を図りつつ調査票情報の保存形式の共通化等を進め、統計データ登録業務の効率化を図る。	各府省、総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ e-Statについて、高度利用のための機能改善や強化、統計作成において使用している行政記録情報に関する項目検索機能の追加など、ユーザーニーズを把握し、これを踏まえた機能強化を引き続き推進する。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 海外の政府や国際機関の統計サイトの利便性や操作性などの情報を収集し、有用な機能を取り入れることにより、e-Statの利便性の向上を図る。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 総務省と連携して、調査の概要や地域区分、分類項目・集計項目一覧などの統計を利用する際に必要な情報をe-Statに登録する。	各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
(3) 統計リテラシーの向上	○ 統計教育の内容等を改善することとした中央教育審議会答申やこれを踏まえた学習指導要領の改訂を踏まえ、これまでの取組(無料学習サイト・教材等の開発、教員向けコンテンツ等の提供等)を更に充実するとともに、教員の指導力向上や児童・生徒の統計への興味喚起を目的に、教育者向けセミナーや児童・生徒向け講座をより積極的に開催する。また、地方公共団体による小中学校向け授業等の取組と連携し、成功事例等の情報提供及び横展開を行う。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 調査票情報を利用した研究成果について各府省からの報告を取りまとめて総務省ホームページに掲載した。 また、改正法の全面施行により、調査票情報を利用して作成した統計若しくは行った統計的研究の成果又はその概要等の公表が義務付けられたことを踏まえ、政府統計の総合窓口（e-Stat）内にこれらの法定された公表事項等を掲載する「マイクロデータ利用ポータルサイト（miripopo）」を令和元年（2019年）5月1日に開設した。また、令和2年（2020年）4月に当該ポータルサイトを改修し、検索機能を整備した。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 各府省における基幹統計調査及び一般統計調査の結果、業務統計並びに加工統計のe-Statへの登録状況の現状を踏まえ、今後、e-Statへの登録状況の現状を分析し、各府省へ登録業務の徹底を図っていく予定（当該登録状況の現状については、資料編 資料10参照）。【総務省（政策統括官）】 総務省において、各府省の統計データの一部（令和元年度（2019年度）に137統計、令和2年度（2020年度）に71統計追加）について、API機能でのデータ利用が可能となる統計情報データベースへのデータ登録の支援を実施した。 また、各府省によるデータ整備に係る「統計表における機械判読可能なデータ作成に関する表記方法」及び総務省による各府省への支援策について、統計調査等業務最適化推進協議会幹事会において周知・決定した。【総務省（統計局）】 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 行政記録情報に関する項目検索機能に関し、システムへ登録するデータ様式等について、政府統計共同利用システムを運用・管理している独立行政法人統計センターとともに確認、調整し、機能追加を行った。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> e-Statでの統計データの検索性の向上等を目的とし、メタデータの整備に向けた、国際標準の確認や諸外国の事例を調査するなど、情報収集を行った。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> （資料編 資料11参照） 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒向け統計学習サイトの拡充や教員向けセミナーの開催等を引き続き進めている。小中学生向けサイト「キッズすたっと」（平成30年（2018年）6月公開）について、全国の教員を対象とした統計指導者講習会で広報を行った。また、高校生以上向けでは、「統計データ分析コンペティション」を総務省統計局と統計センター等で共催した。このほか、小学生を対象にプログラミングを通じて統計データに親しんでもらうイベント「子ども統計プログラミング教室」を、都道府県等と連携して実施した（平成30年度（2018年度）：地方都市7か所→令和元年度（2019年度）：地方都市11か所）。令和2年度（2020年度）は、キッズ向け統計学習イベント「わくわく！統計アカデミー for KIDS」をWEBセミナーで開催した。 また、統計教育を担う教員の指導力向上を目的に、統計指導者講習会を引き続き開催しているほか、統計研究研修所と滋賀大学が連携協力して、「教育関係者向けセミナー」を引き続き開催している。 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>○ 総務省は、関係府省と連携しつつ、データサイエンスと関連の深い高等教育機関と連携・協力し、大学生や社会人向けの講義や講座の提供を充実するとともに、連携・協力をを行う高等教育機関の質・量の拡大を図る。また、産業界が要望するデータ分析スキルを有する人材の育成のため、専門職大学院等に講師を派遣する。</p> <p>さらに、「AI戦略2019」（令和元年6月11日統合イノベーション戦略推進会議決定）に基づき、文部科学省は、全国の大学等への数理・データサイエンス・AI教育の普及・展開などの取組を進め、総務省は、この取組に協力をを行う。</p>	総務省、 文部科学省	平成30年度（2018年度）から実施する。AI戦略2019に係る部分については、令和2年度（2020年度）以降継続して実施する。
	<p>○ 統計調査員の活動環境の改善を図る観点から、小・中・高校等の段階別に統計調査の必要性や法的位置付け、調査票情報等を保護するための措置、統計調査員の役割等を説明した教材の作成・提供を行う。また、統計教育や学生調査員任用に取り組んでいる大学の事例紹介を通じ、今後同様の取組実施を希望する大学と都道府県との連携を促進する。</p>	総務省	平成30年度（2018年度）から実施する。
(4) 報告者の理解の増進・公平感の確保	<p>○ 経済産業省の協力を得て、経済センサス-活動調査を念頭にしつつ、統計法以外の法令に基づき実施されている立入検査等の事例も参考とし、統計法第15条に基づく立入検査等を積極的に行っていくべき統計調査や、対象となる客体、必要な検査手順等の更なる具体化について、結論を得る。これを踏まえ、令和3年（2021年）経済センサス-活動調査において、立入検査等を積極的に行っていくための実務的な方策について検討し、結論を得る。</p>	総務省、 経済産業省	令和3年（2021年）経済センサス-活動調査の企画時期までに結論を得る。また、実務的な方策について、同調査の実施時期までに結論を得る。
	<p>○ 他の基幹統計調査における立入検査等の積極的な実施を促すため、令和3年（2021年）経済センサス-活動調査における立入検査等の実施状況を踏まえ、立入検査等の問題点の把握や事例の分析等を行い、これを関係府省で共有するなどの取組を行う。</p>	総務省	令和4年度（2022年度）末までに実施する。
	<p>○ 共同住宅内における統計調査を円滑に実施するため、関係府省の協力を得て、地方公共団体とも連携しつつ、マンション管理関係団体等からの統計調査に係る意見・要望・問合せ等に対応するための国側の窓口を総務省に設置することや、マンション管理関係団体等との定期的な意見交換を行うことなどにより、マンション管理関係団体等との連携強化を図る。</p>	総務省、 関係府省	平成30年度（2018年度）から実施する。

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広く統計リテラシーの向上に資するため、総務省統計研究研修所と滋賀大学が引き続き連携協力し、データサイエンスセミナーや教育関係者向けセミナーを共催した。また、高等教育機関の研究者の協力を得て、社会人に向けて学習サイト「データサイエンス・オンライン講座」を提供し、「社会人のためのデータサイエンス入門」「社会人のためのデータサイエンス演習」「誰でも使える統計オープンデータ」の各講座を引き続き開講、大学等への広報を実施した。 総務省から、データサイエンス教育のため、課長級職員1名を国立大学特別招聘教授として派遣している。【総務省】 ・ 文部科学省は、全国の大学等への数理・データサイエンス・AI教育の普及・展開などの取組を進めた。【文部科学省】 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県における小学校向け教材を入手しつつ、全国の教員を対象とした統計指導者講習会を通じて、教職員等有識者と連携を取りながら教材の内容について検討を行った。今後、小学校向け教材の作成及び提供を行い、統計調査活動の普及に努める。 また、国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会を通じ、全国の大学向けに配布する学生調査員PR資料を提供した（同資料については都道府県にも共有済）。また、愛媛県及び松山市とともに2大学を訪問し、統計教育や学生調査員任用に取り組んでいる大学の事例説明を行い、大学と都道府県・市町村との連携促進に努めた。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 立入検査等の実施についての具体的方策が検討される際の前提として、立入検査等の実施が想定される統計調査、対象となり得る者、実施主体、手順等についての考え方を検討の上、令和3年（2021年）経済センサス-活動調査の調査実施者（総務省及び経済産業省）と情報共有及び意見交換を行った。【総務省（政策統括官）】 ・ 総務省（政策統括官）と情報共有及び意見交換を行い、実務的な方策についての検討に着手した。【総務省（統計局）及び経済産業省】 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年（2021年）経済センサス-活動調査における立入検査等の実施状況を踏まえ、令和4年度（2022年度）末までに取組を行う予定。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> ・ アパート・マンション等の共同住宅内における統計調査を円滑に実施するため、国側の窓口を総務省に設置することや、団体との定期的な意見交換（「共同住宅における円滑な統計調査の実施に向けた意見交換会」（第1回：平成30年（2018年）4月25日、第2回：令和元年度（2019年）6月26日開催））、情報提供（情報提供用資料「政府統計のチカラ」第1～3号提供）などを通じて、マンション管理関係団体等との連携強化に努めた。 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>○ 引き続き「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に基づく取組を推進し、統計調査の必要性・重要性や罰則規定を含めた報告義務の周知など、報告者に対する広報の充実・強化に取り組むこととし、その一環として、「調査のお知らせ」等の調査通知情報やホームページ等に記載している報告義務や罰則規定の周知内容について、当該統計の利活用事例等を組み合わせるなど、国民にとって分かりやすい内容にするための見直しを行う。また、地方公共団体などの統計調査実施機関における非報告者への対応に係る取組や広報の成功事例等の横展開を図る。</p>	各府省、 総務省	平成30年度 (2018年度)から実施する。
(5) 大規模災害発生時等の備え	<p>○ 「大規模災害が発生した場合に関する対応指針」に基づき、行動計画のひな形を参考にしつつ、速やかに行動計画の策定に取り組むとともに、総務省が中心となって、各府省の行動計画の策定状況の把握や情報共有を行い、取組の推進を図る。</p>	各府省、 総務省	平成30年度 (2018年度)から実施する。
4 統計部局による広範な支援・統計リソースの確保・統計人材の育成等 (1) 統計部局による広範な支援、統計リソースの計画的な確保等	<p>○ 統計の作成・利用に関する各府省からの相談の一元的な窓口の設置や専門人材の派遣など、各府省における統計の作成を幅広く支援する。</p>	総務省	令和2年度 (2020年度)から実施する。
ア 統計部局による広範な支援	<p>○ 各府省の統計部局において、府省内の政策部局等からの統計作成に関する相談、要望等に対応するなど、府省内の統計作成を広く支援する。</p>	各府省	令和2年度 (2020年度)から実施する。

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年（2021年）も引き続き、各府省における行動指針の取組状況のフォローアップを行うとともに、地方公共団体における好事例を把握し地方公共団体などの統計調査実施機関における非報告者への対応に係る取組や広報の成功事例等の横展開を図ることに努める。【総務省（政策統括官）】 ・ 平成30年度（2018年度）における訪問調査実施前に、調査概要について、法務省ホームページに掲載し、報告者の理解の増進を図った。【法務省】 ・ 経済産業省ホームページにおいて、統計調査に関する「お知らせ」や「調査にご協力いただいている方へ」等の情報を報告者及び広く一般の方へ情報発信を行うとともに、SNSや動画投稿サイト等も活用して統計に関する情報発信等の取組を実施している。【経済産業省】 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年（2018年）3月に各府省に対して、大規模災害が発生した場合に関する具体的な行動計画について、バーチャルフォーラムへの掲載を依頼し情報共有を図ると共に、行動計画が未策定の府省に対しては策定を求めた。【総務省（政策統括官）】 ・ 平成31年（2019年）4月に「大規模災害が発生した場合の統計局の所管統計に係る行動計画」を策定した。【総務省（統計局）】 ・ 大規模災害が発生した場合に関する具体的な行動計画について、新型コロナウイルス感染症等が発生した場合にも対応できるよう内容を検討中。【経済産業省】 ・ 平成30年度（2018年度）に「大規模災害が発生した場合の内閣府本府所管統計に係る行動計画」を策定済み。【内閣府】 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年（2020年）4月に一元的な相談窓口として「統計作成支援センター」を設置。総務省統計局、政策統括官（統計基準担当）及び統計センターと連携し、令和2年度（2020年度）末までに約40件の相談に対応した。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省の統計幹事部局である統計局では、省内の統計作成部局と密に連絡を取れる関係を構築しており、必要な支援も実施しているところ。【総務省】 ・ 省内の調査所管課等、調査企画課以外に向けても研修の受講を働きかけたほか、人事課とも連携し、新規採用者全員が受ける初任者研修に統計に関する研修（総務省統計研究研修所主催のオンライン研修）を盛り込むなど、統計人材の育成に努めた。【文部科学省】 ・ 民間の統計に関する知見を有する者を採用し、省内統計調査や研修等の改善を行う体制を整備した。【厚生労働省】 ・ 従来から統計部局において、省内の統計作成課室からの相談に対応している。【経済産業省】 ・ 平成29年（2017年）7月から統計部内に「統計データ利活用サポート窓口」を設置し、統計データの所在案内、組替集計の受付・提供、調査票情報の提供等を実施するなど、省内の統計利用等を支援。【農林水産省】 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 統計委員会が定める方針の下、専門家（品質管理の専門家・実務家、研究者等）を採用し、「統計監理官」として各府省に派遣し、統計幹事等を支援する。	総務省	令和2年度（2020年度）から派遣に向けた準備を行い、3年度（2021年度）から派遣する。
イ 統計リソースの計画的な確保及び再配分・最適配置	○ 国民経済計算を軸とした経済統計の改善や、ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用促進などの実現に必要な統計リソースについて、既存の統計リソースの有効活用を図るとともに、計画的に確保する。	各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	○ 統計リソースの確保及び有効活用のため、統計委員会を中心に統計リソースを集中すべき重点分野を定める。	総務省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	○ 統計リソースの確保及び活用に関する他府省と共有すべき新たな技術や有効な取組などについて、統計委員会等を通じ、引き続き情報共有を図るとともに、先例となるべき新たな取組、業務の見直しなどに関する推奨事例の横展開に取り組む。	総務省、各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	○ 調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に中核的な役割を担うことが期待されている独立行政法人統計センターについて、引き続き必要なリソースの確保に努める。	総務省	平成30年度（2018年度）から実施する。
ウ 地方公共団体との連携・支援	○ 統計調査の環境改善に向けて、平成30年度・令和元年度（2018・2019年度）に広報啓発や関係団体等への働きかけの強化、新たな若手調査員の確保など統計調査の環境改善対策を中心に、試行的な調査手法の見直し、高度化等の取組を行う都道府県を対象に支援を行い、その結果や関係府省、地方公共団体の意見も踏まえつつ、地域の実情に応じた統計調査の環境改善のメニューや支援策を策定し、これを活用することによる統計調査の環境改善に向けた地方公共団体における調査手法の見直しや高度化等の取組の支援を本格的に実施する。	総務省	令和2年度（2020年度）から実施する。
	○ 関係府省と連携して、地方公共団体の実情や利活用ニーズ等を踏まえつつ、都道府県別表章の充実に向けた上乘せ調査などの技術面での支援や推計・提供方法等の在り方等の検討・研究を行うなど、地方公共団体に対する必要な支援・検討等を進める。	総務省、関係府省	平成30年度（2018年度）から実施する。

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 統計監理官の派遣に向けて、採用に必要な手続などに関する検討・準備を進めた。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年（2020年）7月の「令和3年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」を踏まえ、各府省において必要な予算・定員を確保した 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年（2020年）7月、統計委員会から、統計業務の継続性の確保、ビッグデータ等の活用の加速、データ人材等の確保・育成、統計の効果的な活用の確保など、令和3年度（2021年度）において統計リソース（予算・人員）を重点的に配分すべき取組について建議がなされた。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 各府省における統計リソースの確保・有効活用につながった取組の情報収集を行い、把握した事例を令和3年（2021年）2月に統計委員会に報告し、各府省にも共有を図った。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> オンサイト利用の推進を含めた調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等について、引き続き必要なリソースの確保に努めているところである。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 試行的に調査手法の見直し、高度化等の取組（調査環境の悪化への対応や統計調査員の高齢化に伴う新たな調査員確保など）を行う都道府県に対して統計専任職員の試行的加配による支援を実施（平成30・令和元年度（2018・2019年度）の各年度5県で実施）し、その取組の効果などの検証を実施した。今後は、その結果について都道府県と共有を図る。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 都道府県別表章や地域統計の充実に向けた上乘せ調査の実施などの取組について、都道府県からの要請に基づき国から専門家を派遣し技術的な支援（平成30・令和元年度（2018・2019年度）地方統計機構支援事業 人口流出入の要因に係る分析支援、都道府県景気動向指数作成支援、県民経済計算四半期速報の評価・検証）などを実施した。また、他の都道府県及び政令指定都市に対して技術的支援結果の情報提供を実施した。 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 内閣府が行う物流データを活用した地域間の移出入の動向把握に向けた研究の進捗状況を踏まえ、地方公共団体の統計分析等への活用可能性について検討を行う。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 地方公共団体におけるニーズを踏まえつつ、人事交流時の研修プログラムや人事交流の手法・留意点等、国における受入ポストや人事交流の仲介機能の整備など、人事交流の促進に有効と考えられる方策を整備する。その上で、これらの方策を活用し、地方公共団体の要望に応じて柔軟な形で地方公共団体との人事交流の実施を進めるとともに、その成功・支障事例等を関係府省・地方公共団体間で共有し、取組の改善を図る。	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)未までに整備し、その後実施する。
	○ 国・地方公共団体の統計部門間において、優れた分析事例や推計技術等を情報共有する方策について、検討し、速やかに情報共有を行う。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 地方公共団体への人的支援等を行う観点から、地域における大学等の専門家の活用等に関する先進事例の情報提供や専門家リストの作成・提供など、大学等と地方公共団体との連携を強化する。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 一定の統計業務経験を積み、統計に関する高度な能力を有する地方公共団体の職員に対して、「統計データアナリスト」及び「統計データアナリスト補」の資格を付与する。	総務省	令和3年度(2021年度)から実施する。
エ 統計調査員の確保・育成・支援	○ 関係府省及び地方公共団体と連携して、統計調査員の確保に資すると考えられる、学生や生涯学習受講者等の統計調査員への任用に向けた取組等を行っている地方公共団体の事例を検証し、優れた取組の情報共有を図る。	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度（2018年度）から、内閣府において物流データを活用した地域間の移出入の動向把握に向けた研究を実施しているところであり、その進捗状況を踏まえて検討を進める。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 国の統計機構においては、派遣元の地方公共団体からのニーズを聴取し、受入ポストの選定や研修プログラムの作成を行った上で、職員を行政実務研修員として受け入れている。また、地方公共団体からの依頼内容を踏まえ、統計の利用・分析等の専門知識を有する国の職員を派遣している。 毎年度のブロック別都道府県統計主管課長会議において、人事交流の取組の周知や、各府省に対しても、統計主管課長級等から構成される統計企画会議等の場で、地方統計機構との人事交流の推進を促した。 平成30年度（2018年度）には、地方公共団体の職員10名を国の統計機構で受け入れ、国の統計機構の職員2名を地方公共団体に派遣した。また、令和2年度（2020年度）には、地方公共団体の職員5名を国の統計機構で受け入れ、国の統計機構の職員2名を地方公共団体に派遣した。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 地方統計機構支援事業において、平成30年度（2018年度）から、地方統計部門への専門家の派遣や技術面の支援（島根県に対し、県民経済計算四半期速報の見直しに伴い作成した推計モデルについて統計的な検証を支援、等）を実施するとともに、他の都道府県に対して技術的支援結果の情報提供を行った。 また、和歌山県にある総務省の統計データ利活用センターにおいて、平成30年度（2018年度）から、地方公共団体における統計データを活用した課題解決の支援等を行っているほか、統計局において「地方公共団体における統計（データ）利活用表彰」を実施し、応募のあった取組を基に「統計データ利活用事例集」を作成し様々な方法で地方公共団体に周知・共有を行っている。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> ブロック別統計主管課長会議において、地方と大学の連携における先進事例の情報提供を行った。今後、専門家リストの作成・提供を行い、大学等と地方公共団体との連携を強化を図る。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 統計に関する高度な知見・能力を有する者について、地方公共団体の職員に先がけ、国の職員に対する認定要件等を検討し、令和2年度（2020年度）に「統計データアナリスト等の認定の基本的な考え方（令和3年（2021年）2月12日統計行政推進会議申合せ）」及び「統計データアナリスト等の認定基準（令和3年（2021年）2月18日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）」を策定した。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 学生や生涯学習受講者等の統計調査員への任用に向けた地方公共団体における先行的な取組について、これまで、資料収集やヒアリング等を通じて得た情報により検証し、その内容を地方公共団体に配布するとともに、ブロック別統計主管課長会議において取組を促した。 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 関係府省及び地方公共団体と連携して、統計調査員に対するアンケートの実施等により、統計調査員の実務状況の研究・分析を行い、その結果を踏まえ、登録調査員研修等において、報告者の理解が得られる分かりやすい説明や、報告を受けた際の情報保護の徹底等に関する研修内容の充実を図ることにより、優れた統計調査員のノウハウの共有等を推進し、統計調査員の質及び業務に対する自覚を維持・向上させるとともに、統計調査員に対する国民の信頼を確保する。	総務省、 関係府省	平成30年度 (2018年度)から実施する。
	○ 調査員調査におけるオンライン回答率の向上は、検査事務の軽減など調査員事務の負担軽減にも資することから、関係府省や地方公共団体と連携して、統計調査員のオンライン調査に関する報告者への説明能力等を向上させるため、統計調査員を対象とした研修内容の充実を図る。	総務省、 関係府省	平成30年度 (2018年度)から実施する。
	○ 関係府省の協力を得て、統計調査員の支援に資するICTやコールセンター等を活用した取組状況を把握し、府省間で情報共有を図るなど、統計調査員に対する支援の強化に努める。	総務省、 関係府省	平成30年度 (2018年度)から実施する。
(2) 統計人材の確保・育成	○ 「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」にのっとり、統計部門の人材育成に取り組む。	各府省	平成30年度 (2018年度)から実施する。
	○ 「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」にのっとり、統計調査の実施、統計の作成・提供等に関し、人材育成上効果的な実務経験を付与し得る他府省に職員を派遣する。	各府省、 総務省	平成30年度 (2018年度)から実施する。
	○ 「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」も踏まえ、将来的な統計人材の一元的な確保・活用について検討する。	総務省	平成30年度 (2018年度)から実施する。

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 報告者の理解が得られる分かりやすい説明や、報告を受けた際の情報保護の徹底等に関する内容を盛り込んだ研修資料を作成、都道府県へ提供し、各地の都道府県別登録調査員研修において登録調査員の能力向上を図った。また、登録調査員中央研修においては、研修参加前に事前にアンケートを実施し、これまでの実査経験で得たノウハウを研修参加者同士で共有を図った。調査員同士の意見交換、また、調査経験が豊富な調査員による講話などを通じて、ノウハウ共有の拡大を図り、統計調査員の質及び業務に対する自覚を維持・向上させることに努めた。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 都道府県別登録調査員研修において、オンライン調査デモ版の操作研修の中に、タブレット端末を用いた電子調査票の入力実習を追加することで、オンライン調査に関する調査員の説明能力の向上を図った。また、タブレット基礎的操作資料やオンライン調査のメリット等、調査客体への調査協力を得る際に留意する点等を含めた資料等を提供することで、オンライン調査に対する理解増進に努めた。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度（2018年度）は、関係府省で実施されているICTやコールセンター等を活用した調査員の支援に資する取組及びその効果、課題等の把握方法について検討を行った。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> （資料編 資料12参照） オンライン統計研修「初めて学ぶ統計」について、各府省・地方公共団体の新規採用職員や政策立案を行う者も新たな対象として教材のリニューアルを行い、令和2年度（2020年度）に開講した。（令和2年度（2020年度）修了者数：3,897名） また、EBPMを通じた政策の質の向上を進めていく上で有用な知識が習得できるよう、総務省統計局が提供している「データサイエンス・オンライン講座」（3講座）を統計研究研修所の実施するオンライン統計研修として令和3年度（2021年度）から開講できるよう仕組みを構築した。【総務省】 EBPMを推進するには統計部門の専門人材の育成が不可欠であるため、その実現に向け、令和元年度（2019年度）から統計検定の受検を推進するための制度を新設し、運用を開始した。また、令和2年度（2020年度）から「統計調査士養成研修」を開始し、統計の専門人材の育成を図ることに努めている。【経済産業省】 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> （資料編 資料12参照） 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> （資料編 資料12参照） 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」にのっとり、統計委員会を中心に、研究者等にとって魅力ある勤務環境を整備するとともに、勤務先の選択肢として認知されるための情報発信等に取り組むなど、統計部門に若手研究者等を中長期に渡って円滑に確保する具体的な方策を検討し、結論を得る。	総務省、各府省	平成30年度(2018年度)を目途に結論を得る。
	○ 一定の統計業務経験を積んだ統計職員で、統計に関する高度な能力を有する者を「統計データアナリスト」、統計調査の管理や一定の分析、審査能力を有する者を「統計データアナリスト補」として認定する。	総務省	認定要件の検討等について令和2年度(2020年度)から実施する。認定について令和3年度(2021年度)から実施する。
	○ 所管する基幹統計及び一般統計調査の数や規模等を勘案して、必要となる統計データアナリスト及び統計データアナリスト補の育成目標数を定め、計画的に確保・育成する。また、原則として、基幹統計調査及び一般統計調査の調査設計は統計データアナリストの管理の下で行い、調査実施は統計データアナリスト補以上の管理の下で行う。	各府省	令和2年度(2020年度)から順次実施する。

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> （資料編 資料12参照） 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 統計に関する高度な知見・能力を有する者を認定するための認定要件等について検討を行い、令和2年度（2020年度）に「統計データアナリスト等の認定の基本的な考え方（令和3年（2021年）2月12日統計行政推進会議申合せ）」及び「統計データアナリスト等の認定基準（令和3年（2021年）2月18日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）」を策定した。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 今後5年間（令和3年度（2021年度）～7年度（2025年度））の統計データアナリスト及び統計データアナリスト補の確保・育成について、所管する基幹統計及び一般統計調査の数や規模等を勘案し、育成目標数等の計画を定めた。【内閣府】 総務省統計局では、所管する基幹統計及び一般統計調査の数や規模等を勘案の上、必要となる統計データアナリスト及び統計データアナリスト補の確保・育成計画を定めた。 また、令和2年度（2020年度）に統計研究研修所が試行実施したデータアナリスト研修を6名が受講、データアナリスト補研修を1名が受講した。【総務省】 所管する基幹統計及び一般統計調査の数や規模等を勘案し、統計データアナリスト等を確保・育成するための計画を作成した。【財務省】 省内の統計調査を取りまとめている調査企画課を中心として、統計データアナリスト等を育成するための計画を作成した。 また、省内の調査所管課等、調査企画課以外にも研修の受講を働きかける。【文部科学省】 厚生労働省における「統計データアナリスト等の確保・育成計画」を策定し、令和3年度（2021年度）～7年度（2025年度）の統計データアナリスト、統計データアナリスト補の育成目標数を定めた。【厚生労働省】 所管する統計調査数を踏まえ、統計データアナリスト等の育成計画（目標数）を作成した。また、令和2年度（2020年度）に試行実施された「統計データアナリスト研修」等を8名受講した。【農林水産省】 令和2年度（2020年度）中に育成目標数等を定めた。令和3年度（2021年度）以降、研修内容等を勘案した上で研修受講等による計画的な人材育成に取り組む。【経済産業省】 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>○ 統計データアナリスト等育成課程の研修を新設するほか、初任の幹部・管理職向けの研修を実施する。また、将来の幹事・管理職の確保・育成の観点から、幹部候補育成課程と統計職員の育成との連携を検討する。さらに、各府省の統計部門の初任者が、原則として、総務省統計研究研修所が提供するオンライン研修等による基礎的な研修を受講するよう促進する。</p>	総務省	令和2年度(2020年度)から実施する。
	<p>○ 集合研修・オンライン研修それぞれの特徴を踏まえつつ、ニーズが高いオンライン研修を中心に据えた研修体系の整理・見直しに取り組むとともに、オンライン研修の実施に当たっては、受講者からの質問等を受け付けられるようにするなど双方向性の確保に留意することに加え、国・地方公共団体における統計の利活用促進に伴い増加する受講希望者に対応するため、大量のアクセスに耐え得るようシステムの増強に取り組む。</p>	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	<p>○ 統計研究研修所と協力しつつ、高度な統計技術の研究・開発の成果の活用も含め、統計業務に従事する職員向けの研修内容の充実を図るとともに、国・地方公共団体の職員一般の統計リテラシーの引き上げ要請を踏まえ、職員一般に広く学習を求めるべき項目を選定し、基礎項目のオンライン研修の受講を必修化するなど、研修受講機会が拡大・定着するような取組を進める。また、各府省及び地方公共団体に対する講師派遣等に向けた具体的方策を検討し、その実現を図る。</p>	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 「統計データアナリスト等の認定の基本的な考え方（令和3年（2021年）2月12日統計行政推進会議申合せ）」において、統計データアナリスト及び統計データアナリスト補（以下、統計データアナリスト等）の確保・育成を実効あるものとするため、令和3年度（2021年度）から7年度（2025年度）までの育成目標数を設定することとされていることから、所管する基幹統計及び一般統計調査の数や規模等を勘案して、当省における統計データアナリスト等の確保・育成に係る計画を作成し、計画的に確保・育成を図ることとしている。【国土交通省】 高い専門性を有する職員を計画的に育成・確保するため、令和3年度（2021年度）～7年度（2025年度）における統計データアナリスト、統計データアナリスト補の確保・育成及び研修等受講計画を策定した。【環境省】 	
<ul style="list-style-type: none"> 統計データアナリスト等を育成するための「統計データアナリスト研修」及び「統計データアナリスト補研修」、統計幹部職員向けに「統計幹部講座」を令和2年度（2020年度）より実施した。また、各府省の統計部門の初任者が、統計に関する基本的な知識を習得するため、オンラインによる「統計取扱業務担当職員向け研修」を受講するよう周知を行った。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、集合研修への参加が困難な状況を解決するため、双方向性を確保した集合研修のライブ配信を主要な研修について実施した（計8研修）。令和3年度（2021年度）についてもライブ配信の取組を継続し、受講機会を確保する。 また、初めて統計業務に携わる職員などを対象として実施していた集合研修「統計担当者向け入門」と同様の内容を、オンライン統計研修のコンテンツとして整備し、令和3年度（2021年度）から開講する。 さらに、E B P Mを通じた政策の質の向上を進めていく上で有用な知識が習得できるよう、総務省統計局が提供している「データサイエンス・オンライン講座」（3講座）を統計研究研修所の実施するオンライン統計研修として開講できるよう仕組みを構築した。令和3年度（2021年度）より年4回の提供を行い、受講機会の拡大・定着を図る。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 総務省から各府省に対し、職員の統計研修受講を促すとともに、毎年度のブロック別都道府県統計主管課長会議において、地方公共団体職員の統計研修受講を促した。こうした取組もあり、統計研修（特にオンライン研修）の修了者数は着実に増加傾向にある。（統計研修修了者数：平成30年度 3,609人→令和2年度 8,319人、うち「【オンライン研修】初めて学ぶ統計」：平成30年度 1,198人→令和2年度 3,897人） 統計研究研修所では、「統計行政の新生に向けて」（令和元年（2019年）12月24日統計改革推進会議統計行政新生部会）等を踏まえ、研修体系の再構築を行った。令和2年度（2020年度）からは、業務レベル別研修と分野別研修に分けて実施し、全ての公務員を対象としたオンライン研修「初めて学ぶ統計」ダイジェスト版や「統計幹部講座」等を新規開講した。 また、総務省において平成31（令和元）年度（2019年度）以降の新規採用職員研修に統計に関する講義を追加するとともに、様々な機会を捉え、今後のオンライン研修の受講を促した。さらに、各府省や地方公共団体からの依頼内容を踏まえ、統計の利用・分析等の専門知識を有する総務省職員を選定し、講師として派遣した。【総務省（政策統括官）】 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(3) 職場風土の確立、職員の意識改革	○ 統計行政の運営原則及び統計に携わる職員の行動理念を策定するとともに、これらの実践を促進し、成果の共有に努める。	総務省、各府省	令和2年度(2020年度)から実施する。
第4 基本計画の推進 1 施策の効果的かつ効率的な実施	<p>【計画本文記載事項】</p> <p>○ 既存の公的統計基本計画推進会議に代えて、総括統計幹事（総務省政策統括官（統計基準担当））及び各府省の統計幹事を構成員とする「統計行政推進会議」を設けるとともに、取組ごとに担当府省を定めている「別表 今後5年間に講ずる具体的施策」のうち、複数の府省間において、具体的かつ詳細な検討を行う場合には、必要に応じて各府省の実務者を中心としたワーキンググループを設けるなど、機動的に課題解決に取り組む体制を構築して、各種の取組方針等を決定し、今後顕在化する課題への対応を含め、関係府省一体となって統計改革の実現を推進する。</p> <p>○ 統計委員会においては、統計法第45条各号に規定された所掌事務を通じて、積極的に意見を提示し、各府省における取組を推進する。</p> <p>○ 各府省の統計調査計画の企画・設計における統計ニーズの反映状況や、報告者の負担軽減の状況について、毎年定期的にフォローアップする。また、報告者の声（提案）の募集と、それに対する対応策の公表・対応策の検討状況をフォローアップする。</p> <p>○ 各府省の政策立案総括審議官等やEBPM推進委員会からの検討要請に基づく調査審議の結果を、各府省やEBPM推進委員会にフィードバックする。</p>	<p>(各府省)</p> <p>(総務省)</p> <p>(総務省)</p> <p>(総務省)</p>	<p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p>

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 統計研究研修所では、リニューアルしたオンライン研修「初めて学ぶ統計」や、統計実務を総合的に学ぶコースである「統計データアナリスト研修」を令和2年度（2020年度）から開講した。（令和2年度（2020年度）修了者数 初めて学ぶ統計：3,897名、統計データアナリスト研修：25名） また、初めて統計業務に携わる職員などを対象として実施していた「統計担当者向け入門」と同様の内容を、オンライン統計研修のコンテンツとして整備し、令和3年度（2021年度）から開講するなど、統計業務に従事する職員向けの研修内容の充実を図る。【総務省（統計局）】 	
<ul style="list-style-type: none"> 統計行政の運営原則として「統計行政運営ビジョン」、統計に携わる職員の行動理念として「政府統計職員の心得」を策定（令和3年（2021年）2月12日統計行政推進会議申合せ）し、これらについて、その実践を促進するため、統計研修等において周知した。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 基本計画に掲げられた施策の推進に関する事項及び統計改革の進展に伴い派生して又は新たに顕在化する課題を始めとする公的統計に係る課題の解決に関する事項について、必要な連絡、調整及び検討を行うことを目的として、平成30年（2018年）6月29日、統計委員会の幹事を構成員とする統計行政推進会議を設置し、同会議に統計委員会の幹事が指定する課長級の職員をもって構成する統計企画会議を置いた。 このうち、統計行政推進会議は、令和2年度（2020年度）に5回開催し、「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」（令和元年12月24日統計改革推進会議統計行政新生部会）や「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定）を踏まえた申合せ（「総合的対策に基づく改革工程表について」、「特定一般統計調査の指定について」、「P D C Aサイクル確立に向けた点検・評価ガイドライン」、「統計データアナリスト等の認定の基本的な考え方」及び『統計行政運営ビジョン及び統計職員行動規範「政府統計職員の心得」について』）等を行った。 また、統計企画会議は、令和2年度（2020年度）に4回開催し、既存の申合せの改定や「統計表における機械判読可能なデータ作成に関する表記方法について」の申合せ等を行った。 第Ⅲ期基本計画の初年度である令和元年度（2019年度）に各府省が行った取組のうち、統計委員会における委員からの意見を踏まえ、その詳細な確認が必要とされた事項を統計委員会企画部会で審議し、関係府省の取組を評価するものとして令和元年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（第Ⅲ期基本計画関連分）を統計委員会にて令和2年（2020年）10月29日に取りまとめた。 （項目第3 - 1 - (3)参照） 平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）においては、各府省の政策立案総括審議官等やE B P M推進委員会からの検討要請はなかった。 	-

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計の品質に関する要求事項を取りまとめるとともに、統計監理官等が行う第三者監査の実施方針を定めるほか、第三者監査の結果を取りまとめて公表する。 ○ 統計の品質面や統計作成の技術面等を改革する統計委員会の評価分科会において、先端的・技術的課題の解決に向け、統計に関連する他分野の有識者の知見も積極的に取り入れながら検討を行う。 ○ 統計の精度に関する情報の開示を徹底するため、開示状況の検査（見える化状況検査）を定期的に行う。 ○ 統計に関する官民コストの削減計画の策定・実施に際して、統計データの利活用推進の観点に留意するとともに、統計ニーズに反する調査の廃止や、調査項目の縮減、調査結果の精度低下、異なる統計間の比較可能性の喪失等が生じないように注視する。 ○ シェアリングエコノミー等多様化するサービス産業の計測や、資産の活用実態のより適切な把握などのパイロット的な課題について、その研究成果を踏まえ、実用化に向けた方法を検討する。また、国際動向等に関する情報について関係府省から定期的に報告を受けるとともに、必要に応じてそれらに関する研究を行う。 ○ 行政記録情報や地方公共団体・民間が保有する各種データの統計的利活用について、技術的・中立的観点から支援する。 ○ 「統計等データの提供等の判断のためのガイドライン」（平成30年4月27日EBPM推進委員会・統計委員会）に関し、EBPM推進委員会の求めに応じて意見を述べること等を通じて、統計等データの利活用の一層の推進を図る。 	<p>(総務省)</p> <p>(総務省)</p> <p>(総務省)</p> <p>(総務省)</p> <p>(総務省)</p> <p>(総務省)</p> <p>(総務省)</p>	<p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p>
2 各種法定計画等との整合性の確保及び的確な情報提供の推進	<p>【計画本文記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民に対する確かな情報提供を行うとともに、公的統計に対する国民の意見やニーズの把握及びその反映を推進する。 	(各府省)	-

令和2年度（2020年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者監査の導入に向け、統計委員会における審議を効率的かつ集中的に実施するため、令和2年（2020年）10月に「点検検証部会」が「統計作成プロセス部会」に発展的に改組されるとともに、同部会の下に「要求事項等検討タスクフォース」が設置され、これらの部会等において、統計作成プロセスに関する要求事項及び実施方針の検討が進められている。 ・ 統計委員会に設置された主として統計技術の観点から評価を行う評価分科会において、「社会教育調査（民間体育施設）の母集団の明確化及び欠測値補完の見直し」、「建設工事統計調査（施工調査）の欠測値補完の見直し」について審議を行い、評価や必要な指摘等を行うとともに、欠測値への対応に関するこれまでの評価分科会における審議や各府省における取組状況等も踏まえ、実務上の参考となるよう欠測値の補完に係る主な方法等の整理について、検討を行った。 ・ 統計委員会建議等を踏まえ、統計調査の調査計画をe-Statにおいて一元的に掲載するに当たり、統計の精度に関する情報等を併せて参考情報として掲載するなど、順次、情報提供の充実に取り組んでいる。こうした取組のほか、点検・評価の取組状況や統計作成プロセスに関する要求事項等の検討状況も踏まえ、今後の開示状況の検査の在り方について検討を行う予定。 ・ 官民コストの削減計画において、利用者のニーズを無視した調査の廃止や調査事項の廃止等をしないように注視している。 統計調査の実施、変更又は中止についての統計委員会における審議に際し、総務省の承認審査の状況も踏まえつつ、統計データの利活用推進の観点に留意するとともに、統計ニーズに反する調査の廃止や、調査項目の縮減、調査結果の精度低下、異なる統計間の比較可能性の喪失等が生じないように注視している（統計に関する官民のコストの削減については、項目第3-2-(4)-イ参照）。 ・ （内閣府におけるシェアリング・エコノミーの経済規模の捕捉方法の検討については、項目第2-1-(1)-ウ参照） 資産の活用実態のより適切な把握に関しては、平成30年度（2018年度）及び令和元年度（2019年度）に実施した不動産パネルデータベースの構築及びデータ分析に関する調査研究について、関係府省等における検討状況を把握するとともに、外部主催のセミナーで本件調査研究について説明を実施した。 ・ （項目第3-1-(1)参照） ・ 統計委員会における審議も踏まえ、平成30年（2018年）4月27日、「統計等データの提供等の判断のためのガイドライン」がEBPM推進委員会で決定された。 平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）においては、EBPM推進委員会からの意見聴取はなかった。 	-
<ul style="list-style-type: none"> ・ （項目第3-1-(3)参照） 	-

第 3 部 統計法条文別実施状況

第3部 統計法条文別実施状況

I 公的統計の作成

1 基幹統計

(1) 基幹統計の指定、変更等の状況

法第2条第4項の規定では、国の行政機関が作成する統計のうち、

- ・ 国勢統計（国勢調査により作成される統計）
- ・ 国民経済計算
- ・ 政策上特に重要な統計、民間で広く利用されると見込まれる統計又は国際条約等において作成が求められている統計等として、総務大臣が指定した統計

を基幹統計としており、令和2年度（2020年度）末現在において、基幹統計の総数は、53統計となっている（表3参照）。

表3 基幹統計一覧（令和2年度（2020年度）末現在）

内閣府<1統計>	農林水産省<7統計>
国民経済計算	農林業構造統計
総務省<12統計>	牛乳乳製品統計
国勢統計	作物統計
住宅・土地統計	海面漁業生産統計
労働力統計	漁業構造統計
小売物価統計	木材統計
家計統計	農業経営統計
個人企業経済統計	経済産業省<7統計>
科学技術研究統計	経済産業省生産動態統計
地方公務員給与実態統計	ガス事業生産動態統計
就業構造基本統計	石油製品需給動態統計
全国家計構造統計	商業動態統計
社会生活基本統計	経済産業省特定業種石油等消費統計
人口推計	経済産業省企業活動基本統計
財務省<2統計>	鉱工業指数
法人企業統計	国土交通省<9統計>
民間給与実態統計	港湾統計
文部科学省<4統計>	造船造機統計
学校基本統計	建築着工統計
学校保健統計	鉄道車両等生産動態統計
学校教員統計	建設工事統計
社会教育統計	船員労働統計
厚生労働省<9統計>	自動車輸送統計
人口動態統計	内航船舶輸送統計
毎月勤労統計	法人土地・建物基本統計
薬事工業生産動態統計	総務省及び経済産業省<1統計>
医療施設統計	経済構造統計
患者統計	内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省<1統計>
賃金構造基本統計	産業連関表
国民生活基礎統計	
生命表	
社会保障費用統計	
<合計 53統計（参考：令和元年度（2019年度）末 53統計）>	

法第7条においては、基幹統計の指定をしようとするとき又は指定の変更若しくは解除をしようとするときは、統計委員会の意見を聴かなければならないとされている。

令和2年度（2020年度）に、同条第2項の規定に基づく基幹統計の指定を行ったものはない。

また、令和2年度（2020年度）に同条第3項の規定に基づく指定の変更を行ったものは、「小売物価統計」であり、指定の解除を行ったものはない（表4参照）。

表4 指定・変更・解除を行った基幹統計（令和2年度（2020年度））

基幹統計	指定・変更・解除の別	内容
小売物価統計	変更（令和2年（2020年）12月9日）	作成目的を「国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにすることを目的とする。」から「国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別の物価を明らかにすることを目的とする。」に変更

（注1）（ ）内の日付は、法第7条第2項の規定に基づく公示を行った日である。

（注2） 施行日は令和4年1月1日である。

（2）法定の基幹統計の状況

① 国勢統計

法第5条第2項において、総務大臣は、国勢調査を10年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならないとされている。ただし、当該国勢調査を行った年から5年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を実施し、国勢統計を作成することとされている。

令和2年度（2020年度）に、総務省は、令和2年（2020年）10月1日を基準日として国勢調査を実施した。

② 国民経済計算

法第6条第1項において、内閣総理大臣は、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠し、国民経済計算の作成基準を定め、これに基づき、毎年少なくとも一回、国民経済計算を作成しなければならないとされている。

また、同条第2項では、作成基準を定めようとするとき又は変更しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければなら

ないとされ、同条第3項では、作成基準を定めたとき又は変更したときは、これを公示しなければならないとされている。

内閣府は、「2019年度（令和元年度）国民経済計算年次推計」のうち、令和2年（2020年）12月8日に「支出側系列等」、同月24日に「フロー編」、令和3年（2021年）1月20日に「ストック編」を作成・公表するとともに、四半期1次速報を4回及び2次速報を5回、それぞれ作成・公表した。

（3）基幹統計と基幹統計調査の関係

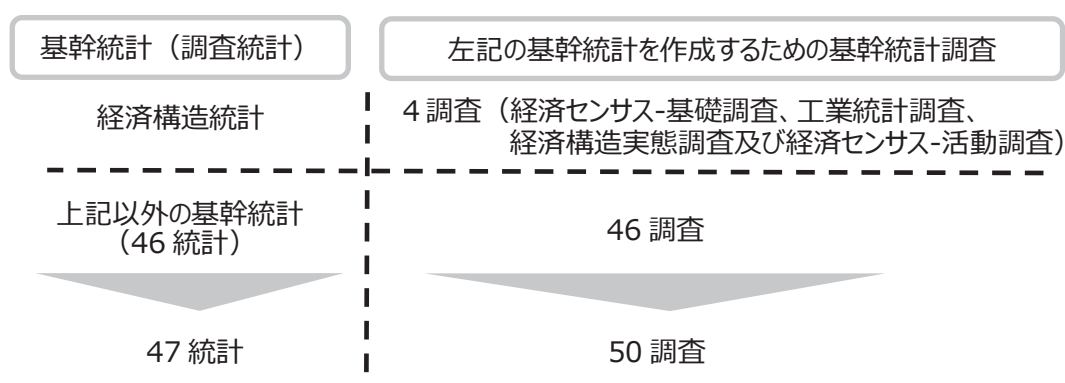
基幹統計の作成方法は、「専ら統計調査により作成する基幹統計」、「統計調査以外の方法により作成する基幹統計」の二つに大別される。

令和2年度（2020年度）末現在、基幹統計の総数53のうち、統計調査以外の方法により作成する基幹統計（加工統計）は6統計（国民経済計算、産業連関表、生命表、社会保障費用統計、鉱工業指数及び人口推計）となっている。

また、残りの47統計は統計調査により作成する基幹統計（調査統計）となっており、法第2条第6項において、基幹統計の作成を目的とする統計調査を基幹統計調査と定義している。

基幹統計と当該基幹統計の作成を目的とする基幹統計調査は、基本的に1対1対応となっているが、「経済構造統計」のみ、同基幹統計の作成を目的とする基幹統計調査が、「経済センサス-基礎調査」、「工業統計調査」、「経済構造実態調査」及び「経済センサス-活動調査」の4調査となっている。

このため、基幹統計（47統計）の作成を目的とする基幹統計調査の総数は、下図のとおり、50調査となっている。



（注）商業統計及び特定サービス産業実態統計を作成するための統計調査（商業統計調査及び特定サービス産業実態調査）については、経済構造実態調査の創設に伴い、平成30年（2018年）12月に中止され、令和元年（2019年）5月に工業統計、商業統計及び特定サービス産業実態統計の基幹統計の指定が解除されている。

(4) 基幹統計調査の実施又は変更等の承認状況

法第9条又は第11条第1項では、国の行政機関の長は、基幹統計調査を実施する場合又は基幹統計調査を変更し、若しくは中止する場合は、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならないとされており、総務大臣は、承認の申請があったときは、統計委員会が軽微な事項と認めるもの（資料3参照）を除き、同委員会の意見を聴かななければならないとされている。

令和2年度（2020年度）に、基幹統計調査の実施又は変更若しくは中止の承認申請が行われた件数は33件であり、このうち統計委員会に諮問したものは8件である。また、令和2年度（2020年度）に総務大臣が承認した件数は32件であり、このうち、統計委員会の答申を経たものは7件である（表5参照）。

表5 基幹統計調査の申請件数等（令和2年度（2020年度））

府省名	総務大臣への申請件数		総務大臣の承認件数	うち統計委員会の答申を経たもの
		うち統計委員会へ諮問したもの		
総務省	5	2	7[2]	3[1]
財務省	2	0	2	0
文部科学省	6<1>	0	5	0
厚生労働省	8	1	8	1
農林水産省	5<1>	1<1>	4	0
経済産業省	3	1	3	1
国土交通省	1	1	1	1
総務省・経済産業省	3<2>	2<2>	2[1]	1[1]
合計	33<4>	8<3>	32[3]	7[2]
(参考) 令和元年度(2019年度) の実績	36<3>	12<2>	35[2]	12[2]

(注1) 令和2年度（2020年度）の「総務大臣への申請件数」及び「うち統計委員会へ諮問したもの」の<>の数値は、同年度に承認申請が行われたが同年度末までに承認に至らなかった「学校保健統計調査」、「作物統計調査」、「経済構造実態調査」及び「工業統計調査」が該当する（内数）。

(注2) 令和2年度（2020年度）の「総務大臣の承認件数」及び「うち統計委員会の答申を経たもの」の[]の数値は、元年度（2019年度）に承認申請が行われ2年度（2020年度）に承認された「家計調査」、「個人企業経済調査」及び「経済センサスー活動調査」が該当する（内数）。

(5) 統計調査以外の方法により作成する基幹統計に関する通知の状況

法第26条第1項において、国の行政機関の長は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合又はその作成方法を変更する場合には、その作成方法について、あらかじめ、総務大臣に通知をしなければならないとされ、同条第2項及び第3項では、総務大臣は、当該通知のあった基幹統計の作成方法を改善する必要があると認める場合には、統計委員会の意見を聴いた上で当該行政機関の長に対して意見を述べることができるとされている。

令和2年度（2020年度）に、総務大臣に対して統計調査以外の方法によ

る基幹統計の作成方法の通知が行われたものは、国民経済計算の1件であり、総務大臣が意見を述べたものはなかった。

(6) 基幹統計の公表の状況

法第8条第1項において、国の行政機関の長は、基幹統計を作成したときは、当該基幹統計をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないと規定されている。

令和2年度(2020年度)に、国の行政機関が第一報の公表を行った基幹統計は、43件となっている(表6参照)。これらの基幹統計のうち、経常調査により作成された35件について、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの期間は平均81日である(資料16参照)。

表6 公表を行った基幹統計の件数 (令和2年度(2020年度))

府省名	公表を行った基幹統計の件数			
	うち統計調査以外の方法により作成された基幹統計の公表件数	うち統計調査により作成された基幹統計の公表件数	うち周期調査等により作成された基幹統計	うち経常調査により作成された基幹統計
内閣府	1	1	0	0
総務省	8(1)	1	1	6(1)
財務省	2	0	0	2
文部科学省	3	0	1	2
厚生労働省	8	2	0	6
農林水産省	6	0	1	5
経済産業省	8(1)	1	0	7(1)
国土交通省	8	0	0	8
合計	43(1)	5	3	35(1)
(参考) 令和元年度 (2019年度)の実績	46(1)	6	4	36(1)

(注1) 令和2年度(2020年度)に第一報の公表を行った基幹統計を計上している。

(注2) 令和2年度(2020年度)に統計調査以外の方法により作成・公表された基幹統計は、国民経済計算(内閣府)、人口推計(総務省)、生命表(厚生労働省)、社会保障費用統計(厚生労働省)及び鉱工業指数(経済産業省)である。

(注3) ()内の1は経済構造統計であり、総務省及び経済産業省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の公表を行った基幹統計の件数を単純合計しても、合計と一致しない。

(注4) 本表でいう「経常調査」とは1年以下の周期(毎月、毎四半期、半年など)で行われる統計調査を指し、「周期調査等」とは1年を超える周期(2年に1回、5年に1回など)か1回限りで行われる統計調査を指す。

2 一般統計調査

(1) 一般統計調査の実施又は変更等の承認状況

法第2条第7項においては、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外の統計調査を一般統計調査と定義し、法第19条又は第21条第1項においては、国の行政機関の長が新たな一般統計調査を実施する場合又は従前から行われている一般統計調査を変更(総務省令で定める軽微な変更を除く。)する場合は、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければ

ならないとされている。

また、法第21条第3項においては、一般統計調査を中止する場合、当該調査を実施する国の行政機関の長は、あらかじめ、総務大臣にその旨を通知しなければならないとされている。

令和2年度（2020年度）に総務大臣が承認を行った一般統計調査は86件（表7参照）、総務大臣に対して行われた一般統計調査の中止の通知は10件である。

なお、令和2年度（2020年度）末現在で、承認が有効となっている一般統計調査は211件となっている。

表7 一般統計調査の承認件数（令和2年度（2020年度））

府省名	承認した一般統計調査の件数		
		うち新規の申請	うち変更の申請
人事院	4	1	3
内閣府	7	3	4
総務省	1	0	1
文部科学省	7(1)	0	7(1)
厚生労働省	45(1)	9	36(1)
農林水産省	14	1	13
経済産業省	3	0	3
国土交通省	5	0	5
環境省	1	0	1
合計	86(1)	14	72(1)
(参考) 令和元年度(2019年度)の実績	97(3)	30(3)	67

(注1) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、承認件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計と一致しない。

(注2) 複数回承認されている場合、それぞれ1件と計上している。

(2) 一般統計調査の結果の公表の状況

法第23条第1項においては、国の行政機関の長は、一般統計調査の結果を作成したときは、特別な事情がある場合を除き、当該結果をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないと規定されている。

令和2年度（2020年度）に、国の行政機関が第一報の公表を行った一般統計調査の結果は、156件となっている（表8参照）。これらの統計のうち、経常調査により作成された127件について、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの期間は、平均127日である（資料19参照）。

表8 公表を行った一般統計調査の件数 (令和2年度(2020年度))

府省名	公表を行った一般統計調査の件数		
		うち周期調査等により作成された統計	うち経常調査により作成された統計
人事院	3	1	2
内閣府	14(1)	4	10(1)
総務省	7	3	4
法務省	1	1	0
財務省	4(1)	1	3(1)
文部科学省	13(2)	2	11(2)
厚生労働省	48(2)	10	38(2)
農林水産省	23(1)	1	22(1)
経済産業省	20(2)	2(1)	18(1)
国土交通省	22	4	18
環境省	6(1)	1(1)	5
合計	156(5)	29(1)	127(4)
(参考) 令和元年度 (2019年度)の 実績	170(7)	42(2)	128(5)

(注1) 令和2年度(2020年度)に第一報の公表を行った一般統計調査を計上している。
(注2) ()内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、公表を行った一般統計調査の件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の公表を行った一般統計調査の件数を単純合計しても、合計と一致しない。
(注3) 本表でいう「経常調査」とは1年以下の周期(毎月、毎四半期、半年など)で行われる統計調査を指し、「周期調査等」とは1年を超える周期(2年に1回、5年に1回など)か1回限りで行われる統計調査を指す。

3 指定地方公共団体が行う統計調査

法第24条第1項においては、地方公共団体(地方公共団体の規模を勘案して政令で定めるものに限る。以下「指定地方公共団体」という。令和2年度(2020年度)末時点現在で、47都道府県及び20指定都市)の長が統計調査を行おうとする場合には、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならないとされており、これを変更しようとするときも同様とされている。

令和2年度(2020年度)に、指定地方公共団体の長が統計調査の新規実施の届出を行った件数は188件、統計調査の変更の届出を行った件数は161件となっている(表9参照)。

表9 指定地方公共団体が行う統計調査の届出件数
(令和2年度(2020年度))

	統計調査の新設の届出件数	統計調査の変更の届出件数
都道府県	130(1)	131(2)
指定都市	59(1)	32(2)
合計	188(1)	161(2)
(参考) 令和元年度(2019年 度)の実績	244	176(4)

(注) ()内の数値は共管調査(複数の地方公共団体が共同で行う調査)の数である。共管調査は、共管の地方公共団体にそれぞれ1件と計上しているため、各地方公共団体の届出件数を単純合計しても、合計と一致しない。

4 指定独立行政法人等が行う統計調査

法第25条においては、独立行政法人等（その業務の内容その他の事情を勘案して大規模な統計調査を行うことが想定されるものとして政令で定めるものに限る。令和2年度（2020年度）末現在、日本銀行が該当する。以下、法第25条の規定による届出を行う独立行政法人等を「指定独立行政法人等」という。）が、統計調査を行おうとする場合には、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならないとされており、これを変更しようとするときも同様とされている。

令和2年度（2020年度）に指定独立行政法人等から行われた統計調査の変更の届出の件数は2件となっている。

5 事業所母集団データベース

（1）事業所母集団データベースの整備及び情報の利用状況

法第27条第1項においては、総務大臣は、事業所母集団データベースを整備するものとされており、同条第2項では、同項本文に規定する対象機関は、同項第1号又は第2号に掲げる目的のため、事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けられるとされている。

事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けられることができる機関については、統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成30年法律第34号。以下「平成30年改正法」という。）により、従来、国の行政機関の長、指定地方公共団体の長又は指定独立行政法人等とされていたところ、全ての公的統計の作成主体である行政機関等（行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等）に範囲が拡大されている。

また、法第27条第2項第1号に掲げる目的については、平成30年改正法により、統計調査（事実の報告を求めることにより行う調査）には該当しない統計を作成するための統計調査以外の調査（以下「意識調査等」という。）の対象の抽出についても含むこととされている。

令和2年度（2020年度）に、国の行政機関、地方公共団体及び独立行政法人等が事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けた件数は218件となっている（表10参照）。

表10 事業所母集団データベースの情報の利用状況

(令和2年度(2020年度))

提供先 府省等名	提供を受けた件数	うち調査対象の抽出目的	うち統計の作成目的	うち調査対象の抽出及び統計の作成目的
人事院	1	1	0	0
内閣府	3	3	0	0
総務省	7	4	1	2
文部科学省	2	1	1	0
厚生労働省	11	10	1	0
農林水産省	4	4	0	0
経済産業省	7	4	3	0
国土交通省	2	2	0	0
都道府県	88	85	3	0
指定都市	25	24	1	0
指定独立行政法人等	1	1	0	0
上記以外の機関	67	63	4	0
合計	218	202	14	2
(参考) 令和元年度(2019年度)の実績	245	227	12	6

(2) 重複是正及び調査履歴登録の実施状況

法第27条においては、事業所母集団データベースを整備する目的の一つとして、統計調査その他の統計を作成するための調査における被調査者（当該調査の報告を求められる個人又は法人その他の団体。以下同じ。）の負担の軽減に資することが挙げられている。

国の行政機関は、事業所母集団データベースを利用することにより、事業所・企業を対象とした統計調査について、①統計調査の実施前に調査対象を確認し、過重な調査負担が課されている事業所・企業を統計調査の対象から除外（重複是正）するとともに、②統計調査の実施後に調査対象となった又は回答を行った個々の事業所・企業の履歴の登録（調査履歴登録）をしている。

また、令和元年（2019年）5月に平成30年改正法が全面施行されたことに伴い、国の行政機関は、事業所母集団データベースの情報を利用した意識調査等についても、調査履歴登録を行うこととしている。

令和2年度（2020年度）に、国の行政機関が事業所母集団データベースを用いて重複是正を行った統計調査は、重複是正の対象となる68件のうち63件（実施率92.6%）、調査履歴登録を行った統計調査及び意識調査等は、調査履歴登録の対象となる149件のうち149件（実施率100.0%）となっている（表11参照）。

表11 重複是正及び調査履歴登録の実施状況（令和2年度（2020年度））

府省名	重複是正			調査履歴登録		
	対象調査数	実施調査数	実施率 (%)	対象調査数	実施調査数	実施率 (%)
人事院	2	2	100.0	2	2	100.0
内閣府	5(1)	5(1)	100.0	6(1)	6(1)	100.0
総務省	5(1)	4(1)	80.0	9(3)	9(3)	100.0
財務省	3(1)	3(1)	100.0	5(1)	5(1)	100.0
文部科学省	3(1)	3(1)	100.0	10(1)	10(1)	100.0
厚生労働省	25(1)	23(1)	92.0	36(1)	36(1)	100.0
農林水産省	9(1)	7(1)	77.8	32(1)	32(1)	100.0
経済産業省	9(2)	9(2)	100.0	29(4)	29(4)	100.0
国土交通省	11	11	100.0	27	27	100.0
合計	68(4)	63(4)	92.6	149(7)	149(7)	100.0
(参考) 令和元年度(2019年度)の実績	73(5)	64(5)	87.7	147(8)	146(8)	99.3

(注) ()内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象調査数等の件数を単純合計しても、合計と一致しない。

6 統計基準の設定

法第2条第9項においては、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準を、統計基準と定義し、法第28条では、総務大臣が統計基準を定め、これを公示しなければならないとされており、これを廃止又は変更する場合も同様とされている。

令和2年度(2020年度)に、統計基準の新設や廃止又は変更を行ったものはない(表12参照)。

表12 統計基準の設定状況（令和2年度(2020年度)末現在）

統計基準名	統計基準の概要	公示日	施行日
日本標準職業分類	統計を職業別に表示する場合に使用する基準	平成21年 12月21日	平成22年 4月1日
指数の基準時に関する統計基準	指数を作成する場合に使用する基準	平成22年 3月31日	平成22年 4月1日
季節調整法の適用に当たっての統計基準	季節調整法を適用する場合に守るべき手法や公表事項の基準	平成23年 3月25日	平成23年 5月1日
日本標準産業分類	統計を産業別に表示する場合に使用する基準	平成25年 10月30日	平成26年 4月1日
疾病、傷害及び死因の統計分類	統計を疾病、傷害及び死因別に表示する場合に使用する基準	平成27年 2月13日	平成28年 1月1日

7 法に基づく協力要請

(1) 国の行政機関に対する行政記録情報の提供の要請状況

法第29条第1項においては、国の行政機関の長は、国の他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査その他の統計を作成するための調査(令和元年(2019年)5月に平

成30年改正法が全面施行されたことにより意識調査等も含むこととされた。)における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対してその情報の提供を求めることができることとされている。

令和2年度(2020年度)に、国の行政機関が行政記録情報の提供を受けた件数は24件となっている(令和元年度(2019年度)の実績は20件)。

(2) 国の行政機関に対する調査、報告その他の協力の要請状況

法第29条第2項においては、国の行政機関の長は、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、国の他の行政機関の長に対し、調査、報告その他の協力を求めることができるとされている。

令和2年度(2020年度)に、国の行政機関が、国の他の行政機関に対し協力要請を行った件数は1件となっており、応諾されている(平成30年度(2018年度)の要請・応諾の実績は7件*)。

(3) 地方公共団体及びその他の関係者に対する協力の要請状況

法第30条においては、国の行政機関の長は、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の関係者に対し、協力を求めることができるとされている。

令和2年度(2020年度)に、国の行政機関が地方公共団体の長その他の関係者に対して協力要請を行った件数は10件となっている。このうち、8件の協力要請が応諾、1件の協力要請が一部応諾、令和2年度(2020年度)末現在で1件の協力要請が要請中となっている(平成30年度(2018年度)の要請・応諾の実績は7件*)。

(4) 総務大臣が行う協力の要請状況

法第31条においては、総務大臣は、統計委員会の意見を聴いた上で、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計の作成のため必要があると認めるときは、当該基幹統計を作成する行政機関以外の行政機関の長その他の関係者に対し、当該基幹統計を作成する行政機関の長への必要な資料の提供その他の協力を行うよう求めることができるとされている。

令和2年度(2020年度)に、総務大臣から国の行政機関の長その他の関係者に対し資料の提供その他の協力を行うよう求めた実績はなかった(令和元年度(2019年度)の実績は0件)。

※ 法第29条第2項及び法第30条に基づく協力の要請について、令和元年度(2019年度)の実績は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して各府省からの報告を求めないこととしたため、平成30年度(2018年度)の実績を記載している。

II 統計委員会

統計委員会は、法第44条の規定に基づき総務省に置くこととされ、法第45条各号に規定されている事項について調査審議等を行うこととされている。

また、統計委員会は、統計委員会令（平成19年政令第300号）第2条の規定に基づき、部会を置くことができることとされ、令和2年度（2020年度）末時点で8部会が置かれている。

1 統計委員会及び部会の開催実績等

令和2年度（2020年度）においては、統計委員会は15回開催され、部会は合計で34回開催された（表13参照）。

統計委員会は、平成30年改正法により追加された法第4条第7項の規定により、基本計画の実施状況を調査審議し、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため必要があると認めるときは、総務大臣又は総務大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができることとされている。令和2年度（2020年度）において、その実績はなかった。

また、統計委員会に令和2年度（2020年度）に諮問され、同年度に答申した案件は9件あった。なお、令和2年度（2020年度）当初時点で、令和元年度（2019年度）から審議継続となっていた諮問案件が2件（諮問第139号「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」及び諮問第140号「経済センサス - 活動調査及び個人企業経済調査の変更について」）あり、令和2年度（2020年度）に答申が行われた。令和2年度（2020年度）に諮問が行われ、同年度末時点で調査審議中となっていたものは1件（諮問第149号「経済構造実態調査の変更及び工業統計調査の中止について」）であった（表14参照）。

表13 統計委員会及び部会等の開催実績（令和2年度（2020年度））

統計委員会		開催回数				
		令和2年度	(参考)			
			令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
		15	13	14	13	11
部会名	部会の所掌	開催回数				
		令和2年度	(参考)			
			令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
企画部会 (注1)	統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項のうち特に重要な事項、基幹統計を作成する機関に対する協力要請に関する事項、3以上の部会に関連する横断的な課題に関する事項、及び他の部会の所掌に属さない事項	9	6	0	17	18
国民経済計算体系的整備部会	国民経済計算に関する事項、産業連関表に関する事項、及び国民経済計算の改善に資する統計の整備に関する事項	6	6	4	8	2

部会名	部会の所掌	開催回数				
		令和 2年度	(参考)			
			令和 元年度	平成 30年度	平成 29年度	平成 28年度
人口・社会 統計部会	人口及び労働統計並びに家計、住宅、厚生、文化及び教育など国民生活・社会統計に関する事項	6	15	13	3	14
産業統計部 会	農林水産、鉱工業、公益事業及び建設統計に関する事項	3	7	17	8	12
サービス統 計・企業統 計部会	通信、運輸、商業、貿易、物価、サービス、流通、環境、財政及び金融統計並びに企業経営及び企業・事業所全般を対象とする統計などの企業統計に関する事項	9	12	7	7	7
統計基準部 会	統計基準に関する事項	0	0	0	0	0
統計制度部 会 (注2)	政省令の制定又は改廃に関する事項、基幹統計調査に係る匿名データに関する事項	0	0	4	3	2
統計作成プ ロセス部会 (注3)	統計作成プロセスの水準の向上に関する事項	1	11	4	-	-
部会計		34	57	49	46	55
評価分科会 (注4)	法第55条第3項の規定により統計委員会の権限に属させられた事項（同法の施行に関し、主として統計技術の観点から評価を行い、その結果に基づき意見を述べることに限る。）	2	5	2	-	-

(注1) 平成30年(2018年)7月20日「基本計画部会」を改組。また、「横断的課題検討部会」と統合。

(注2) 平成30年(2018年)7月20日「匿名データ部会」を改組。平成30年度(2018年度)においては、「匿名データ部会」としては開催なし。「統計制度部会」として4回開催。

(注3) 令和2年(2020年)10月1日に「点検検証部会」を改組。令和元年度(2019年度)においては、「点検検証部会」として11回開催。また、点検検証部会は、平成31年(2019年)1月30日「統計業務プロセス部会」(平成30年(2018年)4月20日設置)を改組したものであり、平成30年度(2018年度)においては、「統計業務プロセス部会」としては2回、「点検検証部会」としては2回開催。

(注4) 評価分科会については、平成30年(2018年)8月の統計委員会令の改正により新たに設置されたものである。

表14 統計委員会における諮問・答申件数

	令和元年度 に諮問され 令和2年度 に答申した 事案	令和2年度 に諮問され 同年度に答 申した事案	令和2年度 に諮問され 同年度末で 調査審議中 の事案
公的統計の整備に関する基本的な計画(法第4条第2項)	1	0	0
基幹統計の指定(法第7条第1項、第7条第3項)	0	0	0
国民経済計算の作成基準(法第6条第2項)	0	0	0
基幹統計調査(法第9条第4項、第11条第2項)	1	5	1
基幹統計の指定(法第7条第1項、第7条第3項)及び基幹統計調査(法第9条第4項、第11条第2項)	0	1	0
統計基準の設定(法第28条第2項)	0	1	0
匿名データの作成(法第35条第2項)	0	2	0

政令・総務省令の制定又は改正	0	0	0
合 計	2	9	1

また、統計委員会は、平成30年改正法により追加された法第45条第2号において、統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項に関し、総務大臣に意見を述べることとされた。

令和2年度（2020年度）においては、統計委員会による意見は1件提出された（表15参照）。

表15 法第45条第2号に基づく統計委員会による意見の実績
(令和2年度（2020年度）)

意見日	意見名
令和2年7月31日	令和3年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議

なお、平成30年法改正により追加された法第49条の2の規定により、統計委員会に、委員、臨時委員及び専門委員を補佐する幹事を置くこととされた。

平成30年（2018年）6月29日以降、総務省及び関係行政機関の職員が幹事に任命されている。

2 評価分科会の開催実績等

(1) 統計技術評価の取組の根拠

法第55条第1項の規定では、総務大臣は、国の行政機関の長等に対し、法の施行の状況について報告を求めるとされており、同条第2項の規定では、毎年度、当該報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告しなければならないとされている。

また、法第55条第3項により、統計委員会は、同条第2項の規定による報告があったときは、法の施行に関し、総務大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を述べることができるとされている。

さらに、統計委員会令では、第1条第1項において「統計委員会（以下「委員会」という。）に、評価分科会（以下「分科会」という。）を置く。」とされ、同条第2項において「分科会は、委員会の所掌事務のうち、統計法第55条第3項の規定により委員会の権限に属させられた事項（同法の施行に関し、主として統計技術の観点から評価を行い、その結果に基づき意見を述べることに限る。）を処理することをつかさどる。」とされている。

評価分科会はこれらに基づき統計技術評価の取組を実施している。

(2) 統計技術評価に資する報告

令和2年度（2020年度）の統計委員会評価分科会は、表16のとおり、2回開催され、「平成28年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（統計精度検査関連分）」（平成30年（2018年）3月統計委員会）のフォローアップ等が行われた。

表16 令和2年度（2020年度）の統計委員会評価分科会の開催状況

回数	日付	内容
第8回	令和2年（2020年） 10月30日	・精度検査報告書（注）提言に対応した取組について（社会教育調査（民間体育施設）） ・建設工事統計調査（施工調査）の欠測値対応の見直しについて
第9回	令和3年（2021年） 3月26日	・欠測値の補完に係る主な方法等について

（注）「平成28年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（統計精度検査関連分）」（平成30年（2018年）3月統計委員会）」

Ⅲ 調査票情報等の利用及び提供

1 調査票情報の二次利用

法第32条においては、国の行政機関の長又は指定独立行政法人等は、統計の作成若しくは統計的研究（以下「統計の作成等」という。）を行う場合又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を自ら用いること（二次利用）ができると規定されている。

令和2年度（2020年度）に、国の行政機関又は指定独立行政法人等が、所管する統計調査の調査票情報を二次利用した件数は657件となっている（表17、資料28及び資料31参照）。

表17 法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用
（令和2年度（2020年度））

統計調査 所管府省等名	利用件数	統計の作成等を行う場合	
		統計の作成等を行う場合	統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合
内閣府	3	3	0
総務省	66	66	0
財務省	16	14	2
文部科学省	97	89	8
厚生労働省	169	163	6
農林水産省	67	65	2
経済産業省	85	74	11
国土交通省	143	141	2
環境省	11	11	0
合計	657	626	31
(参考) 令和元年度（2019年度）の実績	674	637	37

（注）令和2年度（2020年度）に利用を開始したもの数（利用目的ごとに計上）であり、令和元年度（2019年度）以前から継続して利用しているものは含まない。

2 調査票情報の提供

法第33条においては、国の行政機関の長又は指定独立行政法人等は、

- ・ 国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他これに準ずる機関（以下「公的機関等」という。）が、統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合（法第33条第1項第1号）
- ・ 公的機関等が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者が、当該総務省令で定める統計の作成等を行う場合（法第33条第1項第2号）

に、総務省令で定めるところにより、これらの者からの求めに応じ、その行った統計調査に係る調査票情報をこれらの者に提供できると規定

されている。

後者の場合について、統計法施行規則（平成20年総務省令第145号。以下「規則」という。）第11条においては、公的機関等が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として、

- ・ 公的機関等が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等（規則第11条第1項第1号）
- ・ 公的機関等が、その実施に要する費用の全部又は一部を公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等（規則第11条第1項第2号）
- ・ 国の行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他法第33条第1項第2号に規定する同等の公益性を有するものとして特別な事由があると認める統計の作成等（規則第11条第1項第3号）

であって、規則第42条に規定する調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているものが規定されている。

令和2年度（2020年度）に、国の行政機関又は指定独立行政法人等が、法第33条第1項第1号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は2,086件となっている。また、同項第2号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は298件となっている（表18、資料29及び資料31参照）。

表18 法第33条の規定に基づく調査票情報の提供

（令和2年度（2020年度））

統計調査 所管府省名	法第33条第1項第1号該当件数 (公的機関等への提供)			法第33条第1項第2号該当件数 (公的機関等が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等を行う者への提供)			
	統計の作成等を行う場合	統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合		公的機関等が委託又は共同して行う調査研究に係る統計の作成等を行う者への提供	公的機関等が費用の全部又は一部を公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等を行う者への提供	国の行政機関又は地方公共団体その他の執行機関が政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める等の統計の作成等を行う者への提供	
内閣府	5	5	0	1	0	1	0
総務省	254	247	7	75	19	56	0
財務省	11	10	1	5	0	5	0
文部科学省	185	184	1	16	1	15	0
厚生労働省	948	942	6	114	8	103	3
農林水産省	42	41	1	14	0	14	0
経済産業省	375	355	20	30	1	29	0
国土交通省	257	255	2	35	5	14	16
環境省	9	9	0	8	0	5	3

合計	2,086	2,048	38	298	34	242	22
(参考) 令和元年度(2019年度)の実績	2,000	1,948	52	218	22	179	17

(注) 令和2年度(2020年度)に利用を開始したもの数(利用目的ごとに計上)であり、令和元年度(2019年度)以前から継続して利用しているものは含まない。

また、法第33条の2第1項においては、国の行政機関の長又は指定独立行政法人等は、上述の法第33条第1項に定めるもののほか、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を学術研究の発展に資する統計の作成等その他の行政機関の長又は指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者に提供することができる」と規定されている。

行政機関の長又は指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等について、規則第19条においては、

- ・ 学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等(規則第19条第1項第1号)
- ・ 高等教育の発展に資すると認められる統計の作成等(規則第19条第1項第2号)

が規定されている。

学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等については、

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学若しくは高等専門学校若しくは同法第124条に規定する専修学校(同法第125条第1項に規定する専門課程に限る。)(以下「大学等」という。)若しくは公益社団法人若しくは公益財団法人が行う調査研究(公益社団法人又は公益財団法人が行う調査研究については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第4号に規定する公益目的事業((3)において「公益目的事業」という。)に該当するものに限る。以下この(1)において同じ。))又はこれらの者がこれらの者以外の者に委託し、若しくはこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
 - (2) 大学等に所属する教員が行う調査研究、又は当該教員がこれら以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
 - (3) その実施に要する費用の全部又は一部を大学等、公益社団法人又は公益財団法人が公募の方法により補助(公益社団法人又は公益財団法人が行う補助については、公益目的事業に該当するものに限る。)する調査研究に係る統計の作成等
 - (4) 行政機関の長又は地方公共団体の長その他執行機関が、法第33条の2第1項に規定する相当の公益性を有するものとして特別な事由があると認める統計の作成等
- が規定されている。

令和2年度（2020年度）に、国の行政機関又は指定独立行政法人等が、規則第19条第1項第1号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は7件となっている。また、同項第2号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は3件となっている。（表19、資料30及び資料31参照）。

表19 法第33条の2の規定に基づく調査票情報の提供
(令和2年度（2020年度）)

統計調査 所管府省名	法第33条の2第1項該当件数					
	学術研究の発展に資すると認められる場合 (規則第19条第1項第1号)					高等教育の発展に 資すると認められる 場合 (規則第19条第1項 第2号)
	大学等若しくは公益社団法人若しくは公益財団法人が調査研究又は委託して行う調査に係る作成等への提供	大学等に属する教員が行う調査、又はこれら以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等への提供	大学等、公益社団法人又は団体の全部又は一部を法に定める調査の作成等への提供	大学等、公益社団法人が全部又は一部を法に定める調査の作成等への提供	国、行政機関、地方公共団体のほか、第33条第1項に規定する公共の事務の執行に資するものとして認められる者への提供	
総務省	1	0	1	0	0	1
財務省	1	0	1	0	0	1
経済産業省	5	0	5	0	0	0
環境省	0	0	0	0	0	1
合計	7	0	7	0	0	3

3 オーダーメイド集計の実施

法第34条においては、国の行政機関の長又は指定独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、学術研究の発展に資する統計の作成等その他の行政機関の長又は指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行うこと（以下「オーダーメイド集計」という。）ができることと規定されている。

上述の調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等について、規則第27条第1項においては、

- ・ 学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等（規則第27条第1項第1号）
- ・ 教育の発展に資すると認められる統計の作成等（規則第27条第1項第2号）
- ・ 官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第23条第3項の規定により指定された重点分野に係る統計の作成等（規則第27条第1項第3号）

が規定されている。

令和2年度（2020年度）末現在、国の行政機関及び指定独立行政法人等がオーダーメイド集計の対象としている統計調査は30調査（360年次分）となっている（資料32参照）。これらのうち、17調査については、法第37条の規定に基づき、独立行政法人統計センターに委託してオーダーメイド集計の結果を提供している。

令和2年度（2020年度）のオーダーメイド集計の提供件数は19件となっている（表20及び資料33参照）。

表20 オーダーメイド集計の結果の提供件数

（令和2年度（2020年度））

統計調査 所管府省等名	オーダーメイド集計の結果 の提供件数	学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等	教育の発展に資すると認められる統計の作成等	官民データ活用推進基本法第23条第3項の規定により指定された重点分野に係る統計の作成等	(参考) 統計調査ごとに計上した場合の提供件数
総務省	14	12	0	2	14
厚生労働省	1	1	0	0	1
国土交通省	3	1	1	1	3
環境省	1	1	0	0	1
合計	19	15	1	3	19
(参考) 令和元年度 (2019年度)の 実績	35	31	0	4	36

(注) 1件の申出で複数の統計調査に係るオーダーメイド集計の提供を受け付けている場合があるため、統計調査ごとに計上した場合の提供件数を参考値として記載している。

4 匿名データの作成及び提供

法第35条第1項においては、国の行政機関の長又は指定独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができることと規定されており、同条第2項においては、国の行政機関の長は、基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならないと規定されている。

また、法第36条第1項においては、国の行政機関の長又は指定独立行政法人等は、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、法第35条第1項の規定により作成した匿名データを学術研究の発展に資する統計の作成等その他の匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者に提供することができることと規定されている。

上述の匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等について、規則第35条第1項においては、

- ・ 学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等（規則第35条第1項第1号）
- ・ 教育の発展に資すると認められる統計の作成等（規則第35条第1項第2号）
- ・ 国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる統計の作成等（規則第35条第1項第3号）
- ・ 官民データ活用推進基本法第23条第3項の規定により指定された重点分野に係る統計の作成等（規則第35条第1項第4号）

が規定されている。

令和2年度（2020年度）末現在、国の行政機関及び指定独立行政法人等が匿名データの提供を行っている統計調査は7調査（57年次分）となっている（資料32参照）。これらのうち、6調査については、法第37条の規定に基づき、独立行政法人統計センターに委託して匿名データの提供を実施している。

令和2年度（2020年度）の匿名データの提供件数は32件となっている（表21及び資料33参照）。

表21 匿名データの提供件数

（令和2年度（2020年度））

統計調査 所管府省名	匿名データ の提供件数	学術研究 の発展に 資すると 認められ る統計の 作成等	教育の発展 に資すると 認められ る統計の 作成等	国際社会に おける我が 国の利益の 増進等に資 すると認め られる統計 の作成等	官民データ 活用推進基 本法第23条 第3項の規 定により指 定された重 点分野に係 る統計の作 成等	(参考) 統計調査 ごとに 計上した 場合の 提供件数
総務省	22	20	1	1	0	28
厚生労働省	10	8	1	1	0	10
合計	32	28	2	2	0	38
(参考) 令和元年度 (2019年度)の 実績	26	23	3	0	0	28

(注) 1件の申出で複数の統計調査に係る匿名データの提供を受け付けている場合があるため、統計調査ごとに計上した場合の提供件数を参考値として記載している。

5 調査票情報等の適正管理のための措置

法第39条第1項においては、調査票情報等を適正に管理するために必要な措置として総務省令で定めるものを講じなければならないと規定されており、同項各号において、対象機関ごとに当該措置を講じなければならない情報が規定されている。

当該対象機関については、従来、国の行政機関の長、指定地方公共団体の長及び指定独立行政法人等とされていたところ、平成30年改正法により事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができる機関

の範囲が拡大されたことに伴い、全ての公的統計の作成主体である行政機関等（行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等）に範囲が拡大されている。

対象機関が講じなければならない措置については、規則第41条において、主体・対象となる情報ごとに組織的管理措置、人的管理措置、物理的管理措置、技術的管理措置等のカテゴリーを設定し、それぞれ適正管理措置を講ずべき具体的な措置内容を規定している。

国の行政機関、地方公共団体その他の執行機関、独立行政法人等及び受託者（法第39条第1項各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者）においては、法第39条及び規則第41条の規定に基づき、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成21年2月6日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）を参考として、調査票情報等を適正に管理するための措置（管理簿の整備、研修の実施、点検・監査の実施等）を講じている。

令和2年度（2020年度）には、過失により調査関係書類を紛失するなどの管理上問題がある事案が確認されたため、関係機関においては、調査票情報等の管理の徹底について指導する等、再発防止に引き続き取り組んでいる。

IV その他

1 統計情報の提供（e-Statの取組等）

「政府統計の総合窓口（e-Stat）」（<https://www.e-stat.go.jp/>）は、国の行政機関が作成する統計に関する情報のワンストップサービスを実現することを目指し、総務省が中心となって政府全体で運営する政府統計のポータルサイトである（資料36参照）。

国の行政機関等が登録した統計表ファイル、統計データ、公表予定、新着情報、調査票項目情報、統計分類等の各種統計関連情報は、e-Statを通じて提供されており、e-Statは法第54条の規定に基づく公的統計の所在情報の提供の取組並びに法第8条及び第23条の規定に基づく統計の公表の取組の中核を担っている。

令和2年度（2020年度）末時点で、e-Statに登録されている統計の数は668件、提供されている統計表の数は約85.9万表となっており、令和2年度（2020年度）には約2,984万件のアクセスがあった（クローラーによるアクセス^(注)を除く。）（表22参照）。

(注) 検索エンジン運営会社による検索用インデックス作成のためのデータ収集を目的とした機械による自動アクセス

表22 政府統計の総合窓口（e-Stat）のアクセス件数（令和2年度(2020年度)）

府省名	府省のコンテンツに対するアクセス件数
内閣官房	20,842
人事院	51,224
内閣府	778,382
総務省	10,380,470
法務省	992,933
外務省	25,272
財務省	1,117,301
文部科学省	1,350,624
厚生労働省	4,292,520
農林水産省	8,573,569
経済産業省	568,916
国土交通省	1,565,282
環境省	118,890
防衛省	1,797
合計	29,838,022
(参考)令和元年度(2019年度)実績	33,369,559

(注) アクセス件数は、基幹統計調査・一般統計調査の情報に関するコンテンツに係るものの他、業務統計や加工統計の情報に関するコンテンツに係るものも含む。

【資料編】

資料1 統計法の概要

1. 総則 (第1条～第4条)

- 公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与【第1条】
- 国勢統計、国民経済計算及び行政機関が作成する統計のうち重要なものとして総務大臣が指定した統計を基幹統計として位置付け【第2条】
- 公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画を閣議決定（おおむね5年ごとに変更）【第4条】

2. 公的統計の作成 (第5条～第31条)

- 行政機関は、基幹統計を作成したときは、速やかに公表（公表期日等は、事前に公表）【第8条】
- 行政機関は、基幹統計調査又は一般統計調査を行おうとするときは、総務大臣の承認が必要【第9条・第19条】
- 行政機関は、一般統計調査の結果を作成したときは、特別の事情があるときを除き、速やかに公表【第23条】
- 指定地方公共団体又は指定独立行政法人等は、統計調査を行おうとするときは、総務大臣に届出【第24条・第25条】
- 行政機関は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合には、作成方法を総務大臣に通知【第26条】
- 総務大臣は、正確かつ効率的な統計作成及び被調査者の負担軽減のため、事業所母集団データベースを整備【第27条】
- 総務大臣は、統計基準（公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準）を決定【第28条】
- 行政機関は、正確かつ効率的な統計作成及び被調査者の負担軽減のため、他の行政機関に対し行政記録情報の提供等の協力を求めることが可能【第29条・第30条】

3. 調査票情報等の利用及び提供（第32条～第38条）

- 行政機関又は指定独立行政法人等は、統計の作成等を行う場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を二次利用することが可能【第32条】
- 行政機関又は指定独立行政法人等は、一般からの求めに応じ、その行った統計調査に係る調査票情報、オーダーメイド集計の結果（委託により作成した統計等）及び匿名データ（特定の個人等が識別できないように調査票情報を加工したもの）を提供することが可能【第33条～第36条】

4. 調査票情報等の保護（第39条～第43条）

- 調査票情報等について、行政機関等の適正管理義務、目的外利用の禁止及び守秘義務を規定するとともに、業務の委託を受けた者、調査票情報の提供を受けた者等にも同様に適用【第39条～第43条】

5. 統計委員会の設置（第44条～第51条）

- 総務省に統計委員会を設置し、統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項を調査審議すること、基本計画案等について意見を述べること、基本計画の実施状況について勧告すること等の事務を遂行【第44条・第45条】
- 委員を補佐するため、統計委員会に幹事を置き、総務省及び関係行政機関の職員のうちから任命【第49条の2】

6. 雑則（第52条～第56条の2）

- 総務大臣は、公的統計の利用者の利便を図るため、統計の所在情報を提供できるよう措置【第54条】
- 総務大臣は、統計法の施行状況を統計委員会に報告するとともに公表【第55条】

7. 罰則（第57条～第62条）

- 守秘義務違反等に対する罰則を規定【第57条～第62条】

資料2 統計改革に係る統計法等改正状況

年月日	主な改正状況
平成30年3月6日	・「統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案」閣議決定、第196回通常国会提出
平成30年5月17日	・衆議院総務委員会において可決〔賛成多数〕
平成30年5月18日	・衆議院本会議において可決〔賛成多数〕
平成30年5月24日	・参議院総務委員会において可決〔賛成多数〕
平成30年5月25日	・参議院本会議において可決・成立〔賛成多数〕
平成30年6月1日	・「統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成30年法律第34号）」公布 ※統計委員会の機能強化に関する改正規定については公布日施行
平成30年8月31日	・「統計委員会令の一部を改正する政令（平成30年政令第247号）」公布・施行
平成30年12月21日	・「統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成30年政令第345号）」公布 ・「統計法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第346号）」公布
平成31年2月22日	・「統計法施行規則の一部を改正する省令（平成31年総務省令第9号）」公布
平成31年3月29日	・「独立行政法人統計センターに関する省令の一部を改正する省令（平成31年総務省令第33号）」公布 ※一部の改正規定については公布日施行
平成31年4月23日	・「調査票情報の提供等に係る依頼書等の様式を定める件（平成31年総務省告示第203号）」公布
令和元年5月1日	・「統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成30年法律第34号）」全面施行 ・「統計法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第346号）」、「統計法施行規則の一部を改正する省令（平成31年総務省令第9号）」及び「調査票情報の提供等に係る依頼書等の様式を定める件（平成31年総務省告示203号）」施行 ・「独立行政法人統計センターに関する省令の一部を改正する省令（平成31年総務省令第33号）」全面施行

資料3 統計委員会が軽微な事項と認めるもの

統計法第9条第4項ただし書きにおける
「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて

平成21年3月9日
統計委員会決定
改正 平成30年9月28日
改正 令和2年3月16日

1 統計法（平成19年法律第53号）第9条第4項ただし書きにおける「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」とは、次に掲げる場合を指すものとする。

- ① 他の法令の制定又は改廃、制度の改正、統計基準の変更、同一母集団情報の定期的な更新等に伴い当然必要とされる事項の変更
- ② 市町村の廃置分合等地域の名称の変更に伴う調査地域の変更
- ③ ローテーション調査における調査対象又は調査事項の周期的（定期的）変更
- ④ 特例的に設定された調査期日を通常の調査期日に戻す変更
- ⑤ 調査方法又は集計方法の変更のうち、調査内容や集計内容に与える影響が大きいもの（郵送調査を実施している場合のオンラインによる調査方法の追加又は郵送調査及びオンライン調査の民間委託を含む。）
- ⑥ 効率的な統計作成のための調査事項への法人番号の追加
- ⑦ 集計結果の公表方法及び公表期日について、統計利用者の利便等に資する観点から行う変更（公表期日の早期化、インターネットによる公表方法の追加又はインターネット公表を行っている場合における印刷物による公表の廃止や印刷物に掲載する統計表の縮減を含む。）
- ⑧ 災害や感染症等の発生に伴う調査地域からの除外、調査の延期又は調査方法の変更
- ⑨ 実質的な内容変更を伴わない調査要綱（申請事項）の表現ぶりや調査票様式の変更
- ⑩ 統計委員会の答申での指摘事項（具体的な措置内容が明確となっているものに限る。）に従った変更（統計委員会で認められた選定基準による調査品目の変更を含む。）
- ⑪ 上記に掲げる変更のほか、委員長及び関係する部会の長が軽微な事項と認めるもの

2 軽微な事項に該当すると判断された申請案件については、当該申請案件の処理後、委員会が総務省政策統括官（統計基準担当）から処理結果の報告を受けるものとする。

統計法第45条の2ただし書における
「委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて

〔平成30年9月28日
統計委員会決定〕

- 1 統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第45条の2ただし書の「委員会が軽微な事項と認めるもの」とは、次に掲げるものとする。
 - ① 法第45条の2本文において委員会の意見を聴かなければならないとされている法令以外の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる変更
 - ② 統計委員会の決定事項（具体的な措置内容が明確となっているものに限る。）に従った変更
 - ③ 実質的な内容変更を伴わない変更（字句の形式修正等）
 - ④ 上記①から③までに掲げるもののほか、委員長及び統計制度部会長が、軽微な事項と判断した変更

- 2 法第45条の2ただし書の場合において、1に掲げるものとして委員会の意見を聴かなかったときは、その政令又は省令の公布後、委員会が総務省政策統括官（統計基準担当）からその変更の概要について報告を受けるものとする。

統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～

提言の基本的な考え方

- ※毎月勤労統計問題や恒常的公表遅延等の課題について、統計委員会等の提言を踏まえた総合的対策を検討
- 政府統計に関わる全ての職員（統計部局のみならず政策部局含む統計作成職員、人材等リソース確保を担当する官房職員含む）が一体で取り組むべき総合的対策を提言（長期的課題を含む）
 - 体制やルールの整備にとどまらず、人間は弱く誤りやすいため「性弱説」の下、効果的な民間事例も参考に、組織風土や職員意識の改革といった内面に働きかける対応も行い、ミスや事案の発生そのものを抑制

政府統計をめぐる諸事案の要因は何だったのか

個々の統計行政について、それをとりに多く以下の要因が重なった場合に事案が発生するのではないかと

1. 職員へのプレッシャー
専門知識の不足、調査環境悪化等による職員のプレッシャー増
2. 問題事案が発生しても発見しにくい環境
各省幹部の関与が少ない、調査後の検証不十分、外部検証困難
3. 統計の品質管理・確保の重要性への認識
統計の意義・専門性の軽視、国民への影響に対する想像力の欠如

統計行政8つのスタートメント(PRACTICE)

- ① 高い品質の統計を安定的に提供するため、適切な作成プロセス(Process)の確立を
[平時の備え]
[事案発生時の対応]
- ② 問題発見に努め、速やかに改善(Recovery)を
[仕事の見直し]
- ③ 変化に対応(Adaptation)した統計自体の見直しを
[職場風土・意識]
- ④ 統計の重要性と社会的影響についての意識(Consciousness)を大切に
[組織ガバナンス]
- ⑤ 統計部局のリーダーシップの下で協働し、政府一体(Togetherness)となった統計整備を
[人材育成]
- ⑥ 政府統計のプロフェッショナルとして、専門性の向上(Improvement)を
[利用者・報告者重視]
- ⑦ 国民とのコミュニケーション(Communication)を大切に
[技術の開発・利用]
- ⑧ 報告者負担と品質の改善に向けて、官民の各種データの有効活用(Effectiveness)を

スタートメントの実現のための29のタスク

※部会では、統計委員会の提言を後押しするほか、主に以下の提言

- 第三者による統計作成プロセス監査の導入 < ① >
・民間専門家や他省の実務家が第三者監査、BPRによる効率化
- 統計行政の運営原則、職員行動理念の策定 < ④ >
・職員の声をボトムアップで活用。統計職員が一堂に会する場の設定
- 統計行政のハブ機能を強化して一体性確保 < ⑤ >
・総務省統計局等、各省統計部局をハブ組織として体制等を整備し、各省間支援・省内支援
- 統計データアナリスト等の業務資格を新設、必置化 < ⑥ >
・省内統計の作成等に当たって資格者の配置を義務化。政策部局にも派遣して政策データの正確性確保。必要な体制を整備
・専門性を評価した処遇の確保やキャリアパス
- 3年間で政府統計の代替や補充に利用可能なPOS等のビッグデータ行政記録を集中的に洗い出して活用 < ⑧ >
→ 工程表策定、公的統計基本計画(閣議決定)を改定して推進
< ● > の数字は対応するスタートメント

「公的統計基本計画」の変更について

＜背景・概要＞

- ▶ 統計法に基づき計画を策定。今回は、平成30年3月に策定した計画を変更するもの
- ▶ 不適切統計事案の発生を受けた統計委員会の「再発防止策」（R1.9）、統計改革推進会議統計行政新生部会の「総合的対策」（R1.12）における提言を受けて、新たな取組を盛り込むための一部変更
- ▶ 令和2年6月2日閣議決定

＜計画の変更内容（ポイント）＞

◎ 再発防止策・総合的対策の提言内容の盛込み

- ① **品質確保に向けた取組の強化**
 - ・ P D C A サイクルの確立、第三者監査の導入等を通じて、統計作成プロセスの改善を図る。
- ② **統計の重要度に応じたメリハリのある管理**
 - ・ 基幹統計とそれ以外の統計に係る範囲の再検討のほか、一般統計調査について重要度に応じた区分を行い、区分に応じた管理を行う。
- ③ **各府省の統計部局による政府内の他組織への広範な支援**
 - ・ 総務省の統計部局が各府省を支援するとともに、各府省統計部局においても統計に係るハブ組織として省内支援を行う。
- ④ **専門性を有する人材の確保・育成**
 - ・ 統計業務資格保有者（統計データアナリスト等）の認定・活用により、各府省等の統計作成・データ利用の水準の底上げを図る。
- ⑤ **職場風土等の確立**
 - ・ 統計行政の目標及び価値を明らかにする統計行政の運営原則、統計職員の行動理念を策定する。

※ 総務省としては、政府統計全体のハブ機関として、「各府省の統計作成プロセスに対する支援」、「専門人材の派遣」、「統計データアナリストの育成」等の取組を通じて各府省をサポートしていく。

資料 7 行政記録情報等の統計作成への活用状況

(行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査結果)

(1) 業務統計の作成状況等

ア 業務統計の作成状況

令和2年(2020年)12月末時点で、行政記録情報等^(注1)を用いて経常的に作成されている統計(業務統計)として各府省等から報告があったものは、表1のとおり、合計で398件となっている。

このうち、ホームページや刊行物で公表されているものは396件であり、「政府統計の総合窓口(e-Stat)^(注2)」に掲載しているものは143件となっている。

(注1)「行政記録情報等」とは、国の行政機関が保有する各種行政記録情報(統計調査によって得られた情報を除く。)や地方公共団体が保有する業務記録情報を指す。

具体的には、個別の法令の規定に基づいて為される申請、届出、登録、報告等によって得られる情報や、日々の業務活動(統計調査を除く。)を通じて収集・蓄積される情報が該当する。

(注2)「政府統計の総合窓口(e-Stat)」とは、国の行政機関が作成する統計に関する情報のワンストップサービスを実現することを目指し、総務省が中心となって政府全体で運営する政府統計のポータルサイトである。

表 1 業務統計の作成状況等

府省等	件数	府省等			
		うちe-Stat に掲載	うちe-Stat に掲載		
内閣官房	14 (1)	2	財務省	37	8
人事院	14 (1)	4	文部科学省	31	4
内閣府	6	1	厚生労働省	88	39
警察庁	2	2	農林水産省	37	15
消費者庁	9	1	経済産業省	15 (4)	7
総務省	62	15	国土交通省	30	9
法務省	15	12	環境省	26 (4)	7
外務省	4	4	防衛省	13	13
			計	398 (5)	143

(注) () 内の数値は、共管統計(複数の府省等が共同で作成する統計)の数であり、共管統計は、共管の府省等にそれぞれ1件と計上しているため、各府省等の対象統計数を単純合計しても、合計と一致しない。

イ 業務統計の e-Stat への掲載状況

143 件の業務統計について、e-Stat への掲載状況は、表 2 のとおりとなっている。

表 2 業務統計の e-Stat への掲載状況

府省等	e-Statの 掲載件数	うち	うち	うち	うち	うち
		「調査の概要 (統計の 概要)」 の掲載件数	「時系列表」 の掲載件数	「分類項目 ・集計項目一 覧」 の掲載件数	「地域区分」 を登録すべき 統計の数	「地域区分」 の掲載件数
内閣官房	2	1	1	0	0	0
人事院	4	4	1	0	0	0
内閣府	1	1	0	0	0	0
警察庁	2	2	2	0	2	2
消費者庁	1	1	0	0	0	0
総務省	15	6	7	0	2	2
法務省	12	12	8	0	11	10
外務省	4	4	3	0	3	2
財務省	8	7	2	0	4	0
文部科学省	4	4	3	0	1	0
厚生労働省	39	32	20	1	4	2
農林水産省	15	15	12	0	4	3
経済産業省	7	4	3	1	3	1
国土交通省	9	9	3	0	2	0
環境省	7	7	2	0	2	2
防衛省	13	13	0	0	2	1
合計	143	122	67	2	40	25

(注) 「「地域区分」を登録すべき統計」とは、地域別の結果を公表している統計のことをいう。

(2) 統計調査における行政記録情報等の活用状況

統計調査の実施にあたり、母集団情報の整備や調査事項の代替など、行政記録情報等を活用している事例として各府省等から報告があったものは、表 3 のとおり、合計で 123 件 (102 統計調査) となっている。

表3 行政記録情報等を活用している統計調査

府省等	統計調査数	うち	うち	うち
		母集団情報の整備	調査事項の代替	欠測値補完、審査での活用等
内閣府	5	4	1	0
総務省	7 (2)	6 (2)	0	1
法務省	1	1	0	0
財務省	3	3	0	1
文部科学省	1	1	0	0
厚生労働省	27	16	12	3
農林水産省	11	8	6	0
経済産業省	11 (2)	11 (2)	2	0
国土交通省	33	31	13	0
環境省	5	4	1	0
計	102 (2)	83 (2)	35	5

(注1) ()内の数値は、共管統計（複数の府省が共同で作成する統計）の数であり、共管統計は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象統計数を単純合計しても、合計と一致しない。

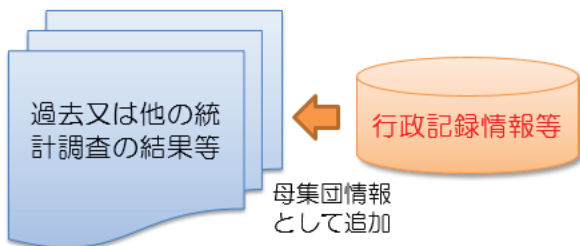
(注2) 統計調査の件数は、統計法に基づく統計調査の承認単位で計上している。

(注3) 内数については、行政記録情報等の活用形態で1件と計上しているため、内数を単純合計しても、統計調査数と一致しない。

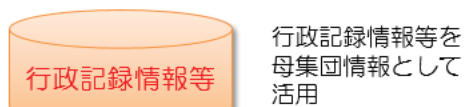
(参考) 統計調査における行政記録情報等の活用形態

【母集団情報の整備】

例1：



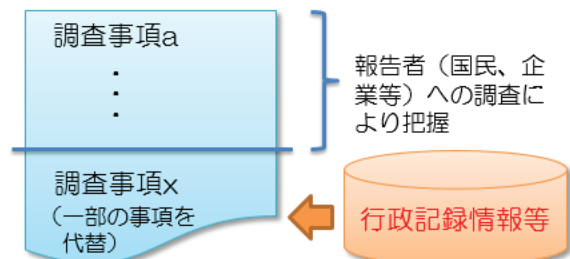
例2：



的確な調査の実施、精度の確保・向上

【調査事項の代替】

例3：



報告者の負担軽減、統計作成の効率化

また、上記 102 統計調査について、活用している行政記録情報等の保有機関別に分類すると、表 4 のとおりとなっている。

表 4 行政記録情報等の保有機関別の活用状況

行政記録情報等の保有機関別の活用状況	件数
調査実施府省が自ら保有する行政記録情報を活用 (x)	40
調査実施府省以外の府省が保有する行政記録情報を活用 (y)	5
地方公共団体等が保有する業務記録情報を活用 (z)	36
xyzのうち、2つ以上に該当	21
計	102

(注) 件数は、統計法に基づく統計調査の承認単位で計上している。

資料8 オンライン調査の推進状況
(オンライン調査の推進に関する取組状況に係るフォローアップ結果)

1 オンライン調査の導入状況

府省等名	統計調査数		オンライン調査導入率 (%)
	(令和2年12月末現在)	オンライン調査導入 統計調査数	
人事院	4	4	100.0
内閣府	16(1)	14(1)	87.5
総務省	24(6)	23(6)	95.8
財務省	8(2)	7(2)	87.5
文部科学省	22(2)	21(2)	95.5
厚生労働省	77(3)	57(3)	74.0
農林水産省	40(2)	40(2)	100.0
経済産業省	35(8)	34(7)	97.1
国土交通省	54(1)	50(1)	92.6
環境省	8(1)	6(0)	75.0
合計	273(11)	242(10)	88.6

- (注) 1 統計調査数は、令和2年12月末現在に回答調査客体数が確定している直近の基幹統計調査及び一般統計調査の数(5年に1度の周期調査等を含む)。なお、令和2年12月末現在で既に中止した統計調査であっても、同年中に回答客体数が確定したものについては統計調査数に含んでいる。また、各府省で実施している産業連関構造調査についてはまとめて1調査として計上している(産業連関構造調査を実施している各府省等の統計調査数にも1調査として計上)。
- 2 ()内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)及び産業連関構造調査の数であり、統計調査数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の統計調査数等を単純合計しても、合計と一致しない。

(参考：過年度のオンライン調査導入状況)

府省等名	令和元年度 オンライン 調査導入率 (%)	平成30年度 オンライン 調査導入率 (%)	平成29年度 オンライン 調査導入率 (%)	平成28年度 オンライン 調査導入率 (%)	平成27年度 オンライン 調査導入率 (%)
人事院	75.0	66.7	50.0	25.0	0.0
内閣府	80.0	66.7	75.0	71.4	80.0
総務省	96.0	88.2	84.2	76.5	71.4
法務省	100.0	100.0	-	-	-
財務省	66.7	50.0	50.0	71.4	60.0
文部科学省	90.9	90.0	85.7	87.5	94.1
厚生労働省	61.3	66.7	62.5	54.1	48.3
農林水産省	95.0	91.7	94.3	94.4	89.2
経済産業省	100.0	100.0	100.0	97.1	85.3
国土交通省	90.9	92.9	84.8	90.7	77.5
環境省	88.9	85.7	87.5	85.7	81.8
合計	82.9	84.1	80.3	78.8	72.7

(注) 1 平成29年度及び30年度のオンライン調査導入率は、当該年度中に実施された基幹統計調査及び一般統計調査に基づき算出(数値の取りまとめ時点で未集計などのためオンライン調査の状況が不詳であった調査を除く。)

2 平成27年度及び28年度のオンライン調査導入率は、統計調査等業務の最適化実施状況フォローアップ結果に基づく。

3 上記1及び2のとおり、平成30年度以前に対象としていた統計調査の範囲は、令和元年度以降に対象としているものとは異なることから、時系列比較をする際は注意を要する。

2 オンライン調査の主な提供機能の導入状況

府省等名	オンライン調査導入統計調査数	政府統計共同利用システム A	各府省のシステム B	政府共通ネットワーク及び総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じたオンライン調査 C	A～C以外の主に電子メールを使用した調査 D	政府統計共同利用システム利用率 (%)
人事院	4	2	0	0	4	50.0
内閣府	14(1)	4(1)	7	1	2	28.6
総務省	23(6)	14(5)	5	2	3(1)	60.9
財務省	7(2)	4(1)	1	0	2(1)	57.1
文部科学省	21(2)	5	5(1)	4	8(1)	23.8
厚生労働省	57(3)	26	12(1)	8	17(2)	45.6
農林水産省	40(2)	22	7(1)	3	19(1)	55.0
経済産業省	34(7)	16(5)	6(1)	0	19(1)	47.1
国土交通省	50(1)	10	11	1(1)	39(1)	20.0
環境省	6	1	1	0	4	16.7
合計	242(10)	98(5)	53(1)	19(1)	111(3)	40.5

(注) 1 統計調査数は、令和2年12月末現在に回答調査者体数が確定している直近の基幹統計調査及び一般統計調査の数(5年に1度の周期調査等を含む。)
なお、各府省で実施している産業連関構造調査についてはまとめて1調査として計上している(産業連関構造調査を実施している各府省等の統計調査数にも1調査として計上)。

2 ()内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)及び産業連関構造調査の数であり、統計調査数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の統計調査数を単純合計しても、合計と一致しない。

(参考：過年度の政府統計共同利用システムの使用状況)

府省等名	令和元年度 政府統計共同 利用システム 使用率 (%)	平成30年度 政府統計共同 利用システム 使用率 (%)	平成29年度 政府統計共同 利用システム 使用率 (%)	平成28年度 政府統計共同 利用システム 使用率 (%)	平成27年度 政府統計共同 利用システム 使用率 (%)
人事院	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
内閣府	25.0	28.6	11.1	20.0	25.0
総務省	54.2	35.7	50.0	61.5	80.0
法務省	0.0	0.0	-	-	-
財務省	66.7	100.0	100.0	60.0	100.0
文部科学省	25.0	22.2	25.0	28.6	25.0
厚生労働省	36.7	40.0	40.0	24.2	24.1
農林水産省	52.6	56.3	54.5	52.9	57.6
経済産業省	42.4	42.4	41.2	38.2	44.8
国土交通省	16.0	12.8	14.3	7.7	9.7
環境省	12.5	0.0	14.3	0.0	11.1
合計	35.3	34.2	37.0	31.2	35.7

- (注) 1 平成30年度及び29年度のオンライン調査導入率は、当該年度中に実施された基幹統計調査及び一般統計調査に基づき算出(数値の取りまとめ時点で未集計などのためオンライン調査の状況が不詳であった調査を除く。)
- 2 平成27年度及び28年度のオンライン調査導入率は、統計調査等業務の最適化実施状況フォローアップ結果に基づく。
- 3 上記1及び2のとおり、平成30年度以前に対象としていた統計調査の範囲は、令和元年度以降に対象としているものとは異なることから、時系列比較をする際は注意を要する。

資料 9 統計関連業務の民間委託の状況

1 統計事務の民間委託の状況

令和2年度に国の行政機関が実施した基幹統計調査及び一般統計調査における統計事務の外部委託状況は表1のとおりであり、199 統計調査中 150 統計調査（全体の75.4%）において、何らかの事務について民間委託を実施している。また、契約方法等の詳細を含む民間委託状況は、表2のとおりである。

表1 令和2年度（2020年度）の府省別統計事務の委託状況

府省等名	統計調査数	委託状況			
		国のみで 実施	委託あり		
			地方公共団体	民間	独法等
人事院	3	0	0	1	2
内閣府	14(1)	1	1	12(1)	0
総務省	15(3)	0	5(1)	10(3)	12(1)
財務省	6(1)	2	0	4(1)	0
文部科学省	14(2)	5(1)	3	7(1)	0
厚生労働省	57(2)	4(1)	18	49(1)	6
農林水産省	33(1)	19	1	14(1)	0
経済産業省	29(4)	2	1(1)	27(4)	1(1)
国土交通省	31	3	4	28	4
環境省	4	0	1	4	0
合計	199(7)	35(1)	33(1)	150(6)	24(1)

- (注) 1 令和2年度（2020年度）に実施された基幹統計調査及び一般統計調査を対象としている。
 2 () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、統計調査数等の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の統計調査数等を単純合計しても、合計と一致しない。
 3 1つの統計調査であっても、調査票により委託状況が異なる場合は、該当する欄にそれぞれ計上しているため、統計調査数と委託状況の各欄の合計は一致しない。

表2 令和2年度（2020年度）の府省別民間委託状況

府省等名	民間委託 を行っている統計 調査数	調達方式			入札事業者の資格・認証等の設定状況				国庫債務 負担行為 の利用	委託工程			
		総合評価 落札方式	最低価格 落札方式	随意契約	プライバシ ーマーク、 JIS Q 15001	ISO9001、 JIS Q 9001	ISO20252、 JIS Y 20252	ISMS (ISO/ IEC27001、 JIS Q 27001)		その他	企画	準備 段階 ・実査	入力
人事院	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
内閣府	12(1)	4	8(1)	1	11(1)	6	5	10(1)	0	2	11(1)	12(1)	10
総務省	10(3)	9(3)	1	1	10(3)	8(3)	5(2)	7(2)	2	7(2)	10(3)	8(3)	7(3)
財務省	4(1)	1	3(1)	0	4(1)	1	0	4(1)	0	1	4(1)	4(1)	0
文部科学省	7(1)	2(1)	1	4	4(1)	2(1)	1	4(1)	2	0	5(1)	4(1)	7(1)
厚生労働省	49(1)	11(1)	28	22	46(1)	16(1)	0	37(1)	3	8	41(1)	45(1)	31(1)
農林水産省	14(1)	7(1)	6	1	7(1)	6(1)	4	8(1)	6(1)	4	11(1)	13(1)	14(1)
経済産業省	27(4)	18(4)	6	5	25(4)	14(4)	12(3)	21(4)	8(2)	13(3)	27(4)	27(4)	25(4)
国土交通省	28	4	20	5	13	4	0	9	6	2	25	25	15
環境省	4	2	2	2	1	0	0	0	1	0	3	3	4
合計	150(6)	53(5)	74(1)	42	115(6)	52(5)	24(3)	94(6)	26(2)	34(3)	131(6)	136(6)	108(5)

(注) 1 令和2年度（2020年度）に実施された基幹統計調査及び一般統計調査を対象としている。

2 () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、統計調査数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の統計調査数を単純合計しても、合計と一致しない。

3 1つの統計調査であっても、調査票により委託状況が異なる場合は、該当する欄にそれぞれ計上しているため、統計調査数と委託状況の各欄の合計は一致しない。

4 「入札事業者の資格・認証等の設定状況」欄の「その他」には、上表に記載した以外の「ISO27017」、「ISO50001」、「ISO14001」、「えるぼし」等の民間事業者において定着している資格・認証等が含まれる。

資料10 基幹統計、一般統計調査の結果及び加工統計のe-Statへの登録状況
(令和2年度(2020年度))

府省等名	基幹統計		一般統計調査の結果		加工統計	
	公表を行った件数	うちe-Statへの登録件数	公表を行った件数	うちe-Statへの登録件数	公表を行った件数	うちe-Statへの登録件数
人事院	0	0	3	3	0	0
内閣府	1	1	14(1)	13(1)	1	1
総務省	8(1)	8(1)	7	6	5	5
法務省	0	0	1	1	0	0
財務省	2	2	4(1)	3(1)	0	0
文部科学省	3	3	13(2)	13(2)	0	0
厚生労働省	8	8	48(2)	47(2)	2	2
農林水産省	6	6	23(1)	23(1)	10	10
経済産業省	8(1)	8(1)	20(2)	20(2)	8	8
国土交通省	8	8	22	22	5	5
環境省	0	0	6(1)	6(1)	0	0
合計	43(1)	43(1)	156(5)	152(5)	31	31
(参考) 令和元年度の実績	46(1)	46(1)	170(7)	161(6)	31	30

- (注1) 「基幹統計」には、統計調査により作成された基幹統計及び統計調査以外の方法により作成された基幹統計を計上している。
- (注2) 令和2年度(2020年度)に統計調査以外の方法により作成・公表された基幹統計は、国民経済計算(内閣府)、人口推計(総務省)、生命表(厚生労働省)、社会保障費用統計(厚生労働省)及び鉱工業指数(経済産業省)である。
- (注3) 「加工統計」には、基幹統計以外の加工統計を計上している。
- (注4) 「基幹統計」における()内の1は経済構造統計であり、総務省及び経済産業省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の件数を単純合計しても、合計と一致しない。また、「一般統計調査の結果」における()内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、共管調査は共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象調査数等の件数を単純合計しても、合計と一致しない。
- (注5) 加工統計には接続産業連関表(内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)が含まれるが、10府省の共同事業であるところ、便宜上、総務省で計上している。
- (注6) 「業務統計」については、資料7に別途記載している。

資料11 調査の概要等のe-Statへの登録状況
(令和2年度(2020年度))

府省等名	基幹統計				
	e-Statの登録件数	うち「調査の概要(統計の概要)」の登録件数	うち「分類項目・集計項目一覧」の登録件数	うち「地域区分」を登録すべき統計の数	うち「地域区分」の登録件数
人事院	0	0	0	0	0
内閣府	1	1	0	0	0
総務省	8(1)	8(1)	1(1)	4	1
法務省	0	0	0	0	0
財務省	2	2	0	1	0
文部科学省	3	3	0	0	0
厚生労働省	8	8	5	2	2
農林水産省	6	6	0	5	5
経済産業省	8(1)	8(1)	2(1)	4	2
国土交通省	8	7	8	4	4
環境省	0	0	0	0	0
合計	43(1)	42(1)	15(1)	20	14
(参考) 令和元年度の実績	46(1)	44(1)	14	24	16

- (注1) 本表は、統計調査により作成された基幹統計及び統計調査以外の方法により作成された基幹統計を計上している。
- (注2) 令和2年度(2020年度)に統計調査以外の方法により作成・公表された基幹統計は、国民経済計算(内閣府)、人口推計(総務省)、生命表(厚生労働省)、社会保障費用統計(厚生労働省)及び鉱工業指数(経済産業省)である。
- (注3) ()内の1は経済構造統計であり、総務省及び経済産業省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の件数を単純合計しても、合計と一致しない。
- (注4) 「「地域区分」を登録すべき統計」とは、地域別の結果を公表している統計のことをいう。

府省等名	一般統計調査の結果				
	e-Statの 登録件数	うち 「調査の概要 (統計の 概要)」 の登録件数	うち 「分類項目 ・集計項目一 覧」 の登録件数	うち 「地域区分」を 登録すべき 統計の数	うち 「地域区分」 の登録件数
人事院	3	3	0	0	0
内閣府	13(1)	11(1)	2	4	1
総務省	6	4	0	2	0
法務省	1	0	0	0	0
財務省	3(1)	3(1)	0	0	0
文部科学省	13(2)	13(2)	2	2(2)	0
厚生労働省	47(2)	44(2)	6	7(2)	4
農林水産省	23(1)	23(1)	0	11	9
経済産業省	20(2)	18(2)	2	6(1)	4
国土交通省	22	19	5	8	4
環境省	6(1)	6(1)	2	2(1)	0
合計	152(5)	139(5)	19	39(3)	22
(参考) 令和元年度の実績	161(6)	146(6)	22	54(4)	27(1)

(注1) ()内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象調査数等の件数を単純合計しても、合計と一致しない。
(注2) 「「地域区分」を登録すべき統計」とは、地域別の結果を公表している統計のことをいう。

府省等名	加工統計				
	e-Statの 登録件数	うち 「調査の概要 (統計の 概要)」 の登録件数	うち 「分類項目 ・集計項目一 覧」 の登録件数	うち 「地域区分」を 登録すべき 統計の数	うち 「地域区分」 の登録件数
人事院	0	0	0	0	0
内閣府	1	1	0	0	0
総務省	5	4	0	1	1
法務省	0	0	0	0	0
財務省	0	0	0	0	0
文部科学省	0	0	0	0	0
厚生労働省	2	2	1	0	0
農林水産省	10	7	0	2	1
経済産業省	8	8	0	0	0
国土交通省	5	5	4	2	2
環境省	0	0	0	0	0
合計	31	27	5	5	4
(参考) 令和元年度の実績	30	24	6	6	4

(注1) 本表は、基幹統計以外の加工統計を計上している。
(注2) 「「地域区分」を登録すべき統計」とは、地域別の結果を公表している統計のことをいう。
(注3) 加工統計には接続産業連関表(内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)が含まれるが、10府省の共同事業であるところ、便宜上、総務省で計上している。

資料12「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」第Ⅱ部 令和2年度フォローアップ

Ⅰ 令和2年度における新たな取組

各府省においては、「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」により、毎年度、府省ごとの課題に応じ重点化を図って取組を行うこととなっている。令和2年度(2020年度)における各府省の新たな取組は、以下のとおり。

府省名	取組事項
内閣官房	<p>【2(1) 能力開発】 内閣人事局が作成する業務統計の作成・提供、分析等を精確かつ効率的に行うため、職員に対して、調査や統計データ分析のための研修を積極的に受講させている。</p>
人事院	<p>【2(1) 能力開発】 人事院人事課主催の統計研修について、令和3年3月4日に実施した(受講者13名)。 統計データアナリスト等の確保・育成計画を作成した。</p>
内閣府	<p>【2(1) 能力開発】 内閣府及び他府省の職員が、経済・社会活動の調査分析など職務上必要とされる知識や技能の習得・向上を図るとともに、経済の重要問題についての分析能力を養うことを目的とし、計量経済分析、経済理論等に関する経済研修、国民経済計算(SNA)統計等の概念、統計作成研修を実施した。さらに、EBPMに関して、EBPMにおけるエビデンス、エビデンスのためのデータの設計・分析の方法、ロジックモデルの作成等、EBPMの基礎的知識及び統計ソフトの実習を含む実践的な知識を学ぶための研修をオンラインにて実施した。 統計データアナリスト及び統計データアナリスト補の確保・育成について、今後5年間(令和3年度(2021年度)～7年度(2025年度))の育成目標数等の計画を定めた。</p>
宮内庁	<p>【2(1) 能力開発】 EBPMに関する知見の習得や、EBPMに関する課題を認識するため、研修受講をすすめる計画を作成し、当庁におけるEBPM担当職員を、関連する研修に派遣した(令和2年度はリモートにより受講)。</p>
警察庁	<p>【2(1) 能力開発】 統計データアナリスト等の確保・育成計画を作成した。</p>
個人情報保護委員会	<p>【2(1) 能力開発】 当委員会では統計調査を所管していないものの、統計データの分析については政策立案一般において重要なスキルと認識しており、職員の統計リテラシー向上を課題と考えている。 そのため、令和2年度から、総務省統計研究所の実施する統計研修(オンライン)の受講を新規採用職員に受講させることとし、人材の育成に取り組んだ。</p>

府省名	取組事項
消費者庁	<p>消費者庁においては、基幹統計調査、一般統計調査等の統計法に基づく統計調査を実施しておらず、専ら統計作成を行う部署はな く業務の一部として意識調査を含む統計の作成を行っているところであるが、データの適切な取得・利活用等の観点から職員の統計 リテラシーを高めるため、以下の取組を実施した。</p> <p>【2 (1) 能力開発】 令和2年度以降の新規採用職員研修において、統計・EBPMに関する内容の講義を組み込み、本講義の中で総務省において作成 する「初めて学ぶ統計」(ダイジェスト版)を活用している。 また、統計データアナリスト等の確保・育成計画を作成した。</p> <p>【3 外部人材の活用】 消費者庁において実施する行政事業レビューや政策評価等の評価体系の見直しに係る検討に当たって、統計学の専門家等に政策効 果の検証・分析手法等についてヒアリングを行った。</p>
総務省	<p>【1 (1) 採用】 総務省統計局では、一般職技術系職員を指す者を対象として作成したリーフレットを活用した採用活動を引き続き行なった。</p> <p>【2 (1) 能力開発】 統計データアナリスト等の確保・育成計画を作成し、今後5年間の育成目標数を設定した。</p> <p>オンライン統計研修「初めて学ぶ統計」について、各府省・地方公共団体の新規採用職員や政策立案を行う者も新たな対象として 教材のリニューアルを行い、令和2年度(2020年度)に開講した。(令和2年度(2020年度)修了者数:3,897名) また、EBPMを通じた政策の質の向上を進めていく上で有用な知識が習得できるよう、総務省統計局が提供している「データサイエ ンス・オンライン講座」(3講座)を統計研修所の実施するオンライン統計研修として令和3年度(2021年度)から開講できる よう仕組みを構築した。</p> <p>【4 地方統計部門の支援】 統計データ活用センターを中心として都道府県や市区町村の政策立案に統計データの利活用を促すための取組を引き続き推進し た。</p>
法務省	<p>【2 (1) 能力開発】 令和3年度から7年度までの統計データアナリスト等の確保・育成計画を作成しており、今後、統計業務に携わる職員を対象に、 総務省統計研修所が実施する初級又は中級研修の受講を働きかけていきたい。</p>
財務省	<p>【2 (1) 能力開発】 企業統計の設計等の分析を中心として、統計全般の分析審査等を行う企業統計分析官を設置した。 統計データアナリスト等の確保・育成計画について策定を行った。</p>

取組事項	
府省名 文部科学省	<p>【2 (1) 能力開発】 総務省統計研究所実施、統計研修の受講履歴等能力開発に係る情報について、蓄積・管理し、統計人材の配置に活用した。また、省内の統計調査を取りまとめている調査企画課を中心として、統計データアナリスト等を育成するための計画を作成した。</p>
厚生労働省	<p>【2 (1) 能力開発】 EBPMを推進するため、統計データ作成業務・分析業務に精通した能力の高い人材の確保・育成、政策立案部局における職員の情報活用能力、データ分析能力の向上を図ることを目的として、平成30～令和2年度を期間とした「政策立案のための能力（統計データ作成・活用・分析能力）の向上に向けた厚生労働省人材育成基本方針」（以下「人材育成基本方針」という。）を策定し、計画的な人材育成に取り組んできたところである。</p> <p>令和2年度においては、統計不適切事案を踏まえ、統計に関する認識・リテラシーの向上に関する研修の強化を目的として、令和2年4月1日付けで人材育成基本方針の改定を行い、新たに全職員及び幹部職員を対象とした研修を実施するとともに、研修の受講機会を拡大するため、eラーニングコンテンツの拡充を行った。</p> <p>統計データアナリスト等の認定の基本的な考え方により、厚生労働省における令和3～7年度の「統計データアナリスト等の確保・育成計画」を策定した。</p>
農林水産省	<p>【2 (1) 能力開発】 農業・農村や食品産業を取り巻く環境、農業関連施策の動向・課題、国際的な食料をめぐる事情など、食料・農業・農村政策全般に対する知識を深めるとともに、地方公共団体等からの院生との交流を通じて地方の農業や行政の実態を学ぶことにより、農業政策の企画・立案・実行に必要な知識を習得するとともに、最新の高度なデータ処理・分析やEBPMの実践に必要な知識及び技術を獲得することを目的とし、平成31年4月から政策分析力、政策構想力の向上を目的に政策研究大学院大学へ職員を派遣している。</p> <p>また、基幹統計及び一般統計調査を所管している課室に配置するためのデータアナリスト確保の重要性に鑑み、統計データアナリスト研修への参加推薦を行った。</p>
経済産業省	<p>【2 (1) 能力開発】 統計専門人材の育成に向けた、統計検定取得推進のための研修の実施および令和3年度以降の研修制度の見直しの実施</p> <p>「統計データアナリスト等の認定の基本的な考え方」（令和3年2月12日統計行政推進会議申合せ）に基づき、統計データアナリスト等の確保・育成計画を策定</p>
国土交通省	<p>【2 (1) 能力開発】 「統計データアナリスト等の認定の基本的な考え方（令和3年2月12日統計行政推進会議申合せ）」において、統計データアナリスト及び統計データアナリスト補（以下、統計データアナリスト等）の確保・育成を効果あるものとするため、令和3年度から7年度までの育成目標数を設定することとされていることから、当省における統計データアナリスト等の確保・育成に係る計画を踏まえ、統計データアナリスト等の配置を推進し、総務省統計研究所が実施する統計データアナリスト等の認定要件となる研修等へ参加するよう統計職員に対し奨励し、統計人材の技能向上に努めた。</p>

取組事項	
府省名 環境省	<p>【2(1)能力開発】 高い専門性を有する職員を計画的に育成・確保するため、令和3～7年度における統計データアナリスト、統計データアナリスト補の確保・育成及び研修等受講計画を策定した。</p>
原子力規制委員会	<p>【2(1)能力開発】 「統計データアナリスト等の確保・育成計画」を作成し、統計データのユーザーとして、研修の受講等を通じて業務上必要となる職員の能力向上を図っていくこととした。</p>
防衛省	<p>【2(1)能力開発】 防衛省の統計業務を取りまとめている企画評価課や業務統計を所管している部署の統計に携わる業務に従事する職員は、責任をもって統計業務に携われるように、原則としてオンライン研修を受講することとし、統計人材の育成を進めている。具体的な取組として、省内に統計研修を広く周知した。</p>

Ⅱ 人事交流や外部人材の採用等に関する令和2年度の実績

①統計研修の修了者数

(IEBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針)第Ⅱ部2(1)②イ・5①(関連)

○総務省統計研究研修所が実施している統計研修の修了者数

	統計取扱業務担当職員向け研修		統計担当者向け入門	統計実務職員向け研修		分野別研修
	【オンライン研修】 初めて学ぶ統計			本科	統計データアナリスト補研修(統計利用の基本、統計分析の基本、調査設計の基本)及びアナリスト研修(注)	
内閣官房	0	0	0	0	7	0
人事院	45	0	0	0	5	104
内閣府	40	0	0	0	5	52
公正取引委員会	18	0	0	0	0	26
警察庁	15	1	1	0	7	16
個人情報保護委員会	4	0	0	0	0	0
消費者庁	22	0	0	0	4	27
復興庁	0	0	0	0	3	0
総務省	107	15	15	1	12	144
法務省	80	1	1	0	4	74
外務省	2	0	0	0	3	0
財務省	1,006	15	15	6	22	987
文部科学省	79	1	1	1	7	31
厚生労働省	188	1	1	0	8	145
農林水産省	129	2	2	1	8	185
経済産業省	31	0	0	0	12	46
国土交通省	187	12	12	1	15	219
環境省	8	0	0	0	4	14
防衛省	34	4	4	1	11	48

(注)当該項目の修了者数は延べ人数。

○上記表の統計研修に相当する各府省独自の研修の修了者数

	統計取扱業務担当職員向け研修(オンライン)	統計取扱業務担当職員向け研修(左記以外)	統計実務職員向け研修(本科)	統計実務職員向け研修(左記以外)	分野別研修
内閣府	0	354	0	0	0
厚生労働省	241	45	0	190	180
農林水産省	10	0	0	0	0
経済産業省	57	10	18	42	27

※基幹統計所管府省のみ。

②統計職員が取得している資格や学位
 (「方針」第Ⅱ部2(1)②ウ関連)

	統計検定の合格者数	修士・博士号を有する者
内閣府	6	27
総務省	23	56
財務省	1	1
文部科学省	0	6
厚生労働省	2	9
農林水産省	0	13
経済産業省	22	2

※令和3年(2021年)3月末時点。

※いずれも、基幹統計所管府省のみ。

※「統計検定」には、統計調査士・専門統計調査士を含む。

③統計部門における府省間の人事交流
 (「方針」第Ⅱ部2(2)①・5①関連)

	自府省統計部門への受入	他府省統計部門への派遣
内閣府	13名 (厚生労働省より1名、総務省より8名、農林水産省より1名、財務省より2名、文部科学省より1名)	3名 (総務省へ2名、国土交通省へ1名)
総務省	17名 (内閣府より2名、財務省より3名、厚生労働省より5名、経済産業省より2名、農林水産省より3名、国土交通省より1名、文部科学省より1名)	14名 (内閣府へ8名、財務省へ1名、厚生労働省へ1名、経済産業省へ1名、農林水産省へ2名、文部科学省へ1名)
財務省	1名 (総務省より1名)	5名 (総務省へ3名、内閣府へ2名)
文部科学省	1名 (総務省より1名)	2名 (総務省へ1名、内閣府へ1名)
厚生労働省	1名 (総務省より1名)	6名 (総務省へ5名、内閣府へ1名)
農林水産省	2名 (総務省より2名)	4名 (国土交通省へ1名、総務省へ2名、内閣府へ1名)
経済産業省	1名 (総務省より1名)	2名 (総務省へ2名)
国土交通省	2名 (内閣府より1名、農林水産省より1名)	1名 (総務省へ1名)

<p>④人材の派遣・受入や共同研究等を通じた学界との交流 <small>(「方針」第Ⅱ部2(2)②関連)</small></p>	<table border="1"> <tr> <td>大学等の研究機関への人材派遣</td> <td>大学等の研究機関から自府省統計部門への人材受入</td> <td>大学等の研究機関との共同研究等</td> </tr> <tr> <td>公正取引委員会 3名(大学等の高等教育機関へ3名)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>総務省 2名(大学等の高等教育機関へ2名)</td> <td>-</td> <td>12件</td> </tr> </table> <p>※各府省の統計業務に資することを目的として行われているもの。 ※「共同研究」とは、共著論文の執筆や学界での共同発表等。</p>	大学等の研究機関への人材派遣	大学等の研究機関から自府省統計部門への人材受入	大学等の研究機関との共同研究等	公正取引委員会 3名(大学等の高等教育機関へ3名)	-	-	総務省 2名(大学等の高等教育機関へ2名)	-	12件																																		
大学等の研究機関への人材派遣	大学等の研究機関から自府省統計部門への人材受入	大学等の研究機関との共同研究等																																										
公正取引委員会 3名(大学等の高等教育機関へ3名)	-	-																																										
総務省 2名(大学等の高等教育機関へ2名)	-	12件																																										
<p>⑤国際機関や海外の統計機関への人材派遣への人材の派遣・交流 <small>(「方針」第Ⅱ部2(2)②関連)</small></p>	<p>○国際機関や海外の統計機関への人材派遣 延べ54名(国際機関へ6名、その他の海外の統計機関へ48名)</p> <p>○国際機関や海外の統計機関との交流 統計に関する国際会議の主催：0件、統計に関する国際会議への参加：40件、参加延べ107名</p>																																											
<p>⑥政府統計部門における外部人材の受入実績 <small>(「方針」第Ⅱ部1(1)④・③①・②関連)</small></p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>内閣府</th> <th>総務省</th> <th>厚生労働省</th> <th>経済産業省</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">常勤</td> <td>任期付職員法に基づく任期付職員</td> <td>4</td> <td>9</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>任期付職員法に基づく任期付研究員</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>官民交流法に基づく採用職員(任期付)</td> <td>3</td> <td>-</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>臨時的任用職員など(任期付)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>行政実務研修員</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">非常勤</td> <td>専門職非常勤職員</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>客員研究員等(非常勤)</td> <td>6</td> <td>22</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他の非常勤職員</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>19</td> <td>35</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和3年(2021年)3月末時点。</p>		内閣府	総務省	厚生労働省	経済産業省	常勤	任期付職員法に基づく任期付職員	4	9	1	任期付職員法に基づく任期付研究員	1	-	-	官民交流法に基づく採用職員(任期付)	3	-	1	臨時的任用職員など(任期付)	-	-	-	行政実務研修員	-	-	-	非常勤	専門職非常勤職員	1	3	-	客員研究員等(非常勤)	6	22	-	その他の非常勤職員	4	1	1	合計	19	35	1
	内閣府	総務省	厚生労働省	経済産業省																																								
常勤	任期付職員法に基づく任期付職員	4	9	1																																								
	任期付職員法に基づく任期付研究員	1	-	-																																								
	官民交流法に基づく採用職員(任期付)	3	-	1																																								
	臨時的任用職員など(任期付)	-	-	-																																								
	行政実務研修員	-	-	-																																								
非常勤	専門職非常勤職員	1	3	-																																								
	客員研究員等(非常勤)	6	22	-																																								
	その他の非常勤職員	4	1	1																																								
	合計	19	35	1																																								
<p>⑦国・地方間の人事交流 <small>(「方針」第Ⅱ部4①関連)</small></p>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>自府省統計部門への受入</td> <td>地方公共団体統計部門への派遣</td> </tr> <tr> <td>内閣府</td> <td>2名 (島根県及び北海道より各1名)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>総務省</td> <td>3名 (千葉県より3名、長崎県より1名)</td> <td>2名 (千葉県及び長崎県へ各1名)</td> </tr> </table>		自府省統計部門への受入	地方公共団体統計部門への派遣	内閣府	2名 (島根県及び北海道より各1名)	-	総務省	3名 (千葉県より3名、長崎県より1名)	2名 (千葉県及び長崎県へ各1名)																																		
	自府省統計部門への受入	地方公共団体統計部門への派遣																																										
内閣府	2名 (島根県及び北海道より各1名)	-																																										
総務省	3名 (千葉県より3名、長崎県より1名)	2名 (千葉県及び長崎県へ各1名)																																										

資料13 基幹統計及び基幹統計調査一覧

(令和2年度(2020年度)末現在)

府省名	基幹統計	基幹統計調査 (左に掲げた基幹統計の作成を 目的とする統計調査)	府省名	基幹統計	基幹統計調査 (左に掲げた基幹統計の作成を 目的とする統計調査)
内閣府 総務省	国民経済計算(※)	-	農林水産省	農林業構造統計	農林業センサス
	国勢統計	国勢調査		牛乳乳製品統計	牛乳乳製品統計調査
	住宅・土地統計	住宅・土地統計調査		作物統計	作物統計調査
	労働力統計	労働力調査		海面漁業生産統計	海面漁業生産統計調査
	小売物価統計	小売物価統計調査		漁業構造統計	漁業センサス
	家計統計	家計調査		木材統計	木材統計調査
	個人企業経済統計	個人企業経済調査		農業経営統計	農業経営統計調査
	科学技術研究統計	科学技術研究調査		経済産業省生産動態統計	経済産業省生産動態統計調査
	地方公務員給与実態統計	地方公務員給与実態調査		ガス事業生産動態統計	ガス事業生産動態統計調査
	就業構造基本統計	就業構造基本調査		石油製品需給動態統計	石油製品需給動態統計調査
	全国家計構造統計	全国家計構造調査		商業動態統計	商業動態統計調査
	社会生活基本統計	社会生活基本調査		経済産業省特定業種石油等消費統計	経済産業省特定業種石油等消費統計調査
	人口推計(※)	-		経済産業省企業活動基本統計	経済産業省企業活動基本調査
	法人企業統計	法人企業統計調査		鉱工業指数(※)	-
財務省	民間給与実態統計	民間給与実態統計調査	国土交通省	港湾統計	港湾調査
	学校基本統計	学校基本調査		造船機統計	造船機統計調査
	学校保健統計	学校保健統計調査		建築着工統計	建築着工統計調査
	学校教員統計	学校教員統計調査		鉄道車両等生産動態統計	鉄道車両等生産動態統計調査
	社会教育統計	社会教育調査		建設工事統計	建設工事統計調査
	人口動態統計	人口動態調査		船員労働統計	船員労働統計調査
	毎月勤労統計	毎月勤労統計調査		自動車輸送統計	自動車輸送統計調査
	乗事工業生産動態統計	乗事工業生産動態統計調査		内航船舶輸送統計	内航船舶輸送統計調査
	医療施設統計	医療施設調査		法人土地・建物基本統計	法人土地・建物基本調査(注3)
	患者統計	患者調査		経済構造統計	経済センサス-基礎調査(注3)
賃金構造基本統計	賃金構造基本統計調査	工業統計調査	工業統計調査		
国民生活基礎統計	国民生活基礎調査	経済構造実態調査	経済構造実態調査		
生命表(※)	-				
社会保障費用統計(※)	-	10府省(注2)	産業連関表(※)	-	

(注1)「基幹統計」欄に(※)を付したものは、統計調査以外の方法により作成される基幹統計であることから、対応する基幹統計調査の欄は空欄になっている。

(注2)内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省

(注3)経済センサス-基礎調査は、総務省の単独調査として実施。経済センサス-活動調査は、総務省及び経済産業省の共管調査として実施

資料14 基幹統計調査の承認一覧

(令和2年度(2020年度))

実施府省	基幹統計調査の名称	承認年月日
総務省	国勢調査	令和2年8月27日 令和2年10月20日
	小売物価統計調査	令和2年9月23日
	全国家計構造調査	令和2年10月27日
	社会生活基本調査	令和3年2月24日
財務省	法人企業統計調査	令和2年6月22日
	民間給与実態統計調査	令和2年10月27日
文部科学省	学校基本調査	令和2年5月14日 令和3年2月24日
	学校教員統計調査	令和2年5月14日
	学校保健統計調査	令和2年5月18日
	社会教育調査	令和2年12月25日
厚生労働省	国民生活基礎調査	令和2年4月10日 令和2年10月22日 令和3年2月5日
	医療施設調査	令和2年7月7日
	患者調査	令和2年7月8日
	毎月勤労統計調査	令和2年7月10日 令和3年3月25日
	人口動態調査	令和3年1月26日
農林水産省	農林業センサス	令和2年5月1日
	牛乳乳製品統計調査	令和2年5月28日
	農業経営統計調査	令和2年9月18日
	海面漁業生産統計調査	令和2年11月24日
経済産業省	経済産業省企業活動基本調査	令和2年6月9日
	商業動態統計調査	令和2年9月23日
	石油製品需給動態統計調査	令和2年11月5日
国土交通省	船員労働統計調査	令和3年3月17日
総務省・経済産業省	工業統計調査	令和2年5月25日

(注) 本表は、法第11条の規定に基づき、令和2年度(2020年度)中に総務大臣に申請され、同年度中に承認が行われた基幹統計調査の承認状況についてまとめたものである。

資料15 基幹統計調査の年度別承認件数

(平成28年度(2016年度)～令和2年度(2020年度))

府省名	令和 2年度 (2020年度)	令和 元年度 (2019年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 28年度 (2016年度)
総務省	9*(2)	8*	8*	6(2)	8*(2)
財務省	2	2(2)	1	0	0
文部科学省	5(2)	2	1	2	2
厚生労働省	8(5)	6(2)	4	5(2)	6(2)
農林水産省	4	6(4)	5	3	3
経済産業省	5*	6*(2)	6*(2*)	1	6*(2)
国土交通省	1	7(2)	1	2	0
合計	32(9)	35(12)	24(2)	19(4)	24(6)

(注1) ()内の数値は同年度内に同一の調査で複数回承認を受けたものの内数。

(注2) 「*」は複数の府省が共同で行う調査(令和2年度(2020年度)経済センサス-活動調査と工業統計調査。平成30年度(2018年度)及び令和元年度(2019年度)は経済構造実態調査と工業統計調査、平成28年度(2016年度)は経済センサス-活動調査)。共管府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

資料16 基幹統計の公表までの期間

経常調査により作成された基幹統計の公表状況 (令和元年度(2019年度)、令和2年度(2020年度))

府省名	公表を行った件数 (件)		公表までの平均期間 (日)	
	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度
総務省	6(1)	6(1)	123	59
財務省	2	2	72	41
文部科学省	2	2	91	86
厚生労働省	6	6	120	98
農林水産省	5	5	28	27
経済産業省	7(1)	8(1)	81	94
国土交通省	8	8	49	49
合計/全体平均	35(1)	36(1)	81	65

- (注1) 令和2年度(2020年度)に第一報の公表を行った基幹統計を計上している。
- (注2) 公表までの平均期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数の平均である。
- (注3) 1つの基幹統計の作成に当たり、月次調査・年次調査がある場合など、公表までの期間が複数種類ある場合、最も短い公表までの期間によって平均期間の計算を行っている。
- (注4) 統計調査以外の方法により作成される基幹統計である国民経済計算(内閣府)、人口推計(総務省)、生命表(厚生労働省)、社会保障費用統計(厚生労働省)及び鉱工業指数(経済産業省)並びに周期調査により作成される基幹統計の公表までの平均期間は算出していない。
- (注5) ()内の1は経済構造統計であり、総務省及び経済産業省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の公表を行った件数を単純合計しても、合計と一致しない。
- (注6) 本表でいう「経常調査」とは1年以下の周期(毎月、毎四半期、半年など)で行われる統計調査を指す。

周期調査等により作成された基幹統計の公表までの期間 (令和2年度(2020年度))

府省名	基幹統計調査の名称	調査の 周期	公表までの期間 (今回調査)	公表までの期間 (前回調査)	前回調査 との差
総務省	全国家計構造調査	5年	423日 (R3.2公表)	223日 (H27.7公表)	+200日
文部科学省	学校教員統計調査	3年	378日 (R2.12公表)	278日 (H29.9公表)	+100日
農林水産省	農林業センサス	5年	150日 (R2.11公表)	150日 (H27.11公表)	0日

- (注1) 公表までの期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数である。
- (注2) 本表でいう「周期調査」とは1年を超える周期(2年に1回、5年に1回など)で行われる統計調査を指す。

資料17 一般統計調査の承認一覧

(令和2年度(2020年度))

実施府省	一般統計調査の名称	承認年月日
人事院	職種別民間給与実態調査	令和2年4月10日 令和3年3月24日
	退職公務員生活状況調査	令和2年8月17日
	民間企業の勤務条件制度等調査	令和2年9月29日
内閣府	機械受注統計調査	令和2年5月25日
	青少年のインターネット利用環境実態調査	令和2年8月17日
	男女間における暴力に関する調査	令和2年8月19日
	SDGsに関する全国アンケート調査	令和2年9月18日
	高齢者の生活と意識に関する国際比較調査	令和2年10月20日
	子供の生活状況調査	令和2年10月26日
	特定非営利活動法人に関する実態調査	令和2年12月4日
総務省	産業連関構造調査(通信・放送業等投入調査)	令和3年2月9日
文部科学省	民間企業の研究活動に関する調査	令和2年6月23日
	全国イノベーション調査	令和2年10月15日
	学校給食実施状況等調査	令和2年12月23日
	学術情報基盤実態調査	令和3年2月18日
	学校給食栄養報告	令和3年2月18日
	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	令和3年2月25日
厚生労働省	国民年金被保険者実態調査	令和2年4月10日
	介護事業実態調査(介護従事者処遇状況等調査(臨時調査))	令和2年4月17日
	受療行動調査	令和2年4月24日
	保健師活動領域調査(領域調査)	令和2年5月8日
	介護事業実態調査	令和2年5月8日
	食肉検査等情報還元調査	令和2年5月13日
	最低賃金に関する実態調査	令和2年5月13日
	有期労働契約に関する実態調査	令和2年5月14日
	障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査(臨時調査)	令和2年5月14日
	介護サービス施設・事業所調査	令和2年5月15日
	障害福祉サービス等経営実態調査	令和2年5月28日
	労使関係総合調査	令和2年5月29日
	労働安全衛生調査	令和2年6月4日 令和3年3月2日
	雇用動向調査	令和2年6月8日 令和2年8月24日 令和3年3月8日
	健康保険・船員保険被保険者実態調査	令和2年6月15日
	医師少数区域経験認定医師に関する調査	令和2年6月25日
	転職者実態調査	令和2年7月3日 令和2年9月4日

実施府省	一般統計調査の名称	承認年月日
厚生労働省	就労条件総合調査	令和2年7月9日
	小規模事業所勤労統計調査	令和2年7月15日
	21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）	令和2年7月28日
	医療給付実態調査	令和2年7月31日
	医薬品・医療機器産業実態調査	令和2年8月7日
	家内労働等実態調査	令和2年8月17日
	院内感染対策サーベイランス	令和2年8月27日
	雇用均等基本調査	令和2年9月1日
	地域児童福祉事業等調査	令和2年9月4日
	医薬品価格調査	令和2年9月7日
	年金制度基礎調査	令和2年9月16日
	有期労働契約に関する実態調査（個人調査）	令和2年10月22日
	能力開発基本調査	令和2年11月5日
	就業形態の多様化に関する総合実態調査	令和2年11月26日
	裁量労働制実態調査	令和2年11月30日
	喫煙環境に関する実態調査	令和2年12月25日
	社会保障・人口問題基本調査	令和3年1月26日
	被保護者調査	令和3年2月5日
	21世紀成年者縦断調査（国民の生活に関する継続調査）	令和3年2月15日
	所得再分配調査	令和3年2月18日
	社会保障生計調査	令和3年3月2日
社会福祉施設等調査	令和3年3月18日	
「医療費の動向」調査	令和3年3月31日	
農林水産省	特定作物統計調査	令和2年4月30日
	農業構造動態調査	令和2年5月7日
	油糧生産実績調査	令和2年7月9日
	農業協同組合及び同連合会一斉調査	令和2年7月15日
	漁業経営統計調査	令和2年9月2日
	新規就農者調査	令和2年9月15日
	花木等生産状況調査	令和2年9月23日
	水産物流通調査（水産加工（陸上）調査）	令和2年10月29日
	農道整備状況調査	令和2年11月3日
	集落営農実態調査	令和2年11月30日
	内水面漁業生産統計調査	令和3年1月6日
	野生鳥獣資源利用実態調査	令和3年1月7日
	土壌改良資材の農業用払出量調査	令和3年2月18日
	水産物流通調査（産地水産物用途別出荷量調査、冷蔵水産物在庫量調査）	令和3年3月17日
	経済産業省	特定サービス産業動態統計調査
石油設備調査		令和2年6月18日
産業連関構造調査（鉱工業投入調査）		令和2年7月31日
国土交通省	水害統計調査	令和2年8月13日
	建設機械動向調査	令和2年8月19日

実施府省	一般統計調査の名称	承認年月日
国土交通省	全国道路・街路交通情勢調査 自動車起終点調査	令和2年10月29日
	パーソントリップ調査	令和3年2月18日
	国際航空旅客動態調査	令和3年2月26日
環境省	食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査	令和2年9月18日
文部科学省・厚生労働省	21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）	令和2年12月3日

（注）本表は、法第19条又は第21条の規定に基づき、総務大臣に申請され、令和2年度中に承認された一般統計調査の承認状況についてまとめたものである。

資料 18 一般統計調査の年度別承認件数

(平成 28 年度 (2016 年度) ~令和 2 年度 (2020 年度))

府省名	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 元年度 (2019 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)
人事院	4	3	3	3	3
内閣府	7	8	7(1)	8	6
総務省	1	8(1)	4	13(1)	9
法務省	0	2	1	0	0
財務省	0	2	2(1)	0	2
文部科学省	7(1)	10(1)	7(1)	9(1)	9(1)
厚生労働省	45(1)	36(1)	21(1)	31(1)	29(1)
農林水産省	14	7	11	10(1)	13
経済産業省	3	11(2)	9(1)	12(2)	9(1)
国土交通省	5	10	17(1)	6	6(1)
環境省	1	3(1)	0	3	4
合計	86(1)	97(3)	79(3)	92(3)	88(2)

(注1) () 内の数値は共管調査 (複数の府省が共同で行う調査) の数であり、承認した統計調査件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ 1 件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

(注2) 複数回承認されている場合は、それぞれ 1 件と計上している。

資料19 一般統計調査の結果の公表までの期間

一般統計調査（経常調査）結果の公表までの平均期間
（令和2年度（2020年度））

府省等名	公表を行った件数 (件)	公表までの平均期間 (日)
人事院	2	167
内閣府	10(1)	56
総務省	4	62
財務省	3(1)	116
文部科学省	11(2)	164
厚生労働省	38(2)	230
農林水産省	22(1)	84
経済産業省	18(1)	100
国土交通省	18	109
環境省	5	177
合計／全体平均	127(4)	127
(参考) 令和元年度（2019年 度）の実績	128(5)	118

- (注1) 令和2年度（2020年度）に第一報の公表を行った一般統計調査を計上している。
- (注2) 公表までの平均期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数の平均である。
- (注3) 1つの一般統計調査において、月次調査・年次調査がある場合など、公表までの期間が複数種類ある場合、最も短い公表までの期間によって平均期間の計算を行っている。
- (注4) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、公表を行った一般統計調査の結果の件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の公表を行った一般統計調査の結果の件数を単純合計しても、合計には一致しない。
- (注5) 本表でいう「経常調査」とは1年以下の周期（毎月、毎四半期、半年など）で行われる統計調査を指す。

一般統計調査（周期調査）の結果の公表までの期間
（令和2年度（2020年度））

府省名	一般統計調査の名称	調査の 周期	公表までの期間 (今回調査)	公表までの期間 (前回調査)	前回調査 との差
内閣府	男女間における暴力に関する調査	3年	95日 (R3.3公表)	89日 (H30.3公表)	+6日
	市民の社会貢献に関する実態調査	3年	182日 (R2.6公表)	141日 (H29.3公表)	+41日
総務省	全国単身世帯収支実態調査	5年	449日 (R3.2公表)	228日 (H27.7公表)	+221日
	産業連関構造調査（サービス産業・非営利団体等調査）	5年	951日 (R2.6公表)	358日 (H25.7公表)	+593日
文部科学省	学校給食栄養報告	2年	179日 (R2.6公表)	182日 (R1.6公表)	-3日

府省名	一般統計調査の名称	調査の 周期	公表までの期間 (今回調査)	公表までの期間 (前回調査)	前回調査 との差
	ポストドクター等の雇用・ 進路に関する調査	3年	238日 (R2.9公表)	200日 (H29.8公表)	+38日
厚生労働省	障害福祉サービス等従事者 処遇状況等調査	不定期	154日 (R2.11公表)	139日 (H31.4公表)	+15日
	無医地区等調査	5年	84日 (R2.5公表)	441日 (H28.3公表)	-357日
	無歯科医地区等調査	5年	84日 (R2.5公表)	411日 (H28.3公表)	-357日
	労務費率調査	3年	129日 (R2.11公表)	192日 (H29.12公表)	-63日
	障害福祉サービス等経営実 態調査	3年	104日 (R2.11公表)	84日 (H29.11公表)	+20日
	介護事業実態調査(介護従 事者処遇状況等調査)	3年	158日 (R2.10公表)	147日 (H31.4公表)	+11日
	介護事業実態調査(介護事 業経営実態調査)	3年	122日 (R2.10公表)	148日 (H29.10公表)	-26日
	労働安全衛生調査(労働環 境調査)	5年	287日 (R2.9公表)	301日 (H27.9公表)	-14日
	雇用の構造に関する実態調 査(就業形態の多様化に関 する総合実態調査)	不定期	380日 (R3.2公表)	339日 (H27.11公表)	+41日
農林水産省	都道府県知事認可漁業協同 組合の職員に関する一斉調 査	2年	221日 (R2.4公表)	256日 (H30.5公表)	-35日
経済産業省	石油設備調査	2年	61日 (R2.9公表)	110日 (H30.9公表)	-49日
国土交通省	建設機械動向調査	2年	121日 (R3.3公表)	133日 (R1.6公表)	-12日
	建設業構造実態調査	5年	224日 (R2.10公表)	256日 (H27.9公表)	-32日
	航空旅客動態調査	2年	304日 (R2.10公表)	304日 (H30.10公表)	0日

(注1) 公表までの期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数である。なお、1つの統計調査において、公表までの期間が複数種類ある場合、最も短い公表までの期間を記載している。

(注2) 本表でいう「周期調査」とは1年を超える周期(2年に1回、5年に1回など)で行われる統計調査を指す。

(注3) 新規調査及び1回限りで行われた調査については、記載していない。

資料20 都道府県別統計調査の届出件数

(令和2年度(2020年度))

都道府県名	届出件数		都道府県名	届出件数	
	新規	変更		新規	変更
北海道	0	0	滋賀県	8	16
青森県	4	2	京都府	2	2
岩手県	1	2	大阪府	4(1)	3
宮城県	1	2(1)	兵庫県	0	1
秋田県	1	0	奈良県	3	4
山形県	0	1	和歌山県	2	0
福島県	1	0	鳥取県	1	5
茨城県	0	0	島根県	2	1
栃木県	1	2	岡山県	1	0
群馬県	2	0	広島県	0	1
埼玉県	6	2	山口県	0	4
千葉県	3	6	徳島県	0	0
東京都	10	11	香川県	1	0
神奈川県	3	5	愛媛県	1	1
新潟県	0	5(1)	高知県	27	25
富山県	2	0	福岡県	1	1
石川県	1	1	佐賀県	8	1
福井県	1	2	長崎県	3	0
山梨県	4	1	熊本県	0	1
長野県	1	1	大分県	0	1
岐阜県	3	2	宮崎県	9	2
静岡県	2	3	鹿児島県	0	1
愛知県	4	8	沖縄県	2	2
三重県	4	3	合計	130(1)	131(2)

(注1) ()内の数値は共管調査(複数の地方公共団体が共同で行う調査)の数である。

(注2) 都道府県と指定都市が共管している調査については、それぞれに計上している。

資料21 指定都市別統計調査の届出件数

(令和2年度(2020年度))

指定都市名	届出件数		指定都市名	届出件数	
	新規	変更		新規	変更
札幌市	1	2	京都市	1	0
仙台市	3	2(1)	大阪市	3(1)	0
さいたま市	1	1	堺市	0	0
千葉市	1	0	神戸市	3	4
横浜市	2	0	岡山市	3	0
川崎市	3	3	広島市	3	1
相模原市	1	0	北九州市	14	5
新潟市	2	3(1)	福岡市	7	7
静岡市	0	1	熊本市	2	2
浜松市	0	0			
名古屋市	9	1	合計	59(1)	32(2)

(注1) ()内の数値は共管調査(複数の地方公共団体が共同で行う調査)の数である。

(注2) 都道府県と指定都市が共管している調査については、それぞれに計上している。

資料22 統計委員会委員名簿

(令和2年(2020年)4月1日～令和2年(2020年)6月30日)

委員長	北村 行伸	立正大学経済学部教授
委員長代理	椿 広計	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構理事 情報・システム研究機構統計数理研究所長
委員	岩下 真理	大和証券チーフマーケットエコノミスト
	川崎 茂	日本大学経済学部特任教授
	神田 玲子	公益財団法人NIRA総合研究開発機構理事・研究調査部長
	清原 慶子	杏林大学客員教授、ルーテル学院大学学事顧問・客員教授
	佐藤 香	東京大学社会科学研究所教授
	嶋崎 尚子	早稲田大学文学学術院教授
	白塚 重典	慶應義塾大学経済学部教授
	津谷 典子	慶應義塾大学教授
	中村 洋一	法政大学理工学部経営システム工学科教授
	野呂 順一	株式会社ニッセイ基礎研究所代表取締役会長
	宮川 努	学習院大学経済学部教授

(注1) 令和2年度(2020年度)中に在任していた委員について記載

(注2) 役職は令和2年(2020年)6月30日時点

(令和2年(2020年)7月1日～令和3年(2021年)3月31日)

委員長	北村 行伸	立正大学経済学部教授
委員長代理	椿 広計	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構理事 情報・システム研究機構統計数理研究所長
委員	伊藤 敦子	東日本旅客鉄道株式会社執行役員総合企画本部経営企画部長
	岩下 真理	大和証券チーフマーケットエコノミスト
	川崎 茂	日本大学経済学部特任教授
	神田 玲子	公益財団法人NIRA総合研究開発機構理事・研究調査部長
	清原 慶子	杏林大学客員教授、ルーテル学院大学学事顧問・客員教授
	佐藤 香	東京大学社会科学研究所教授
	嶋崎 尚子	早稲田大学文学学術院教授
	白塚 重典	慶應義塾大学経済学部教授
	津谷 典子	慶應義塾大学教授
	中村 洋一	法政大学理工学部経営システム工学科教授
	宮川 努	学習院大学経済学部教授

(注1) 令和2年度(2020年度)中に在任していた委員について記載

(注2) 役職は令和3年(2021年)3月末日時点

資料23 統計委員会臨時委員名簿

部会名（設置時期）	臨時委員名（所属期間）	
企画部会 (H30.7.20～)	川口 大司	東京大学大学院経済学研究科教授 (R2.3.16～R3.3.24)
国民経済計算体系 の整備部会 (H29.2.23～)	菅 幹雄	法政大学経済学部教授 (R1.10.18～)
	山澤 成康	跡見学園女子大学マネジメント学部教授 (R1.10.18～)
人口・社会統計部会 (H19.10.5～)	宇南山 卓	一橋大学経済研究所社会科学統計情報研究センター教授 (R1.10.18～)
	川口 大司	東京大学大学院経済学研究科教授 (R1.10.18～)
産業統計部会 (H19.10.29～)	宇南山 卓	一橋大学経済研究所社会科学統計情報研究センター教授 (R1.10.18～)
サービス統計・企業 統計部会 (H21.4.1～)	宇南山 卓	一橋大学経済研究所社会科学統計情報研究センター教授 (R2.3.30～R2.6.25)
	菅 幹雄	法政大学経済学部教授 (R2.3.30～R2.6.25、R2.8.7～)
	成田 礼子	EY新日本有限責任監査法人パートナー (R1.10.18～)
統計基準部会 (H21.1.19～)	菅 幹雄	法政大学経済学部教授 (R1.10.18～)
統計制度部会 (H30.7.20～)	縣 公一郎	早稲田大学政治経済学術院教授 (R1.10.18～)
	石井 夏生利	中央大学国際情報学部教授 (R1.10.18～)
	藤原 静雄	中央大学大学院法務研究科教授 (R1.10.18～)
点検検証部会 (H31.1.30～ R2.9.30)	成田 礼子	EY新日本有限責任監査法人パートナー (R1.10.18～R2.9.30)
統計作成プロセス 部会 (R2.10.1～)	成田 礼子	EY新日本有限責任監査法人パートナー (R2.10.1～)
評価分科会 (H30.8.31～)	久我 尚子	株式会社ニッセイ基礎研究所生活研究部主任研究員 (R1.10.14 ～)
	山本 涉	電気通信大学大学院情報理工学研究科准教授 (R1.10.14～)
	美添 泰人	青山学院大学経営学部プロジェクト教授 (R1.10.14～)

(注1) 令和2年度(2020年度)中に在任していた臨時委員について記載

(注2) 部会は、令和2年度(2020年度)に設置されていた部会について記載

(注3) 役職は、直近の任命時点

資料 24 統計委員会専門委員名簿

部会名（設置時期）	専門委員名（所属期間）	
企画部会 (H30. 7. 20～)	清水 千弘	日本大学スポーツ科学部教授 (R1. 10. 18～)
国民経済計算体系的整備部会 (H29. 2. 23～)	小巻 泰之 斎藤 太郎 新家 義貴 滝澤 美帆 宮川 幸三	大阪経済大学経済学部教授 (R1. 10. 18～) 株式会社ニッセイ基礎研究所経済研究部経済調査部長 (R1. 10. 18～) 第一生命経済研究所経済調査部主席エコノミスト (HR1. 10. 18～) 学習院大学経済学部経済学科准教授 (R1. 10. 18～) 立正大学経済学部教授 (R1. 10. 18～)
人口・社会統計部会 (H19. 10. 5～)	藤原 翔	東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター准教授 (R2. 10. 29～R3. 2. 18)
産業統計部会 (H19. 10. 29～)	山岸 順子	東京大学農学部非常勤講師、日本作物学会会長 (R2. 12. 24～R3. 3. 24)
サービス統計・企業統計部会 (H21. 4. 1～)	該当する専門委員なし	
統計基準部会 (H21. 1. 19～)	該当する専門委員なし	
統計制度部会 (H30. 7. 20～)	該当する専門委員なし	
点検検証部会 (H31. 1. 30～ R2. 9. 30)	篠 恭彦 西 美幸	一般社団法人日本能率協会審査登録センター専任審査員 (R1. 10. 18～R2. 9. 30) アビームコンサルティング株式会社公共ビジネスユニットシニアマネージャー (R1. 10. 18～R2. 9. 30)
統計作成プロセス部会 (R2. 10. 1～)	篠 恭彦 西 美幸	一般社団法人日本能率協会審査登録センター専任審査員 (R2. 10. 1～) アビームコンサルティング株式会社公共ビジネスユニットシニアマネージャー (R2. 10. 1～)
評価分科会 (H30. 8. 31～)	神林 龍	一橋大学経済研究所経済制度・経済政策研究部門教授 (R1. 10. 14～)
—	康永 秀生	東京大学大学院医学系研究科臨床疫学・経済学教授

(注1) 令和2年度(2020年度)中に在任していた専門委員について記載

(注2) 部会は、令和2年度(2020年度)に設置されていた部会について記載

(注3) 役職は、直近の任命時点

資料25 統計委員会開催状況（第148回～第162回）

回数	開催年月日	審議事項
第148回	令和2年 (2020年) 4月17日	・統計委員会運営規則の改正について
第149回	令和2年 (2020年) 4月30日	・諮問第139号の答申「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」 ・毎月勤労統計調査について
第150回	令和2年 (2020年) 5月28日	・部会の審議状況について ・毎月勤労統計調査について
第151回	令和2年 (2020年) 6月5日	・諮問第141号「毎月勤労統計調査の変更について」 ・「令和3年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」（素案）について
第152回	令和2年 (2020年) 6月25日	・諮問第140号の答申「経済センサスー活動調査及び個人企業経済調査の変更について」 ・諮問第141号「毎月勤労統計調査の変更について」 ・諮問第142号「小売物価統計の指定の変更及び小売物価統計調査の変更について」 ・部会の審議状況について ・部会に属すべき委員の指名について ・一般統計調査の区分の見直しについて
第153回	令和2年 (2020年) 7月31日	・統計委員会委員の発令について ・「令和3年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」（案）について ・諮問第143号「商業動態統計調査の変更について」 ・部会の審議状況について ・部会に属すべき委員及び臨時委員の指名について ・令和元年度統計法施行状況について ・毎月勤労統計調査について ・PDCAサイクルの確立に向けた取組状況について ・その他
第154回	令和2年 (2020年) 8月27日	・諮問第142号の答申「小売物価統計の指定の変更及び小売物価統計調査の変更について」 ・諮問第143号の答申「商業動態統計調査の変更について」
第155回	令和2年 (2020年) 10月1日	・統計委員会部会設置内規の改正について ・部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員並びに部会長の指名について ・毎月勤労統計調査について ・その他
第156回	令和2年 (2020年) 10月29日	・諮問第144号「社会生活基本調査の変更について」 ・統計委員会専門委員の発令等について ・令和3年度における統計リソースの要求状況について

回数	開催年月日	審議事項
第 157 回	令和 2 年 (2020 年) 11 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・部会の審議状況について ・令和元年度統計法施行状況について
第 158 回	令和 2 年 (2020 年) 12 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第 145 号「作物統計調査の変更について」 ・諮問第 146 号「船員労働統計調査の変更について」 ・部会の審議状況について ・統計委員会専門委員の発令等について ・令和元年度までの官民の統計コスト削減に係る各府省の取組状況について
第 159 回	令和 3 年 (2021 年) 1 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第 144 号の答申「社会生活基本調査の変更について」 ・諮問第 147 号「労働力調査、就業構造基本調査、全国消費実態調査及び社会生活基本調査の匿名データの作成について」 ・諮問第 148 号「国民生活基礎調査の匿名データの作成について」 ・部会の審議状況について ・教育の質の変化を反映した価格の把握手法に関する研究について ・全国家計構造調査の集計に係る課題への対応について ・その他
第 160 回	令和 3 年 (2021 年) 2 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第 146 号の答申「船員労働統計調査の変更について」 ・部会の審議状況について ・消費者物価指数(CPI)の2020年基準ウェイトについて ・令和 3 年度における統計リソースの確保状況について
第 161 回	令和 3 年 (2021 年) 3 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・「Web会議システムを利用した会議への出席について」の改正について
第 162 回	令和 3 年 (2021 年) 3 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第 145 号の答申「作物統計調査の変更について」 ・諮問第 149 号「経済構造実態調査の変更及び工業統計調査の中止について」 ・諮問第 150 号「疾病、傷害及び死因の統計分類の変更について」 ・部会の審議状況について ・その他

資料26 統計委員会における諮問・答申実績

(令和2年度(2020年度))

諮問 番号	件名	諮問者	諮問日	答申日
139	公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について	総務大臣	令和2年 (2020年) 3月16日	令和2年 (2020年) 5月1日
140	経済センサスー活動調査及び個人企業経済調査の変更について	総務大臣	令和2年 (2020年) 3月30日	令和2年 (2020年) 6月25日
141	毎月勤労統計調査の変更について	総務大臣	令和2年 (2020年) 6月5日	令和2年 (2020年) 7月10日
142	小売物価統計の指定の変更及び小売物価統計調査の変更について	総務大臣	令和2年 (2020年) 6月25日	令和2年 (2020年) 9月9日
143	商業動態統計調査の変更について	総務大臣	令和2年 (2020年) 7月29日	令和2年 (2020年) 9月9日
144	社会生活基本調査の変更について	総務大臣	令和2年 (2020年) 10月29日	令和3年 (2021年) 2月18日
145	作物統計調査の変更について	総務大臣	令和2年 (2020年) 12月24日	令和3年 (2021年) 3月24日
146	船員労働統計調査の変更について	総務大臣	令和2年 (2020年) 12月24日	令和3年 (2021年) 3月12日
147	労働力調査、就業構造基本調査、全国消費実態調査及び社会生活基本調査に係る匿名データの作成について	総務大臣	令和3年 (2021年) 1月27日	令和3年 (2021年) 2月18日
148	国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について	厚生労働大臣	令和3年 (2021年) 1月27日	令和3年 (2021年) 2月18日
149	経済構造実態調査の変更及び工業統計調査の中止について	総務大臣	令和3年 (2021年) 3月24日	審議中
150	疾病、傷害及び死因の統計分類の変更について	総務大臣	令和3年 (2021年) 3月24日	令和3年 (2021年) 3月24日

(注) 本表は、令和2年度(2020年度)に統計委員会において行われた諮問又は答申の実績についてまとめたものである。同年度以外のものは日付を括弧書きとしている。

資料 27 令和 3 年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議
(令和 2 年 (2020 年) 7 月 31 日)

統計委第 13 号
令和 2 年 7 月 31 日

総務大臣
高市早苗 殿

統計委員会委員長
北村行伸

令和 3 年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議

統計委員会は、令和 3 年度における統計リソース（予算・人員）の重点的な配分に関する基本的な考え方等を下記のとおり取りまとめたので、建議する。

総務大臣におかれては、各府省における概算要求等の検討に資するため、本建議の内容を各府省に速やかに通知するとともに、本建議の内容を十分に踏まえて、「令和 3 年度各府省統計調査計画等審査」を行うよう要請する。

記

1 基本的な考え方

統計行政においては、「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」(令和元年 12 月 24 日統計改革推進会議統計行政新生部会。以下「総合的対策」という。)や、これを踏まえて変更した「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和 2 年 6 月 2 日閣議決定。以下「公的統計基本計画」という。)に基づく取組を確実に実行し、政府統計の品質向上と信頼回復に取り組む必要がある。

とりわけ、今回の新型コロナウイルス感染症への対応によって、人との接触や移動を抑制する「新しい生活様式」を踏まえ大きく変化した調査環境の下で、将来にわたって高い品質の政府統計を安定的・継続的に作成・提供できるよう取り組んでいくことが重要である。

(1) 新型コロナウイルス感染症の状況等から見えた課題

今般の新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を受けて、地方公共団体における調査事務や統計調査員による訪問が困難になるなど、従来どおりの政府統計の作成が困難な状況となっている。

政府統計は、継続性が重要であり、とりわけ今回のような状況下では、社会経済の急激な変化を正確に捉え、政策立案や民間の経済活動の判断材料を迅速に提供することが一層求められる。

このため、一部調査は中止、延期されたものの、各府省において、調査の継続的な実施を模索・検討した結果、緊急的・暫定的な措置として、郵送調査やオンライン調査を新たに導入する等の対応により、多くの調査が実施されている。

しかしながら、今後も同様の事態が生じ得ることも見据え、将来にわたって高い品質の政府統計を安定的・継続的に作成・提供できるよう、これまで以上に、調査対象者や統計調査員の安全性の確保や負担軽減を図りながら、適切に調査を実施できるよう、調査方法等の大胆な改善や、これに関する体制強化・見直しを重点的に進める必要がある。

このため、オンライン調査の一層の拡大を進めるほか、今回の新型コロナウイルス感染症の状況を把握するために、民間のデータホルダーが保有するリアルタイムデータ、ビッグデータの有用性が改めて認識されたことも踏まえ、官民のデータホルダーとの連携等による行政記録情報や民間のビッグデータの活用を一層推進する必要がある。

また、調査の制約やビッグデータの活用に伴い、偏りや欠測など制約のあるデータを取り扱う機会が増えることを踏まえ、これまで以上に統計職員の育成・専門性の向上に取り組む必要がある。

さらに、国民に対して新型コロナウイルス感染症に関する情報を十分に提供するため、また、緊急時や重要施策の企画・立案に資するため、新型コロナウイルス感染症に関する情報を利用しやすいデータ形式で提供するなど、統計の利活用促進により一層積極的に取り組む必要がある。

(2) 政府統計の品質向上、信頼確保等

上記(1)のほか、政府統計の品質を向上し、国民の信頼を確保するため、総合的対策や公的統計基本計画を踏まえ、PDCAサイクルの確立やブラックボックス化した統計関係情報システムの見直しなどの統計作成プロセスの適正化、統計研修の充実や統計調査員の確保・育成などの国や地方における機能強化のための体制整備等に重点的に取り組む必要がある。

また、従来から取り組んできた産業連関表のSUT体系への移行などの経済統計の改革についても、継続的に取り組む必要がある。

2 令和3年度の重点分野

上記1の基本的な考え方に基づき、令和3年度の概算要求等においては、以下の課題に統計リソースを重点的に配分すべきと考える。なお、今年度から着手できる事項については、令和3年度概算要求等を待たずに取りかかるべきである。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応は現在も継続していることから、今後の状況を踏まえ、統計委員会として追加的な要請を行うこともあり得る。

(1) 政府統計を安定的・継続的に作成・提供等していくための重点事項

① 統計業務の継続性の確保

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による令和3年度への調査時期の延期等の緊急措置
- ・ 郵送調査やオンライン調査の導入・利用促進、国・地方の統計関係部局間におけるオンライン会議やオンライン研修のための環境の確保、情報端末等の活用による調査員調査の効率化
- ・ 統計調査の実施体制の見直しも検討し、緊急時でも継続的・効率的に業務が維持・遂行できるよう、集計業務の府省横断的な標準化、システムによるエラーチェックの導入、クラウド利用によるシステムの効率的・効果的な運用などICTを活用した業務プロセスの見直し、国・地方における業務の効率化等につながるAIやRPAの導入に向けた調査研究や統計調査の実施
- ・ 各府省や府省内部局からの相談・要望対応、統計作成の段階に応じたサポート、PDCAサイクルの確立、統計作成プロセスの改善や第三者監査、調査結果公表前の分析的審査等を担う政府統計全体のハブ機関（中央統計機構）及び各府省統計幹事の下のハブ機関（府省内中核統計機構）について、緊急時における各府省や府省内部局の統計業務継続支援も念頭に、体制を一層強化
- ・ 総務省（政策統括官・統計局・統計研究研修所）及び（独）統計センターによる各府省・地方への人材派遣

② ビッグデータ等の活用の加速

- ・ 上記①の統計業務の継続性の確保の観点も踏まえたビッグデータ等や行政記録情報の特性の確認、試行的な活用、当該データの匿名化などによる個人情報保護等の促進、先進的な調査技術等の調査研究の本格化、政府関係法人等が作成する統計を適切に活用するための品質・公表状況

の評価に関する調査研究・分析等、また、これらを推進するための体制整備

③ データ人材等の確保・育成

- ・ 統計データアナリスト、統計データアナリスト補などのデータ人材の計画的な確保・育成や、広く統計に関する知識・経験を有する人材の確保・育成、データ教育・統計教育の充実、また、これらを推進するための体制整備

④ 統計の効果的な活用の確保

- ・ 緊急時における施策の立案や効果検証に必要とされる各種統計の提供の早期化のための業務・システムの見直し
- ・ e-Stat など政府統計共同利用システムを機能強化することによる統計データの利用環境の強化、統計データの利便性向上（利用しやすいデータ形式の提供（データベース化、利用者が自動取得可能な形（API機能）での提供等）、オンサイト施設の設置・利用促進）とそのため体制整備、リモートアクセスによる調査票情報の提供やオンデマンド方式によるオーダーメイド集計の検討・調査研究

(2) 政府統計の品質向上、信頼確保等に関する重点事項

① 統計作成プロセスの適正化

- ・ 基幹統計及び「特定一般統計調査」のように品質が重要政策や多くのユーザー等に影響する統計における作成プロセスの各段階における適正な品質管理の実現とそれに必要な体制の整備・確立、「特定一般統計調査」とされなかった一般統計調査における品質管理の簡便化・弾力化
- ・ ICTを活用した履行確認により効果的にPDCAサイクルを回す仕組みの構築
- ・ ブラックボックス化した統計関係情報システムの見直し
- ・ 調査票情報・メタデータ等の一元的な保存のために必要となるシステムの充実
- ・ 民間事業者の積極的かつ適切な活用
- ・ 民間事業者や地方公共団体等の指導・管理の徹底（履行確認、調査票情報の保存等）、統計調査員の業務の履行状況を国が直接確認する取組（いわゆる「コンプライアンスチェック」）の導入

② 国や地方における機能強化のための体制整備等

- ・ 政策部局等における個別統計の実施・審査・公表、調査内容・手法等の見直し、PDCAサイクルの確立、データの適正な利活用等に係る体制整備
- ・ 地方公共団体への支援強化(地方公共団体の統計職員の業務の標準化、調査環境の悪化や統計調査員の高齢化等の課題への対応)
- ・ 優秀な統計調査員の確保・育成・運用、統計調査員活動の適切な管理・支援に必要な体制の確保、調査実務に携わる統計調査員を効率的かつ効果的に指導監督するためのシステムの構築(例えば、タブレット等のデバイスの導入)
- ・ 統計研修の充実(国・地方の職員向けのオンライン研修の推進・拡充、初任の幹部・管理職向け研修の実施、統計調査員研修の充実)、データ分析機能の強化
- ・ 総務省(政策統括官・統計局・統計研究研修所)及び(独)統計センターによるOJT研修生の受け入れ、民間専門人材(任期付職員及び任期付研究員)の受け入れ

③ 国民経済計算・経済統計の改善を始めとする府省横断的・共同的な統計整備

- ・ QE・年次・基準年各段階におけるGDP統計の加工・推計方法の改善・拡充(産業連関表のSUT体系への移行(投入調査の充実を含む。)、QEの精度向上等(参考系列の充実を含む。))及び基礎統計の改善、調査対象が未把握な経済活動や新たな経済活動、品質変化の把握が困難な経済活動を捉える経済統計の改善のための調査研究
- ・ 月次のサービス統計や企業統計の改善・整備、財分野の生産物分類の整備等の推進、建設関連統計の精度向上
- ・ 経済社会状況の変化等を踏まえた基幹統計や「特定一般統計調査」等の継続的な改善(調査方法・調査項目等の見直し等)。「特定一般統計調査」とされなかった一般統計調査の個々の役割の明確化とそれに即した効果的・効率的な調査実施や調査方法・調査事項等の柔軟な再編・見直し
- ・ 公的統計基本計画に基づく障害者統計の充実

3 本建議の周知、フォローアップ等

本建議が統計リソースの確保及び重点的な配分に着実に反映され、フォローアップを通じて政府全体の統計ガバナンスの確立が図られるよう、統計委

員会は総務省に対し、以下のとおり要請する。

- ・ 各府省における概算要求等の検討に資するため、本建議の内容を各府省に十分周知するとともに、要求後は、ヒアリング等を通じて統計リソースに関する各府省の要求状況を把握するとともに、統計委員会に報告すること。
- ・ 「令和3年度各府省統計調査計画等審査」において、本建議の内容を的確に反映するとともに、概算要求等の前からこのような審査方針を各府省に丁寧に説明し、要求及び審査の円滑化を図ること。
- ・ 令和3年度の政府予算案や機構・定員要求の審査結果が明らかとなった後、各府省における統計リソースの確保と既存リソースの再配分・最適配置の状況を把握するとともに、その結果を統計委員会に報告すること。

資料28 法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用(実績)(令和2年度(2020年度))

区分		利用件数	統計の作成等	名簿作成
統計調査名	基幹・一般			
内閣府		3	3	0
企業行動に関するアンケート調査	一般	1	1	0
消費動向調査	一般	1	1	0
組織マネジメントに関する調査	一般	1	1	0
総務省		66	66	0
国勢調査	基幹	10	10	0
住宅・土地統計調査	基幹	4	4	0
労働力調査	基幹	6	6	0
小売物価統計調査	基幹	1	1	0
家計調査	基幹	6	6	0
個人企業経済調査	基幹	2	2	0
科学技術研究調査	基幹	1	1	0
就業構造基本調査	基幹	3	3	0
全国家計構造調査	基幹	4	4	0
社会生活基本調査	基幹	1	1	0
経済センサス-基礎調査	基幹	10	10	0
経済センサス-活動調査	基幹	13	13	0
家計消費状況調査	一般	1	1	0
家計消費単身モニター調査	一般	1	1	0
サービス産業動向調査	一般	1	1	0
全国単身世帯収支実態調査	一般	1	1	0
通信利用動向調査	一般	1	1	0
財務省		16	14	2
法人企業統計調査	基幹	11	9	2
民間給与実態統計調査	基幹	1	1	0
法人企業統計調査 附帯調査	一般	1	1	0
法人企業景気予測調査	一般	3	3	0
文部科学省		97	89	8
学校基本調査	基幹	68	61	7
学校教員統計調査	基幹	3	3	0
社会教育調査	基幹	9	8	1
教育行政調査	一般	2	2	0
学校給食栄養報告	一般	2	2	0
学校における教育の情報化の実態等に関する調査	一般	3	3	0
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	一般	4	4	0
体育・スポーツ施設現況調査	一般	1	1	0
地方教育費調査	一般	3	3	0
21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)	一般	2	2	0
厚生労働省		169	163	6
人口動態調査	基幹	19	17	2
毎月勤労統計調査	基幹	2	2	0
医療施設調査	基幹	15	12	3
患者調査	基幹	5	5	0
賃金構造基本統計調査	基幹	8	8	0
国民生活基礎調査	基幹	31	31	0
医師・歯科医師・薬剤師調査	一般	1	1	0
医療扶助実態調査	一般	1	1	0
院内感染対策サーベイランス	一般	7	7	0
衛生行政報告例	一般	2	2	0
介護サービス施設・事業所調査	一般	19	18	1
介護給付費等実態調査	一般	11	11	0
健康保険・船員保険被保険者実態調査	一般	3	3	0
国民健康・栄養調査	一般	3	3	0
雇用均等基本調査	一般	2	2	0
雇用動向調査	一般	1	1	0
雇用の構造に関する実態調査 (若年者雇用実態調査)	一般	1	1	0
裁量労働制実態調査	一般	1	1	0
社会福祉施設等調査	一般	4	4	0
社会保障・人口問題基本調査 (出生動向基本調査)	一般	4	4	0
社会保障・人口問題基本調査 (人口移動調査)	一般	3	3	0
社会保障・人口問題基本調査 (生活と支え合いに関する調査)	一般	6	6	0
社会保障・人口問題基本調査 (全国家庭動向調査)	一般	2	2	0
就労条件総合調査	一般	1	1	0
全国ひとり親世帯等調査	一般	1	1	0
21世紀成年者縦断調査	一般	2	2	0
病院報告	一般	4	4	0
福祉行政報告例	一般	4	4	0
労働安全衛生調査	一般	3	3	0
労働組合基礎調査	一般	1	1	0
21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)	一般	1	1	0
21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)	一般	1	1	0

区分		利用件数	統計の作成等	名簿作成
統計調査名	基幹・一般			
農林水産省		67	65	2
農林業センサス	基幹	22	21	1
牛乳乳製品統計調査	基幹	1	1	0
作物統計調査	基幹	3	3	0
海面漁業生産統計調査	基幹	4	4	0
漁業センサス	基幹	4	3	1
木材統計調査	基幹	2	2	0
木材流通統計調査	基幹	1	1	0
農業経営統計調査	基幹	11	11	0
漁業経営統計調査	一般	1	1	0
漁業構造動態調査	一般	1	1	0
集落営農実態調査	一般	4	4	0
新規就農者調査	一般	1	1	0
生産者の米穀在庫等調査	一般	2	2	0
畜産統計調査	一般	4	4	0
内水面漁業生産統計調査	一般	1	1	0
農業構造動態調査	一般	2	2	0
農産物価統計調査	一般	2	2	0
森林組合一斉調査	一般	1	1	0
経済産業省		85	74	11
経済産業省生産動態統計調査	基幹	4	4	0
石油製品需給動態統計調査	基幹	1	1	0
商業動態統計調査	基幹	2	2	0
経済産業省特定業種石油等消費統計調査	基幹	4	3	1
経済産業省企業活動基本調査	基幹	18	14	4
工業統計調査	基幹	9	6	3
経済構造実態調査	基幹	4	4	0
経済センサス-活動調査	基幹	6	5	1
海外事業活動基本調査	一般	11	9	2
工場立地動向調査	一般	10	10	0
鉄鋼生産内訳月報	一般	1	1	0
中小企業実態基本調査	一般	6	6	0
外資系企業動向調査	一般	1	1	0
石油輸入調査	一般	1	1	0
知的財産活動調査	一般	7	7	0
国土交通省		143	141	2
港湾調査	基幹	3	3	0
造船造機統計調査	基幹	7	7	0
建築着工統計調査	基幹	4	3	1
鉄道車両等生産動態統計調査	基幹	1	1	0
建設工事統計調査	基幹	3	2	1
自動車輸送統計調査	基幹	3	3	0
内航船舶輸送統計調査	基幹	4	4	0
空き家所有者実態調査	一般	1	1	0
幹線旅客流動実態調査	一般	1	1	0
建築物リフォーム・リニューアル調査	一般	1	1	0
航空貨物動態調査	一般	1	1	0
航空輸送統計調査	一般	2	2	0
航空旅客動態調査	一般	3	3	0
国際航空貨物動態調査	一般	6	6	0
国際航空旅客動態調査	一般	6	6	0
住生活総合調査	一般	1	1	0
全国貨物純流動調査	一般	20	20	0
全国輸出入コンテナ貨物流動調査	一般	34	34	0
中京都市圏物資流動調査	一般	2	2	0
鉄道輸送統計調査	一般	4	4	0
東京都市圏物資流動調査	一般	1	1	0
パーソントリップ調査	一般	5	5	0
バルク貨物流動調査	一般	4	4	0
ユニットロード貨物流動調査	一般	16	16	0
宿泊旅行統計調査	一般	2	2	0
旅行・観光消費動向調査	一般	1	1	0
訪日外国人消費動向調査	一般	7	7	0
環境省		11	11	0
家庭部門のCO2排出実態統計調査	一般	3	3	0
家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査 試験調査	一般	2	2	0
食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査	一般	1	1	0
水質汚濁物質排出量総合調査	一般	3	3	0
大気汚染物質排出量総合調査	一般	2	2	0
合計		657	626	31

注1) 令和2年度に利用を開始したものの件数であり、令和元年度以前から継続して利用しているものは含まない。

また、統合された統計調査を含んだ件数となっている。

注2) 1件の申請で複数の利用目的に該当するものについては、利用目的ごとに件数を計上している。

資料29 法第33条の規定に基づく調査票情報の提供(実績)(令和2年度(2020年度))

区分		第33条第1項 第1号	統計の 作成等	名簿作成	第33条第1項 第2号	公的機関 (規則第11 条第1項 第1号)	調査研究 (規則第11 条第1項 第2号)	特別な事由 (規則第11 条第1項 第3号)
統計調査	基幹・一般							
内閣府		5	5	0	1	0	1	0
高齢者の生活と意識に関する国際比較調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
市民の社会貢献に関する実態調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
消費動向調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
特定非営利活動法人に関する実態調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
令和元年度幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
法人企業景気予測調査	一般	0	0	0	1	0	1	0
総務省		254	247	7	75	19	56	0
国勢調査	基幹	12	12	0	11	4	7	0
住宅・土地統計調査	基幹	36	36	0	2	2	0	0
労働力調査	基幹	48	48	0	4	0	4	0
小売物価統計調査	基幹	32	32	0	1	0	1	0
家計調査	基幹	17	17	0	7	5	2	0
個人企業経済調査	基幹	1	1	0	0	0	0	0
科学技術研究調査	基幹	8	7	1	3	0	3	0
就業構造基本調査	基幹	14	14	0	12	2	10	0
全国家計構造調査	基幹	14	14	0	6	3	3	0
社会生活基本調査	基幹	4	4	0	7	1	6	0
経済センサス-基礎調査	基幹	28	27	1	12	0	12	0
経済センサス-活動調査	基幹	35	30	5	8	1	7	0
家計消費状況調査	一般	1	1	0	1	0	1	0
サービス産業動向調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
全国単身世帯収支実態調査	一般	1	1	0	1	1	0	0
産業連関構造調査(企業の管理活動等に関する実態調査)	一般	1	1	0	0	0	0	0
産業連関構造調査(サービス産業・非営利団体等調査)	一般	1	1	0	0	0	0	0
財務省		11	10	1	5	0	5	0
法人企業統計調査	基幹	9	8	1	4	0	4	0
民間給与実態統計調査	基幹	1	1	0	0	0	0	0
法人企業統計調査 附属調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
法人企業景気予測調査	一般	0	0	0	1	0	1	0
文科科学省		185	184	1	16	1	15	0
学校基本調査	基幹	155	155	0	7	1	6	0
学校保健統計調査	基幹	3	3	0	1	0	1	0
学校教員統計調査	基幹	2	2	0	2	0	2	0
社会教育調査	基幹	5	4	1	0	0	0	0
学校における教育の情報化の実態等に関する調査	一般	2	2	0	1	0	1	0
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	一般	14	14	0	1	0	1	0
体育・スポーツ施設現況調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
体力・運動能力調査	一般	3	3	0	1	0	1	0
ポストドクター等の雇用・進路に関する調査	一般	0	0	0	1	0	1	0
21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)	一般	0	0	0	2	0	2	0
厚生労働省		948	942	6	114	8	103	3
人口動態調査	基幹	697	694	3	33	4	27	2
毎月勤労統計調査	基幹	2	2	0	0	0	0	0
医療施設調査	基幹	46	46	0	3	0	3	0
患者調査	基幹	45	45	0	2	0	2	0
賃金構造基本統計調査	基幹	42	42	0	5	0	5	0
国民生活基礎調査	基幹	14	14	0	14	0	14	0
医師・歯科医師・薬剤師調査	一般	0	0	0	2	0	2	0
医療扶助実態調査	一般	0	0	0	1	0	1	0
社会医療診療行為別調査	一般	0	0	0	1	0	1	0
介護サービス施設・事業所調査	一般	13	13	0	3	0	3	0
介護給付費等実態調査	一般	0	0	0	6	0	6	0
家庭の生活実態及び生活意識に関する調査	一般	0	0	0	1	0	1	0
国民健康・栄養調査	一般	12	12	0	12	0	12	0
雇用動向調査	一般	2	2	0	1	0	1	0
雇用の構造に関する実態調査 (若年者雇用実態調査)	一般	1	1	0	0	0	0	0
歯科疾患実態調査	一般	0	0	0	1	0	1	0
社会福祉施設等調査	一般	13	12	1	0	0	0	0
社会保障・人口問題基本調査 (出生動向基本調査)	一般	0	0	0	3	0	3	0
社会保障・人口問題基本調査 (人口移動調査)	一般	0	0	0	4	2	2	0
社会保障・人口問題基本調査 (生活と支え合いに関する調査)	一般	0	0	0	1	0	1	0
就労条件総合調査	一般	2	2	0	1	0	1	0
所得再分配調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
地域保健・健康増進事業報告	一般	14	14	0	0	0	0	0
中高年者縦断調査	一般	1	1	0	3	0	2	1
21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)	一般	0	0	0	5	0	5	0
21世紀成年者縦断調査	一般	0	0	0	1	0	1	0

区分		第33条第1項 第1号	統計の 作成等	名簿作成	第33条第1項 第2号	公的機関 (規則第11 条第1項 第1号)	調査研究 (規則第11 条第1項 第2号)	特別な事由 (規則第11 条第1項 第3号)
統計調査	基幹・一般							
被保護者調査	一般	0	0	0	1	0	1	0
病院報告	一般	0	0	0	1	0	1	0
労働災害動向調査	一般	1	1	0	1	0	1	0
労働組合基礎調査	一般	42	40	2	0	0	0	0
福島県患者調査	一般	0	0	0	1	0	1	0
21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)	一般	0	0	0	7	2	5	0
農林水産省		42	41	1	14	0	14	0
農林業センサス	基幹	2	2	0	3	0	3	0
牛乳乳製品統計調査	基幹	10	10	0	0	0	0	0
海面漁業生産統計調査	基幹	2	2	0	0	0	0	0
漁業センサス	基幹	1	1	0	1	0	1	0
木材統計調査	基幹	14	14	0	0	0	0	0
農業経営統計調査	基幹	4	3	1	5	0	5	0
漁業経営統計調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
漁業構造動態調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
集落営農実態調査	一般	1	1	0	3	0	3	0
集落営農活動実態調査	一般	1	1	0	1	0	1	0
食品循環資源の再生利用等実態調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
水産物流通調査(水産加工統計調査)	一般	1	1	0	0	0	0	0
農業構造動態調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
木材流通統計調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
6次産業化総合調査	一般	1	1	0	1	0	1	0
経済産業省		375	355	20	30	1	29	0
経済産業省生産動態統計調査	基幹	11	8	3	0	0	0	0
商業動態統計調査	基幹	5	5	0	0	0	0	0
経済産業省特定業種石油等消費統計調査	基幹	0	0	0	1	0	1	0
経済産業省企業活動基本調査	基幹	25	24	1	8	0	8	0
工業統計調査	基幹	198	183	15	3	0	3	0
経済構造実態調査	基幹	7	7	0	4	0	4	0
経済センサス-活動調査	基幹	39	39	0	8	1	7	0
海外現地法人四半期調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
海外事業活動基本調査	一般	14	14	0	4	0	4	0
工場立地動向調査	一般	64	64	0	0	0	0	0
鉄鋼生産内訳月報	一般	1	1	0	0	0	0	0
特定サービス産業動態統計調査	一般	3	2	1	0	0	0	0
商品流通調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
専門量販店販売統計調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
中小企業実態基本調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
模倣被害実態調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
情報通信業基本調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
エネルギー消費統計調査	一般	0	0	0	2	0	2	0
外資系企業動向調査	一般	2	2	0	0	0	0	0
国土交通省		257	255	2	35	5	14	16
港湾調査	基幹	1	1	0	0	0	0	0
造船機械統計調査	基幹	9	9	0	0	0	0	0
建築着工統計調査	基幹	38	38	0	1	0	1	0
鉄道車両等生産動態統計調査	基幹	1	1	0	0	0	0	0
自動車輸送統計調査	基幹	1	1	0	0	0	0	0
内航船舶輸送統計調査	基幹	1	1	0	0	0	0	0
法人土地・建物基本調査	基幹	3	2	1	0	0	0	0
近畿圏物資流動調査	一般	2	2	0	0	0	0	0
航空貨物動態調査	一般	0	0	0	1	0	0	1
航空旅客動態調査	一般	3	3	0	3	0	0	3
国際航空貨物動態調査	一般	1	1	0	2	1	0	1
国際航空旅客動態調査	一般	8	8	0	3	0	0	3
住生活総合調査	一般	38	38	0	0	0	0	0
住宅市場動向調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
全国貨物純流動調査	一般	4	4	0	0	0	0	0
全国道路・街路交通情勢調査	一般	3	3	0	2	2	0	0
全国都市交通特性調査	一般	4	4	0	1	0	1	0
全国輸出入コンテナ貨物流動調査	一般	16	15	1	2	1	0	1
大都市交通センサス	一般	2	2	0	1	1	0	0
東京都市圏物資流動調査	一般	2	2	0	0	0	0	0
土地保有・動態調査	一般	2	2	0	0	0	0	0
土地保有移動調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
パーソントリップ調査	一般	62	62	0	16	0	12	4
バルク貨物流動調査	一般	6	6	0	0	0	0	0
マンション総合調査	一般	2	2	0	0	0	0	0
ユニットロード貨物流動調査	一般	6	6	0	0	0	0	0
宿泊旅行統計調査	一般	31	31	0	2	0	0	2
旅行・観光消費動向調査	一般	2	2	0	0	0	0	0
訪日外国人消費動向調査	一般	7	7	0	1	0	0	1
環境省		9	9	0	8	0	5	3
家庭部門のCO2排出実態統計調査	一般	3	3	0	3	0	2	1
家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査 試験調査	一般	2	2	0	3	0	2	1
大気汚染物質排出量総合調査	一般	4	4	0	2	0	1	1
合計		2,086	2,048	38	298	34	242	22

区分		第33条第1項 第1号	統計の 作成等	名簿作成	第33条第1項 第2号	公的機関 (規則第11 条第1項 第1号)	調査研究 (規則第11 条第1項 第2号)	特別な事由 (規則第11 条第1項 第3号)
統計調査	基幹・一般							
(参考) 内訳(提供先)								
国		192	185	7	20	1	18	1
地方公共団体		1,718	1,691	27	4	0	1	3
大学		59	59	0	213	15	196	2
独立行政法人等その他		117	113	4	61	18	27	16

注1) 令和2年度中に利用を開始したものの件数であり、令和元年度以前から継続して利用しているものは含まない。

また、統廃合された統計調査を含んだ件数となっている。

注2) 提供先の属性(国、地方公共団体、大学、独立行政法人等その他の別)について、国立大学法人は、「大学」に含まれる。

また、機関に所属する者が個人として統計法第33条第1項第2号の規定に基づき調査票情報の提供を受ける場合も、所属する機関の分類に含めている。

注3) 1件の申出で複数の利用目的に該当するものについては、利用目的ごとに件数を計上している。

資料30 法第33条の2の規定に基づく調査票情報の提供(実績)(令和2年度(2020年度))

区分		学術研究の発展に資すると認められる場合(規則第19条第1項第1号)	(1) 大学等・公益法人が行う調査研究	(2) 教員等が行う調査研究	(3) 大学等・公益法人が公募により補助する調査研究	(4) 特別な事由	高等教育の発展に資すると認められる場合(規則第19条第1項第2号)
統計調査	基幹・一般						
総務省		1	0	1	0	0	1
家計調査	基幹	0	0	0	0	0	1
経済センサス-活動調査	基幹	1	0	1	0	0	0
財務省		1	0	1	0	0	1
法人企業統計調査	基幹	1	0	1	0	0	1
経済産業省		5	0	5	0	0	0
経済産業省企業活動基本調査	基幹	2	0	2	0	0	0
経済センサス-活動調査	基幹	1	0	1	0	0	0
海外事業活動基本調査	一般	2	0	2	0	0	0
環境省		0	0	0	0	0	1
家庭部門のCO2排出実態統計調査	一般	0	0	0	0	0	1
合計		7	0	7	0	0	3
(参考) 内訳(提供先)							
大学等		2	0	2	0	0	3
公益法人等		5	0	5	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0

注1) 令和2年度中に利用を開始したものの件数であり、令和元年度以前から継続して利用しているものは含まない。

注2) 機関に所属する者が個人として統計法第33条の2第1項の規定に基づき調査票情報の提供を受ける場合は、所属する機関の分類に含めている。

資料 31 「調査票情報の二次利用及び提供」の活用事例 (令和 2 年度 (2020 年度))

令和 2 年度における調査票情報の二次利用の件数は、131 調査に係る 638 件となっている。

国の行政機関が、公的機関等へ調査票情報を提供した件数（法第 33 条第 1 項第 1 号に該当するもの）は、113 調査に係る 2,086 件（提供先別の内訳は、国：192 件、地方公共団体：1,718 件、大学：59 件、独立行政法人等その他：117 件）となっており、公的機関等が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者への提供件数（法第 33 条第 1 項第 2 号に該当するもの）は、78 調査に係る 298 件（提供先別の内訳は、国：20 件、地方公共団体：4 件、大学：213 件、独立行政法人等その他：61 件）となっている。

具体的な利用目的等の例は、表 1 のとおり、各種政策の立案等に係る基礎資料として活用されており、①白書や年次報告書等の作成のために用いる場合、②審議会等で利用する資料作成のために用いる場合、③国政・地方行政の各種基本計画等の作成に用いる場合、④統計調査等のために用いる場合（統計調査の名簿作成及びプレプリント、調査手法や推計方法等の検討、加工統計（国民経済計算、県民経済計算等）の作成等）などに分類できる。

- (備考) 1 提供先別の内訳について、機関に所属する者が法第 33 条第 1 項第 2 号の規定に基づき調査票情報の提供を受ける場合も、所属する機関の分類に含めて整理している。
- 2 法改正後の調査票情報の利用実績については、マイクロデータ利用ポータルサイト (miripo) を参照。
(<https://www.e-stat.go.jp/microdata/jisseki>)
- 3 法改正前のオーダーメイド集計及び匿名データを利用した研究事例については、(独)統計センターHPを参照。
(<http://www.nstac.go.jp/services/jisseki.html>)
- 4 指定地方公共団体（令和 2 年 3 月末現在で、47 都道府県及び 20 指定都市）が実施した統計調査に係る調査票情報については、当該地方公共団体の条例の規定に基づき二次利用等が行われている。なお、オーダーメイド集計及び匿名データに関する規定を定めている地方公共団体も少数みられるが、これまでのところ利用実績は無い。

表1 「調査票情報の二次利用及び提供」の具体例（令和2年度）

(所管府省) 統計調査名	提供先 (注1)	調査票情報の利用目的	
		類型 (注2)	概要
(内閣府)			
企業行動に関するアンケート調査	—	その他	内閣府経済社会総合研究所の研究業務「企業の価格設定に関する研究」のため、企業行動に関するアンケート調査の調査票情報を利用し、企業の価格設定の背景を実証的に分析するために利用
(総務省)			
科学技術研究調査	大学	その他	「地域の起業・イノベーションエコシステムの政策支援の研究：ミクロ計量分析による評価」の研究の一環として、企業や大学等の研究開発への公的支援の要因と効果を、国による支援と地方公共団体による支援を区別して分析し、異なる行政レベルからの公的支援の補完性と周辺地域へのスピルオーバー効果についても明らかにするために利用
経済センサス - 活動調査	農林水産省	その他	2015年農林業センサスの統計委員会の諮問において、平成28年経済センサス活動調査票を活用し、統計の作成や分析を行うことを課題として位置付けられた。既に平成24年経済センサス活動調査を用いて分析手法・集計項目等の精査を行ってきたところである。それらの分析結果等を用いて、今回、平成28年経済センサス活動調査票と2015年農林業センサス結果で新たに統計の作成や分析を行う必要があるために利用
国勢調査	大学	その他	和歌山県が実施するEBPMに資する統計データ利活用推進の一環として、統計データや行政データなどを活用した行政課題解決に資する共同研究として「和歌山県における空き家分布の推定」を実施し、今後の空き家対策に資するために利用
(財務省)			
法人企業景気予測調査	大学	その他	「不確実性や政策介入に対する企業の労働調整に関する実証分析」の一環として、企業行動について分析するために利用
法人企業統計調査	中小企業庁	白書	白書作成のため、企業の業種別、従業員規模別の財務項目を、時系列（年次別・四半期別）に集計し、財務項目の業種別、従業員規模別格差について考察するとともに、当座比率、固定長期適合率など主要財務指標が企業活動における本業の収益性を表す経営資本営業利益率へ及ぼす影響等について業種別に時系列に集計し考察するために利用
(文部科学省)			
学校基本調査	—	その他	私立学校における学校編成の検討のための基礎資料を作成するために利用
21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）	独立行政法人	その他	祖父母との同居と子どもの人的資本の関連についての研究のために利用
(厚生労働省)			
病院報告	—	その他	新型コロナウイルス感染症が流行している状況下において、病院報告（月報概数）で公表している患者数を開設者別に分析するために利用
国民健康・栄養調査	大学	その他	国民健康・栄養調査の調査票情報を用いて「歯科口腔保健の新たな評価方法・評価指標の開発のための調査研究～我が国の歯科健康格差縮小へのヘルスサービスリサーチ～」を実施するために利用

(所管府省) 統計調査名	提供先 (注1)	調査票情報の利用目的	
		類型 (注2)	概要
介護サービス施設・ 事業所調査 (農林水産省)	地方公共団体	その他	報告書(年報等)の作成(公表)及び行政運営資料の作成(部内資料として非公表)、またはいずれか一方として利用
海面漁業生産統計 調査	地方公共団体	統計調査	地方公共団体の魚種別漁獲量、漁業種類別漁獲量、養殖魚種別収獲量及びのり類収獲量について、地区別及び市町村別に集計するために利用
農業経営統計調査	大学	統計調査	平成30年度農林水産政策科学研究委託事業「日本型持続可能な開発目標(SDGs)モデル」の構築に資する農業分野における成長市場の創出やイノベーション推進に関する研究のうち、大学が受託した試験研究調査「マイクロ・パネルデータを用いた日本農業の生産効率性の計測」において、経営形態と効率性の関係、効率性の規定要因を明らかにし、農業の生産効率性に関する分析等を行うために利用
(経済産業省)			
工業統計調査	—	統計調査	経済産業省生産動態統計調査(以下「生動調査」という。)の統計精度の維持・向上を目的とし、工業統計調査の調査票情報を基に、生動調査の調査対象事業所から漏れている事業所を補捉し、生動調査の名簿の作成を行う(事業所脱漏調査)ために利用。同時に、既に生動調査の調査対象事業所であるものの、報告がなされていない品目を補足するために利用(品目脱漏調査)。
工業統計調査	地方公共団体	統計調査	2020年工業統計調査の集計・公表及び管内市町村が集計・公表する際に調査票情報を提供するために利用
経済産業省企業活 動基本調査	内閣府	基本計画	国民経済計算年次推計(平成27年基準)では、国際収支統計のサービス収支に計上される「著作権等使用料」をソフトウェアとその他に分割し、かつ、各産業の輸出入に計上する必要があり、著作権使用料の海外との受払をこのように分割するために利用
(国土交通省)			
全国輸出入コンテ ナ貨物流動調査	—	その他	統計データとしてコンテナ流動の状況やその品目等を整理し、貨物需要推計の基礎資料や事業評価の参考資料として活用するために利用
建築着工統計調査	地方公共団体	基本計画	県が建築行政の資料として、県内の建築物の着工状況に関する統計を作成するために利用
住生活総合調査	地方公共団体	基本計画	住生活総合調査票データを活用し、県の住生活基本計画見直しに向けた資料とするために利用
(環境省)			
大気汚染物質排出 量総合調査	地方公共団体	審議会	港湾計画の改訂に際して環境影響評価に活用するために利用

(注) 1 「提供先」が統計調査の所管府省と同一の場合(調査票情報の二次利用の場合)は、「—」としている。

2 主として用いられている「類型」は以下のとおり

- ・白書：白書や年次報告書等の作成のために用いる場合
- ・審議会：審議会等で利用する資料作成のために用いる場合
- ・基本計画：国政・地方行政の各種基本計画等の作成に用いる場合
- ・統計調査：統計調査等のために用いる場合(統計調査の名簿作成及びプレプリント、調査手法や推計方法等の検討、加工統計(国民経済計算、県民経済計算等)の作成等)
- ・その他：上記以外
(複数に該当する場合もあるが、本表では主なもののみを記載)

また、法第 33 条の 2 第 1 項に基づき調査票情報を提供した件数は、6 調査に係る 10 件（提供先別の内訳は、大学：5 件、公益法人等 5 件）となっている。

具体的な利用目的等の例は、表 2 のとおりである。

表 2 「法第 33 条の 2 に基づく調査票情報の提供」の具体例（令和 2 年度）

（所管府省） 統計調査名	提供先	調査票情報の利用目的
（総務省）		
家計調査	大学	大学が教養教育として令和 3 年度より実施する科目「データ・サイエンス」において、データの可視化方法を例示するために、ぎょうぎ、まぐろの消費量および世帯収入に関するヒストグラムを用いることを考えており、図作成のために調査票情報を利用
（財務省）		
法人企業統計調査	公益法人等	統計的データマッチング手法を用いたマイクロデータの活用と、日本企業の成長力を強化するために金融機関と金融政策が果たす役割の研究のため。
（経済産業省）		
海外事業活動基本調査	大学	年々活発化する海外直接投資・グローバル生産チェーンの中で、日本の各企業はどのように海外直接投資活動を展開しているのかについて国際政治経済学の視点からは、企業の海外直接投資に影響する政治的要因について研究されてきたが、調査票を用いることでよりマイクロレベルでの検討を加えるために利用。
（環境省）		
家庭部門の CO2 排出実態統計調査	大学	学生の卒業研究において、実データを用いてエネルギー消費に起因する CO2 排出の要因を統計解析する課題を設定し、社会に貢献し得る統計解析結果を導かせるために利用。

（注） 機関に所属する者が個人として統計法第 33 条の 2 第 1 項の規定に基づき調査票情報の提供を受ける場合は、所属する機関の分類に含めている。

資料32 オーダーメイド集計及び匿名データの利用可能な統計調査【各府省、日本銀行の報告事項】

(1) オーダーメイド集計の利用可能な統計調査

府省等名	統計調査名	提供対象	平成28年度		29年度		30年度		令和元年度		2年度	
			統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数
内閣府	法人企業景気予測調査(財務省と共管)	平成16年4～6月期 ～令和2年7～9月期	3	35	3	38	3	41	3	44	3	47
	企業行動に関するアンケート調査	平成18年度～令和元年度	1	10	1	11	1	12	1	13	1	14
	消費動向調査	平成16年度～令和元年度	1	12	1	13	1	14	1	15	1	16
			8	119	9	125	9	130	10	134	10	138
総務省	国勢調査	昭和55年、60年、平成2年、7年、12年、17年、22年、27年	1	7	1	8	1	8	1	8	1	8
	住宅・土地統計調査	昭和53年、58年、63年、平成5年、10年、15年、20年、25年、30年	1	8	1	8	1	8	1	8	1	9
	労働力調査	昭和55年1月～令和元年12月(月次調査)	1	36	1	37	1	38	1	39	1	40
	家計調査	昭和56年1月～令和元年12月(月次調査)	1	35	1	36	1	37	1	38	1	39
	就業構造基本調査	昭和54年、57年、62年、平成4年、9年、14年、19年、24年、29年	1	8	1	8	1	9	1	9	1	9
	全国家計構造調査(全国消費実態調査)	平成6年、11年、16年、21年、26年	1	4	1	4	1	5	1	5	1	5
	社会生活基本調査	昭和56年、61年、平成3年、8年、13年、18年、23年、28年	1	7	1	8	1	8	1	8	1	8
	家計消費状況調査	平成14年1月～令和元年12月(月次調査)	1	14	1	15	1	16	1	17	1	18
	経済センサス-基礎調査	平成26年	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1
	経済センサス-活動調査	平成28年	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
	財務省	年次別法人企業統計調査	昭和58年度～令和元年度	2	46	2	48	2	50	2	52	2
法人企業景気予測調査(内閣府と共管)		平成16年4～6月期 ～令和2年7～9月期	1	33	1	34	1	35	1	36	1	37
			1	13	1	14	1	15	1	16	1	17
文部科学省			1	7	1	7	1	7	1	7	1	7
	学校基本調査	平成20年度～26年度	1	7	1	7	1	7	1	7	1	7
厚生労働省			5	29	5	34	5	37	5	40	5	45
	人口動態調査(出生票、死亡票)	平成19年～30年	1	8	1	9	1	10	1	11	1	12
	毎月勤労統計調査(特別調査)	平成21年～令和元年	1	7	1	8	1	9	1	10	1	11
	医療施設(静態)調査	平成20年、23年、26年、29年	1	2	1	3	1	3	1	3	1	4
	患者調査	平成20年、23年、26年、29年	1	2	1	3	1	3	1	3	1	4
	賃金構造基本統計調査	平成18年～令和元年	1	10	1	11	1	12	1	13	1	14
農林水産省			5	27	5	30	5	31	5	31	5	43
	農林業センサス	平成2年、7年、12年、17年、22年、27年	1	3	1	3	1	3	1	3	1	6
	海面漁業生産統計調査	平成19～30年	1	9	1	10	1	10	1	10	1	12
	漁業センサス	平成15年、20年、25年、30年	1	3	1	3	1	3	1	3	1	4
	木材統計調査(製材月別統計調査)	平成23～令和2年	1	5	1	6	1	6	1	6	1	10
	農業経営統計調査	平成20～30年	1	7	1	8	1	9	1	9	1	11
経済産業省			1	8	1	9	1	10	1	11	1	12
	経済産業省企業活動基本調査	平成20年度調査～30年度調査(19年度実績～29年度実績)、2019年度調査(2018年度実績)	1	8	1	9	1	10	1	11	1	12
国土交通省			1	7	1	8	1	9	1	10	1	11
	建築着工統計調査	平成21年4月～令和2年3月(月次調査)	1	7	1	8	1	9	1	10	1	11
環境省			0	0	1	1	1	1	2	2	2	3
	家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査 全国試験調査	平成26年10月～平成27年9月	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1
	家庭部門のCO2排出実態統計調査(家庭CO2統計)	平成29～30年度	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2
(国の行政機関)小計			25	265	27	286	27	301	29	315	29	343
日本銀行			1	13	1	14	1	15	1	16	1	17
	短観(全国企業短期経済観測調査)	平成16年3月調査以降、受付時点に公表済みの各調査回(最新調査回を除く)	1	13	1	14	1	15	1	16	1	17
合計			26	278	28	300	28	316	30	331	30	360

注) 共管調査(複数の府省が共同で行う調査)については、共管の府省にそれぞれ計上しているため、各府省ごとの件数と

(2) 匿名データの利用可能な統計調査

府省名	統計調査名	提供対象	平成28年度		29年度		30年度		令和元年度		2年度	
			統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数
総務省	国勢調査	平成12年、17年、22年、27年	6	40	6	41	6	43	6	45	6	50
	住宅・土地統計調査	平成5年、10年、15年、20年、25年	1	3	1	3	1	5	1	5	1	5
	労働力調査	平成元年1月～平成29年12月(月次調査)	1	24	1	24	1	24	1	24	1	29
	就業構造基本調査	平成4年、9年、14年、19年	1	3	1	4	1	4	1	4	1	4
	全国家計構造調査(全国消費実態調査)	平成元年、6年、11年、16年	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4
	社会生活基本調査	平成3年、8年、13年、18年	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4
			1	5	1	5	1	7	1	7	1	7
厚生労働省	国民生活基礎調査	平成7年、10年、13年、16年、19年、22年、25年	1	5	1	5	1	7	1	7	1	7
合計			7	45	7	46	7	50	7	52	7	57

資料33 オーダーメイド集計及び匿名データの提供(実績)

(1)オーダーメイド集計の提供実績

府省名	統計調査名	提供件数					
		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	累計
内閣府		1	0	0	1	0	6
	法人企業景気予測調査(財務省と共管)	0	0	0	0	0	1
	企業行動に関するアンケート調査	0	0	0	0	0	0
	消費動向調査	1	0	0	1	0	5
総務省		12	17	18	25	14	175
	国勢調査	7	4	9	13	4	76
	住宅・土地統計調査	1	3	2	2	2	23
	労働力調査	2	2	0	1	0	9
	家計調査	1	3	1	3	2	16
	就業構造基本調査	1	6	3	7	2	29
	全国家計構造調査	0	1	1	0	1	5
	社会生活基本調査	1	0	2	0	1	8
	家計消費状況調査	0	0	0	0	0	0
	経済センサス-基礎調査	-	0	0	0	0	0
	経済センサス-活動調査	-	0	0	0	2	0
財務省		0	0	0	0	0	1
	年次別法人企業統計調査	0	0	0	0	0	0
文部科学省	法人企業景気予測調査(内閣府と共管)	0	0	0	0	0	1
	学校基本調査	0	0	0	0	0	1
厚生労働省		1	5	4	2	1	25
	人口動態調査	1	2	2	2	1	11
	毎月勤労統計調査(特別調査)	0	0	0	0	0	0
	医療施設(静態)調査	0	0	0	0	0	0
	患者調査	0	1	1	0	0	5
	賃金構造基本統計調査	0	2	1	0	0	8
農林水産省		0	0	0	0	0	0
	農林業センサス	0	0	0	0	0	0
	海面漁業生産統計調査	0	0	0	0	0	0
	漁業センサス	0	0	0	0	0	0
	木材統計調査(製材月別統計調査)	0	0	0	0	0	0
経済産業省	農業経営統計調査	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0
国土交通省	経済産業省企業活動基本調査	0	0	0	0	0	0
		3	3	1	5	3	18
環境省	建築着工統計調査	3	3	1	5	3	15
		0	0	0	1	1	2
	家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査 全国試験調査	-	0	0	1	0	1
	家庭部門のCO2排出実態統計調査	-	0	0	0	1	1
(国の行政機関)小計		17	25	22	34	19	225
日本銀行		0	0	0	1	0	2
	短観(全国企業短期経済観測調査)	0	0	0	1	0	2
合計		17	25	22	35	19	227

注1) 利用目的は、平成25年度の就業構造基本調査(1件)、28年度の消費動向調査(1件)及び29年度の就業構造基本調査(2件)に係る利用が高等教育目的であり、令和元年度の住宅・土地統計調査(1件)、就業構造基本調査(1件)及び建築着工統計調査(2件)に係る利用が官民データ統計利活用事業目的である。その他の利用は全て学術研究目的である。

注2) 平成22年度については、共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の提供実績が1件(法人企業景気予測調査(内閣府及び財務省))あり、共管の府省にそれぞれ計上しているため、各府省の小計欄の合計と合計欄の数字は一致しない。

注3) 平成24年度、28年度、29年度及び令和元年度については、1件の提供で複数の統計調査に係るオーダーメイド集計の提供を行ったものがあるため、①総務省の各統計調査

(参考)統計調査ごとに計上した場合の提供件数の合計

区分	提供件数 (統計調査ごとに計上した場合)					
	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	累計
合計	18	27	23	36	19	234

(2) 匿名データの提供実績

府省名	統計調査名	提供件数					
		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	累計
総務省		31	39	38	17	22	359
	学術研究目的	28	37	36	16	20	331
	教育目的(高等教育目的)	3	2	2	1	1	27
	国際比較統計利活用事業目的	0	0	0	0	1	1
	(参考)統計調査ごとに計上した場合の小計	37	50	52	19	28	435
	学術研究目的	34	44	50	18	24	392
	教育目的(高等教育目的)	3	6	2	1	3	42
	国際比較統計利活用事業目的	0	0	0	0	1	1
	国勢調査	2	2	6	2	9	27
	学術研究目的	2	2	6	2	8	26
	教育目的(高等教育目的)	0	0	0	0	1	1
	住宅・土地統計調査	1	2	4	3	2	27
	学術研究目的	1	1	4	3	1	23
	教育目的(高等教育目的)	0	1	0	0	1	4
	労働力調査	3	2	2	1	1	18
	学術研究目的	2	1	2	1	0	14
	教育目的(高等教育目的)	1	1	0	0	0	3
	国際比較統計利活用事業目的	0	0	0	0	1	1
	就業構造基本調査	6	15	16	5	8	110
	学術研究目的	6	13	15	5	8	94
	教育目的(高等教育目的)	0	2	1	0	0	16
	全国家計構造調査	14	12	13	5	3	126
	学術研究目的	14	11	13	4	2	116
	教育目的(高等教育目的)	0	1	0	1	1	10
	社会生活基本調査	11	17	11	3	5	127
	学術研究目的	9	16	10	3	5	119
教育目的(高等教育目的)	2	1	1	0	0	8	
厚生労働省		8	6	11	9	10	71
	学術研究目的	7	6	11	7	8	64
	教育目的(高等教育目的)	1	0	0	2	1	6
	国際比較統計利活用事業目的	0	0	0	0	1	1
	国民生活基礎調査	8	6	11	9	10	71
	学術研究目的	7	6	11	7	8	64
	教育目的(高等教育目的)	1	0	0	2	1	6
	国際比較統計利活用事業目的	0	0	0	0	1	1
合計		39	45	49	26	32	430
	学術研究目的	35	43	47	23	28	395
	教育目的(高等教育目的)	4	2	2	3	2	33
	国際比較統計利活用事業目的	0	0	0	0	2	2

注1) 利用目的のうち、高等教育に限定されていた提供範囲について、法改正により教育目的に拡大された。

注2) 利用目的について、官民データ統計利活用事業目的は提供実績がないため、記載していない。

注3) 1件の提供申出に対して複数の統計調査に係る匿名データの提供を行ったものがあるため、総務省の各統計調査の提供件数の合計と小計欄の数字は一致しない。

(参考)統計調査ごとに計上した場合の提供件数の合計

区分	提供件数 (統計調査ごとに計上した場合)					
	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	累計
合計	45	56	63	28	38	506
学術研究目的	41	50	61	25	32	456
教育目的(高等教育目的)	4	6	2	3	4	48
国際比較統計利活用事業目的	0	0	0	0	2	2

資料34 国連アジア太平洋統計研修所 1970年からの研修事業参加者数

2021年3月末現在

国／地域	合計	東京ベース事業	研修所外事業	遠隔学習事業	
合計	152	24,290	4,422	11,107	8,761
ESCAP 域内国	58	23,675	4,047	11,074	8,554
アフガニスタン	227	65	108	54	
米領サモア	9	0	9	0	
アルメニア	101	18	48	35	
オーストラリア	51	3	25	23	
アゼルバイジャン	76	22	22	32	
バングラデシュ	652	202	338	112	
ブータン	322	90	196	36	
ブルネイ	243	21	187	35	
カンボジア	467	116	319	32	
中華人民共和国	2,536	164	605	1,767	
香港	262	92	144	26	
マカオ	177	7	121	49	
クック諸島	113	28	72	13	
北朝鮮	98	0	98	0	
フィジー	367	88	224	55	
ジョージア	105	21	31	53	
グアム	38	0	35	3	
インド	679	191	261	227	
インドネシア	3,495	223	440	2,832	
イラン	676	128	361	187	
日本	178	64	71	43	
カザフスタン	113	34	43	36	
キリバス	162	24	132	6	
キルギス	67	26	22	19	
ラオス	549	128	340	81	
マレーシア	805	191	495	119	
モルディブ	666	91	483	92	
マーシャル諸島	104	16	87	1	
ミクロネシア連邦	98	29	51	18	
モンゴル	706	147	416	143	
ミャンマー	1,227	138	432	657	
ナウル	16	6	7	3	
ネパール	756	139	569	48	
ニューカレドニア	38	1	37	0	
ニュージーランド	25	0	13	12	
ニウエ	49	7	40	2	
北マリアナ諸島	2	0	2	0	
パキスタン	621	152	430	39	
パラオ	16	4	8	4	
パプアニューギニア	307	70	232	5	
フィリピン	1,390	226	721	443	
大韓民国	453	110	312	31	
ロシア	106	4	21	81	
サモア	250	81	119	50	
シンガポール	183	49	45	89	
ソロモン諸島	140	32	94	14	
スリランカ	928	198	605	125	
タジキスタン	104	44	57	3	
タイ	1,183	219	634	330	
東ティモール	210	42	137	31	
トンガ	150	43	89	18	
太平洋諸島信託統治領	40	7	33	0	
トルコ	144	15	15	114	
トルクメニスタン	14	9	3	2	
ツバル	58	12	44	2	
ウズベキスタン	117	37	13	67	
バヌアツ	139	33	92	14	
ベトナム	867	140	486	241	

国／地域	合計	東京ベース事業	研修所外事業	遠隔学習事業	
ESCAP 域外国	94	615	375	33	207
アルバニア	3	3	0	0	
アルジェリア	2	1	0	1	
アンゴラ	3	2	0	1	
アンティグアバーブダー	3	0	0	3	
アルゼンチン	2	1	0	1	
バルバドス	1	1	0	0	
ベラルーシ	1	1	0	0	
ベリーズ	2	2	0	0	
ベナン	1	1	0	0	
ボリビア	4	4	0	0	
ボスニア・ヘルツェゴビナ	2	2	0	0	
ボツワナ	6	3	0	3	
ブラジル	7	6	1	0	
ブルガリア	2	2	0	0	
ブルンジ	3	0	0	3	
カメルーン	15	12	0	3	
コロンビア	1	1	0	0	
コモロ	4	1	0	3	
コートジボワール	1	1	0	0	
クロアチア	1	0	0	1	
キューバ	3	3	0	0	
チェコ共和国	1	1	0	0	
コンゴ民主共和国	2	2	0	0	
ジブチ	1	1	0	0	
ドミニカ国	2	2	0	0	
ドミニカ共和国	1	1	0	0	
エクアドル	4	4	0	0	
エジプト	26	23	0	3	
赤道ギニア	4	1	0	3	
エスワティニ	9	9	0	0	
エチオピア	16	15	0	1	
フランス	13	0	10	3	
ドイツ	1	0	1	0	
ガーナ	32	23	0	9	
グアテマラ	5	5	0	0	
ギニア	2	0	0	2	
ガイアナ	8	0	0	8	
ホンジュラス	4	4	0	0	
イラク	29	27	0	2	
イタリア	1	1	0	0	
ジャマイカ	4	4	0	0	
ヨルダン	1	0	0	1	
ケニア	23	9	0	14	
コンゴ	6	6	0	0	
ラトビア	1	1	0	0	
レバノン	1	1	0	0	
レソト	10	10	0	0	
ルクセンブルク	2	0	2	0	
マダガスカル	1	1	0	0	
マラウイ	11	9	0	2	
マリ	2	2	0	0	
モーリタニア	1	1	0	0	
モーリシャス	20	4	0	16	
メキシコ	3	0	0	3	
モロッコ	13	0	0	13	
モザンビーク	10	4	0	6	
ナミビア	19	0	0	19	
ニジェール	2	2	0	0	
ナイジェリア	20	18	0	2	
ノルウェー	1	0	1	0	
オマーン	10	10	0	0	
パレスチナ	15	15	0	0	

国／地域	合計	東京ベース事業	研修所外事業	遠隔学習事業
パナマ	2	2	0	0
パラグアイ	2	2	0	0
ペルー	6	6	0	0
モルドバ	3	3	0	0
ルーマニア	3	3	0	0
ルワンダ	15	11	0	4
セントルシア	5	1	1	3
セントキッツネヴィス	1	0	0	1
セントビンセント及びグレナディーン諸島	3	3	0	0
サントメ・プリンシペ	1	0	1	0
サウジアラビア	2	2	0	0
セネガル	6	4	0	2
セルビア	1	1	0	0
セーシェル	5	1	0	4
シエラレオネ	3	3	0	0
スロバキア	1	1	0	0
南アフリカ	1	1	0	0
南スーダン	6	6	0	0
スーダン	13	12	0	1
スイス	4	0	4	0
シリア	18	8	0	10
チュニジア	2	2	0	0
ウガンダ	7	1	0	6
ウクライナ	2	2	0	0
タンザニア	59	25	0	34
米国	23	0	12	11
連合王国	1	0	0	1
アラブ首長国連邦	2	0	0	2
ウルグアイ	1	1	0	0
イエメン	1	1	0	0
ザンビア	10	8	0	2
ジンバブエ	2	2	0	0

“e-Stat”とは、政府が作成・公表する統計（Statistics）に関する幅広い分野の統計調査結果を、インターネット上で提供している総合窓口（ポータルサイト）です。

知りたい統計データを探すための検索機能をはじめ、グラフ形式で見ることや、地図上への統計データの表示もできるなど、日常生活、学習、ビジネス、研究などに政府統計を活用する上で便利な様々な機能が備わっているサイトです。

令和元年（2019年）5月1日に、改正統計法の施行に伴う調査票情報の二次的利用に関する各種情報を集約した「マイクロデータ利用ポータルサイト（miripo）」の開設に併せ、e-Statのトップページの変更等、ユーザビリティの向上に配慮した機能改修を実施しました。

また、令和2年（2020年）7月9日に、「時系列表」の機能を追加しました。

The screenshot shows the e-Stat homepage with three callout boxes:

- 【統計データを探す】** (Search for statistics data): Explains that users can find and download data by category or keyword. Includes a small table and a bar chart.
- 【統計データを活用する】** (Use statistics data): Lists features like visual dashboards, GIS maps, and regional data extraction. Includes a map and a dashboard snippet.
- 【統計データの高度利用等】** (High-level utilization): Mentions microdata portals and API access. Includes a screenshot of the miripo portal.

資料 36 政府統計共同利用システムについて

政府は、国民にとって便利で使いやすい統計データの提供や各府省等の統計情報システムの集約を図るため、平成 20 年(2008 年) 4 月から、総務省を中心に全府省が参画して新たな「政府統計共同利用システム」をスタートさせました。

このシステムは、各府省等の統計データの公表や統計調査の企画立案、オンライン調査の実施などに役立つ様々な機能を備えており、インターネットを通じて各府省等の統計がつながり、国民にとって政府統計がより身近なものとして役立つことが期待されています。政府統計共同利用システムの主な機能としては、(1) 国民や企業など統計の利用者が、インターネット経由で統計の公表予定時期や公表結果を調べたり、地図や図表で統計を見たりすることができる「政府統計の総合窓口(e-Stat)」、(2) 各府省等のオンライン調査を行う「政府統計オンライン調査総合窓口」があります。このほかにも各府省等が事業所や企業を調査する場合に、調査対象者を抽出する際などに利用する「事業所母集団データベース」などがあります。

